

# 中・近世ティロル農村社会における 紛争・紛争解決と共同体

服 部 良 久

## 目 次

### はじめに

#### I 中・近世の紛争・暴力と国家——社会的規律化をめぐる——

#### II ドイツ中・近世農村社会と紛争・暴力

- (1) 農村社会の名誉と暴力
- (2) 農民の武装
- (3) 農民の暴力・フェーデ
  - 1) 農民のフェーデ？
  - 2) ヴァイステューマーに現れたフェーデ類似の暴力
  - 3) ヴァイステューマーに現れた殺害

#### III ティロル農村社会とラント裁判共同体

- (1) 暴力・紛争と共同体
- (2) 領邦ティロルの形成
- (3) 農村社会とラント裁判共同体の構造
  - 1) ラント裁判の形成
  - 2) ラント裁判と農民保護
  - 3) ラント裁判の組織と機能
  - 4) ラント裁判共同体の構造

#### IV 農村社会の紛争と紛争解決——農民間の紛争——

- (1) ティロルの裁判文書
- (2) 裁判帳簿における農民間の紛争
  - 1) ラント裁判リエントの裁判帳簿より
  - 2) ラント裁判シュタイナハの裁判帳簿より
  - 3) 小 括

#### V 農村社会の紛争と紛争解決——共同体間の紛争——

- (1) ヴィツプ溪谷地方の共同体間紛争
  - 1) ラント裁判区シュタイナハ
  - 2) ラント裁判区ゾンネンブルク
  - 3) 下級裁判区シュトゥーバイ
- (2) 上イン溪谷地方の共同体間紛争
  - 1) ラント裁判区ヘルテンベルク
  - 2) ラント裁判区ザンクト・ペーターズベルク / イムスト
  - 3) ラント裁判区ラウデック
- (3) ラント裁判区エーレンベルク
- (4) 小 括

### おわりに

図 6：共同体間の紛争と調停

注

欧文要約

## はじめに

近年、洋の東西、時期を問わず、社会における暴力や紛争と紛争解決のありかたに対する歴史研究者の関心が高まっている。しかも従来の法制史家の犯罪史・刑法史的な研究に対して、近年の研究では人類学・民俗学モデルの影響のもとに、当該社会に固有の紛争とその解決の仕方への社会史的な関心とアプローチが、顕著な特色をなしているように思われる。<sup>1)</sup> そうした研究では、一方で地域社会や村落などの共同体における紛争および紛争解決と秩序維持との関連を、機能論的に認識しようとするミクロ・ストリア的な観点と、他方では紛争・暴力を克服し社会統制を強化する、集権的な初期近代(近世)国家の成立との関係を考察しようとするマクロな観点が併存し、また共存している。筆者の関心は、中・近世のドイツ南部、オーストリアの農村社会における紛争と暴力および、その解決・克服にはたらきかける様々な社会的・政治的ファクターの考察を通じて、同時期の農村社会と国家(領邦)の相互関係を明らかにしようとするところにある。さしあたり本稿の課題は、Ⅰではまず「社会的規律化」論の検討を通じて、このテーマを国家と社会の相互関係の中に位置づけ、Ⅱでは農村社会の武装、暴力、フェーデをめぐる研究状況と問題点を明らかにする。そしてⅢ、Ⅳではティロル農村社会における紛争とその解決の事例を考察することにより、領邦ティロルに特徴的な、共同体の「国家的機能」の意味を再検討することをめざすものである。

### Ⅰ 中・近世の紛争・暴力と国家—社会的規律化をめぐる—

国家・支配権力による暴力の抑圧と社会の平和化のための様々な努力が、「社会的規律化」概念を中心に考察されてきたことは周知のとおりである。M・ヴェーバーは『支配の社会学』において「規律」を、合理化を指標とした社会秩序の最高段階と位置づけ、これを典型的には軍隊・近代工場・官僚組織において実現されるものとした。<sup>2)</sup> 「規律化論」を歴史的な分析概念として用いたのは、絶対主義にむかう初期近代国家の重要な統治手段として「社会的規律化」の意義を強調したG・エーストライヒである。<sup>3)</sup> 以来「社会的規律化」は、近代国家による馴致された平和的な臣民の創出を促す過程

を考察するためのモデルとして、中・近世史研究において重用されてきたといっている。近年ではH・シリングらが宗教改革期、とりわけ16世紀後半にカトリック、プロテスタント双方の領邦・都市で進行した「宗派体制化Konfessionalisierung」において、領邦(都市)当局と教会が協力して臣民の規律化に努めたことを明らかにした。<sup>4)</sup> 最近の社会的規律化論者は、エーストライヒらの視点が、国家から社会への作用を偏重していたのにたいし、近世の国家統合が宗教改革と密接に関連することからも教会の役割を重視しつつ(教会規律Kirchenzucht)、規律化を受容する社会・共同体自身の事情や動向をも考慮しようとする点に特色が認められる。シリングが考察したカルヴァン派都市エムデンでは、教会的規律を監督した長老会議は、誠実・責任・信頼にもとづくキリスト教的共同生活の実現・維持を目的として、信仰上の過ちのみならず、夫婦関係や性行為から、喧嘩、暴力、口論、誹謗中傷をも取り締まりの対象とした。当時の都市社会では暴力をとまなう紛争は日常茶飯事であったが、長老会議は当事者に対して一方的処罰ではなく、贖罪と和解を勧告し、当事者を悔悛により、信徒共同体に復帰させることを目的としたというのである。シリングのテーゼとプロジェクトは、「社会的規律化」論をドイツ国制史の狭い枠をこえて、全ヨーロッパ的な比較研究へと展開させた点できわめて有益であったと評価できる。

他方、「コムナリスムス(共同体原理)」の提唱者P・ブリックレの門下である、H・R・シュミットは、スイス、ベルン市支配下の農村共同体における、16～18世紀の風紀裁判Sittengerichtを考察し、「社会的規律化」は都市・農村共同体のキリスト教倫理に基づく自己規律・自己調整Selbstregulierungとして始まったのであり、この裁判は共同体住民自身のキリスト教的隣人愛にもとづく、「ゲマインデ=聖餐共同体」を理念とする平和的な隣人関係の維持を目的とするものであったと述べた。<sup>5)</sup> これに対してシリングは雑誌Historische Zeitschriftの学界展望論文において、シュミットのいう共同体の「自己調整メカニズム」を、必ずしも実証されていない仮説としてその過大視を批判し、共同体を越える上位権力(ベルン市当局とその教会)による監督・支配との関連を考慮すべきであると指摘した。<sup>6)</sup> シュミットは翌年、同誌に寄せた論攷において、むしろシリングのいう「宗派体制化」モデルを、エーストライヒの国家主義的な「社会的規律化」論の転用であるとして精力的な反批判を展開した。シュミットによれ

ば、「宗派体制化」は領邦権力を欠く地域でも、あるいはそうした地域でこそ顕著に「自己宗派体制化」Selbstkonfessionalisierungとして展開したという。<sup>7)</sup> さらに同論文でシュミットは近世、絶対主義時代のヨーロッパ全体に視野を広げつつ、国家の平和・秩序維持機能もまた共同体住民自身の価値観と意志、自己調整機能に依拠していたことを再度強調している。シリングも、隣人団体や共同体の自己規律・自己調整は西欧文明の基本構造を規定するものであることを認める。しかしシリングはまた、共同体の規律化はミクロな世界で完結せず、宗派体制化の時期には教会規律、ポリツァイ条例、領邦条例により外部世界の作用(帝国、領邦、教会)が入り込んでくると述べ、むしろ帝国、領邦のマクロな世界と、都市や村落共同体にいたるミクロな生活世界の規律化の双方向的な作用を考えるべきであるとする。<sup>8)</sup>

中世末から近世に頻繁に現れる、「社会的規律化」の手段としてのポリツァイ条例は、総合研究プロジェクト等により、最近著しい研究の進展をみているが、そうした成果によれば、ポリツァイ条例は帝国・領邦のみならず、地域によっては在地領主をもその発令主体としたこと、また領邦君主は領邦貴族(シュテンデ)の提出した苦情や要求にそって、領民の支配と地域の風紀・秩序を維持するために、ポリツァイ条例を発令したことがわかる。そもそもポリツァイ条例の起源は中世後期の都市にあり、また近世に村落が村の条例Dorfordnungを作成する地域もみられる。領邦のポリツァイ条例は帝国ポリツァイ条例の影響を受けているが、他方でシュミットが指摘するように、中世以来の共同体の自己調整機能に配慮しまた依拠せねばならなかったことも明らかである。したがって社会的規律化は、都市・農村の共同体の生活世界から領邦、帝国まで様々なレベルで、その社会的必要と要請に応じて、相互に影響・作用しながら、展開したといえよう。<sup>9)</sup> 国家の視点から換言すれば、それは社会の様々な身分・集団・共同体の利害関係を調整しつつ、全体的な秩序の担い手として国家が成長するプロセスでもある。シリングとシュミットは、国家と社会(共同体)への重点の置き所は異なっているが、両要素の(あるいはマクロ世界・ミクロ世界の)相互作用への留意が必要であることについては一致しているのである。

しかし当然ながら、共同体の自己調整機能や自己規律化と国家=領邦当局のめざす規律化の方向にはずれがあり、これが両者の間の軋轢を生じさせたことは、農民戦争期の農民の領邦君主に対する苦情や要求からも読みとれる。しかも国家の側からの社会的規

律化やポリツァイ条例の現実的な効果については、多くの研究者は懐疑的であり、規律化のための諸法令が繰り返し発令されたことが示すように、社会的規律化とは中・近世の長期にわたるプロセスを意味した。R・ミュシャンプレッドは『近代人の誕生』において、「近代人の有罪化」＝近代国家の刑事裁判の強化による暴力社会の克服を強調したが、フランスにおいてもそれは17, 18世紀にわたる紆余曲折の過程であり、実際の裁判では紛争当事者の何れかを処罰するよりも、私的な報復の鎖を断ち切って平和的關係を回復させるために、むしろ両者を仲裁して和解に導くことに重点が置かれたという。裁判はまた住民たちが見守る中で、処罰するよりも、犯罪者を悔い改めさせるための贖罪儀式としての性格を持ち、それによって住民に善悪の区別と自己規制を教える教育的場でもあった。<sup>10)</sup> こうした裁判の機能はカトリック・ルター派・カルヴァン派を問わず、ドイツの領邦や都市・農村共同体における裁判についても指摘しうる。加えて興味深いことに、前述のように共同体の風紀裁判が共同体住民自身のキリスト教的倫理観念にそうものであったと述べるシュミットも、そうした教会的規律化は、何ら農村社会の「平和化」に貢献しなかったと考えているのである。少なくともシュミットが対象としたベルン地方の農村共同体や、その他の幾つかの事例研究によれば、18世紀まで隣人間紛争・暴力の告訴件数は、増加こそすれ目立った減少を示してはいない。<sup>11)</sup> このように国家的刑法原理が貫徹する過程が長期に及んだことは、ドイツでも同様であり、刑法史上の画期をなす1532年のカロリーナ帝国刑法典が、個々の領邦や帝国都市の実際の裁判においてそのまま適用されることは、16世紀には殆どなかったと思われる。社会的規律化において重要なのは、帝国刑法典そのものではなく、部分的にはその影響をも受けつつ発令される多数のポリツァイ条例であり、またK・ヘルターが述べるように、そうしたフォーマルな刑法的扱いと並行して行われる、仲裁、当事者と関係者の交渉、和解、嘆願などのインフォーマルな行為の絡まりであった。<sup>12)</sup> 18世紀になお、刑法と刑事裁判、ポリツァイ条例、警察機構によっても、懲罰権力の国家独占にはほど遠い状態にあったドイツの領邦当局にとって、地域や共同体の慣習、住民の価値意識にもとづくこのようなインフォーマルなメカニズムとの相互交渉によってのみ、緩やかな社会的規律化が可能となったのだといえよう。以上に述べてきた、社会(共同体)の自律的秩序維持、国家による規律化と社会秩序の相互関係、あるいは前者の后者への依存等の問題は、以下の考察においても、繰り返し検討されることになろう。

## Ⅱ ドイツ中・近世農村社会と紛争・暴力

### (1) 農村社会の名誉と暴力

ドイツ中・近世史について暴力・紛争とその克服という視点から、社会と支配権力の関連をとらえようとする研究において、めざましい成果を挙げてきたのは都市史である。都市が平和な社会ではなく、多くの場合に名誉毀損をきっかけとする、暴力に満ちていたこと、いわば名誉と暴力を秩序とコミュニケーションの一要素として含み込んだ都市社会において、当局の裁判は都市の平和・名誉とともに、個人の名誉にも配慮し、名誉の絡む暴力沙汰には寛容に対応したことなどが明らかにされてきた。S・ブルクハルトは中世後期のチューリヒにおける裁判記録から、その事例の多数をしめる傷害事件では、当事者の和解による解決が、罰金による処罰を件数において上回ることを明らかにした。<sup>1)</sup> さらに15、16世紀の同じチューリヒにおける殺人犯の裁判を考察したS・ポールによれば、故殺Totschlagは正当防衛、名誉ある故殺、名誉なき故殺に区別された。16世紀には市参事会の司法的権威が強化されたが、血讐こそ禁止されたものの、正当防衛は称揚されるべき行為であり、名誉なき故殺が死罪とされたのにたいし、名誉ある故殺は20マルクの罰金および1年間の追放(この間に遺族に賠償をおこなう)と、比較的寛大な処置がとられた。しかもこれら3区分の境界は曖昧であり、ある殺人がいずれに属すかについては結局、遺族、加害者(とその親族)が裁判官(市参事会員)の面前でおこなう交渉が重要な影響力を持った。ヘルターという当事者たちの「インフォーマルなメカニズム」の重要性がここにも見られ、カロリーナ刑法典の、全ての殺害は死罪というフォーマルな規定は、共同体の現実には適さなかったのである。<sup>2)</sup>

都市では一般に14、15世紀から裁判記録が伝来し、暴力・紛争の実態や裁判の現実に関する比較的濃密な情報が得られるのにたいし、農村社会についてはヴァイステューマーなどの慣習法文書以外に、実際の裁判記録が現れるのは16世紀以後である。そのような史料利用上の困難さもあって、都市の暴力・犯罪・裁判については、現在までに都市ごとの少なからぬモノグラフィーが公にされているのに対し、農村社会の暴力・紛争に関する実証研究はなお僅かで、かつ事例紹介にとどまっている。しかしそ

こから垣間見える農村社会の日常も、都市社会と同様に身体や言葉による暴力に満ちていたとの印象を与える。前述のブルクハルツが、都市社会における「争いの文化 Konfliktkultur」を指摘したことに対応して、ヴェストファーレン地方の農村社会を考察したR・ヴァルツが、近世農村の文化と社会を、「抗争的文化」「抗争的コミュニケーション」と表現したのは示唆的である。<sup>3)</sup> 農村社会の暴力と紛争の一般的な特色については別稿で、近年の研究動向をふまえて祖述したので、以下では若干の補足とともに、その要点を記しておこう。<sup>4)</sup>

農民間のトラブルが頻繁に身体暴力をともなう紛争に拡大した背景には、都市民の場合と同じく、名誉の毀損、名誉の回復という当事者の認識と戦略が存在していた。共同研究の成果『損なわれた名誉』を公にしたK・シュライナーらが述べるように、中・近世社会における個人の名誉とは、その内面的価値意識というよりむしろ、地域社会や共同体において社会的な相互関係の中で試され、承認または否定されるものであり、自他の行為によって増減する一種の象徴資本(ブルデュー)であった。<sup>5)</sup> 名誉の有無と大きさは個人の社会評価、政治的地位(官職就任)、職業活動のありかたと相互密接に結合していた。そのため人は名誉という象徴資本の蓄積に尽力し、その減少(毀損)には敏感に反応したのである。他人の行為によって名誉を損なわれた者は、これを回復しなければ共同体構成員としての信用を失い、それは政治的地位のみならず、職業活動をも危うくしかねなかった。言葉や暴力によって損なわれた名誉を回復する最も有効な手段は報復であり、対抗暴力であった。それゆえM・フランクが述べるように、「名誉のコードには強い抗争のポテンシャルが内在した」のである。<sup>6)</sup>

このような農村社会における暴力・紛争の意味を社会的・文化的コンテクストにおいて読み解くためには、村落共同体と地域社会の構造、生活世界のありようをふまえて個別的な事件のプロセスを考察しなければならない。しかし筆者の関心は、個々の村落共同体の閉鎖的、完結的なコミュニケーション世界の内部構造に限定されず、農村住民の活動範囲に対応し、より広い地域社会にわたって展開する紛争とその解決のための住民の行為、そしてこれに対する国家権力の影響如何、へと向かうものである。この観点からすれば農村社会の暴力・紛争はさしあたり、主として共同体内部で生じる個々の農民間の紛争と、共同体間の紛争の、ふたつのレベルに区別して考察するこ

とが必要である。ところが、農村社会の紛争・暴力に関する従来の研究はもっぱら、村落内部における個々の農民間の紛争を扱っており、村落間の紛争については殆ど実証研究の対象とされることはなかった。周知のように日本では、惣村の発達する中世後期、とくに戦国期には畿内を中心に、入会地をめぐる村落間の紛争が頻発した。藤木久志氏の戦国期農村社会史研究や、瀬田勝哉氏の惣村成立期の境相論に関する研究、そして近年上梓された論集『紛争と訴訟の文化史』に掲載された論攷は、そうし紛争が場合によっては、「村の合戦」とされる、少なからぬ犠牲者をともなう武力衝突＝村落間フェーデに拡大したこと、農民たちは在京の寺社や公家である荘園領主に、裁判における支援を期待することはあっても、その軍事力を頼りにすることはできず、緊急の実力行使(自力)においては近郷集落の加勢(合力)が重要な意味をもっていたこと、村落間の協力は紛争における支援のみならず、紛争がエスカレートした場合には仲裁をも導いたことを明らかにしている。<sup>7)</sup> こうした事実は、少なくとも公権力の低下が顕著な地域では、個々の村落共同体および地域的なコミュニケーション(ネットワーク)の、紛争と紛争解決の双方を促す、権力から自立した活動があったことを思わせる。

このような村落間紛争はヨーロッパでは史料的に確認されないのであろうか。管見の限りではこの問題についての本格的な研究は皆無に近い。裁判史料によってバイエルン農村における様々な紛争を考察したW・ヘルムの研究も、村落間の訴訟については、その殆どが放牧地など入会地をめぐるものであったと述べるにとどまる。<sup>8)</sup> 一般に境界争いは公的な地籍簿の作成以前には、頻発し、かつ容易に克服しがたい紛争であった。土地の境界争いは個人間でも生じたが、典型的な境界争いは、放牧地、森林などの入会地をめぐる村落間の争いとして現れ、後述するように中世以来、農村社会の生活と秩序を脅かす懸案であった。この点では日欧の農村社会は共通の問題を抱えていたと考えられる。しかしこうした共同体間の紛争がどのように解決されたのか、それは共同体や地域社会の自治、そして公権力(国家の裁判権力)にとってどのような意味があったのかといった問題については、ヨーロッパにおいて本格的な研究は未だ行われていない。<sup>9)</sup> 本稿Ⅲ以下ではこうした点をティロル地方について、この地域の農業構造や集落景観をも視野に収め、具体的に検討する。その前に以下では農民の武装と暴力・紛争について、そのフェーデ的性格をもふくめて、一般的な考察と問題点の指摘を行っておきたい。



## (2) 農民の武装

藤木久志氏は、日本中世の農民が「村落間フェーデ」において弓、槍、刀で武装していたこと、刀狩は身分統制を目的とするもので、決して農民は武装解除されたのではなく、近世に至るまで弓・槍・鉄砲・刀をもって「山野水論」を行ったことを指摘し、「丸腰の哀れな近世農民」のイメージを否定する。とりわけ戦国の支配者たちは戦闘に際して農村社会から雑兵を徴募したが、そうした雑兵は戦闘後に解雇されると、盗賊集団と化して(人とモノの)略奪をなりわいとし、治安を悪化させた。武装暴力は支配者の特権ではなく、いわば社会と本源的に結びつき、統一政権にとってもこうした暴力社会を克服することは容易ではなかった。<sup>10)</sup>

ヨーロッパ中世における農民の武装についてはどうか。ドイツでは、今世紀初頭『サヴィニー法制史雑誌』に公にされたH・フェールの長大な論攷『中世における農民の武装権』が、今日まで中・近世農民の「武装権」に関する唯一の本格的な研究である。<sup>11)</sup> フェールが考察した農民の武装権Waffenrechtは、厳密に言えば「武器の権利」であり、具体的には武器所有権、武器携行権、そして武器使用の三つの内容を持つ。農民の武器・武装の意味を把握するためには、これらの内容を区別して捉えねばならない。また武器を単に物理的暴力の手段と考えるのではなく、身分観念や名誉と密接に関わる、威信財としての社会的意味をも認識しなければならない。さらに狩猟や、害獣から家畜や農作物を守るためにも、一定の「武器」が不可欠であったことはいうまでもない。支配権力もまたこのような観点から、農民の武装に対処しようとしたのである。

筆者はすでに前稿でドイツ中世の平和令を中心に、国王や領邦君主が農民の武装をどのように認識し、いかに対処したかを概観した。そこで確認された要点のみ述べておこう。<sup>12)</sup> 中世から近世初頭を通じて農民は、剣、槍、鎧、弓、小銃などの様々な武器を所有し、一定の条件下でその所持携行をも認められていた。12, 13世紀の平和令には農民に対する特別保護(フェーデの対象からの除外)の規定も散見するが、相手の人的・物的財産の攻撃を最も一般的な手段とする領主たちのフェーデにおいては、現実的意味はなかった。また農民の武器携行の制限も、主として身分政策的な意図によるものであり、農民に禁止されたのは一定の武器を騎士的スタイルで帯びること(騎士叙

任としての帯剣)であった。中世後期の平和令にも、限定された平和空間(都市・市場・村域・製粉所・教会・墓地など)の設定と、その内部での武装の制限(夜間の武器携行禁止)、そして農作業従事中の農民の保護などの規定はみられるが、フェーデからの農民全体の保護、そしてフェールがこれと表裏をなすと考えた、農民の武装禁止の規定は現れない。他方で1244年のバイエルンの平和令が、祝祭日における農民の兜、胸甲などの武具着用や、家長の長剣所持を認めているように、農民の武装規定は農村社会内部の自律的、慣習的秩序にも配慮しており、さらには犯人追跡・逮捕のための裁判官への武装奉仕Gerichtsfolgeに備えて、武器(種類を問わず)を家内に所有することはむしろ奨励された。<sup>13)</sup>そして中世後期から近世にはバイエルンやオーストリア(ティロル、ザルツブルク)では、農民・市民からラント防衛のための選抜民兵制(ラントフォルゲ)が導入され、農民は剣・槍をもって、そして富裕な者は弩・小銃など、自身の武器によって領邦防衛のための軍役に就いた。そのために領邦当局は、軍役候補者リストを作成し、定期的な武器点検や訓練をも行っている。このように領邦、帝国をとわず国家当局も、農村社会の武器所有、潜在的な武装能力を排除し統制することはできず、むしろこれを容認し、国家の治安組織と軍事力を補完するために利用せざるを得なかったといえよう。

また近世オーストリアのヴァイステューマーには農民の日常生活における武器所持・使用に関する規定が少なくない。村内で夜間に武器を帯びること、とくに危険な武器(矢をつがえた弩、抜き身の剣)を所持することの禁止、村内の争いにおける剣、槍などの使用の禁止など、村落共同体当局ないし裁判領主も、武器携行による暴力の危険を可能な限り抑制しようとしている。この他、路上で抜き身の剣を振り回すこと、銃や弩をもって領邦君主の森林や狩猟区に入ること、剣や槍を抵当に飲食すること、投げ鉤Wurfhacken、十字鉤など危険な武器を所持することなどを禁止する条項が、各地のヴァイステューマーにみられる。<sup>14)</sup>しかしこのような武器に関する禁止・制限規定の類出は、総じて農民の日常生活が武器と密接に関わっていたことを思わせる。武器の所有はいうまでもなく、日常における(短)剣などの所持そのものは禁じられず、「領主と隣人達への助力のために必要な場合は弩、槍、剣その他の武器携行が許される」とあるように、現行犯逮捕など治安のための農民の武装奉仕義務は、村の慣習法レベ

ルにおいても認識されていた。<sup>15)</sup> ティロル地方の農民たちは、武器・武具を家屋と一体のものとして代々継承しており、家の財産目録Hausinventarには相続の対象として剣・槍・鎧・小銃などの武器が記されていた。16世紀のティロル領邦条例には、銃、剣、鎧などの武具は息子が父親から相続するものとされている。<sup>16)</sup> 次章で述べるように、ティロルでは領邦君主に提供される農民・市民の軍役は、数的に聖界領主・世俗貴族のそれを凌いでいた。ここでは武器所持は家長たる農民の名誉でありシンボルであったようで、16世紀のヴァイステューマーには、裁判所の命令下に誓約によって和解した紛争当事者が、後にこれに違反した場合、罰金に加えて剣など一定の武器の携行を1～3年間禁止する規定がある。武器携行禁止は一種の恥辱刑だったと考えてよい。また「裁判には槍を所持することができる」、「家長(竈の所有者)は最良の武器を持って裁判集会に参加すべし」、「共同体の集会には男性用の脇差以外の武器を携行してはならない」などの規定からは、ニュアンスの差はあれ、やはり武器の象徴的意味を読み取ることができる。<sup>17)</sup>

### (3) 農民の暴力・フェーデ

#### 1) 農民のフェーデ？

以上のように中・近世の農民の日常にはたえず武器が見え隠れし、また名誉をめぐる暴力や紛争が稀ではなかったとすれば、そのような暴力は社会において、また支配権力からどのように認識されていたのであろうか。農民の「フェーデ権」としてこの問題が論じられる場合、法制史家は概してこれに否定的である。H・ミッターは、農民は中世盛期に武装権を失うとともに、フェーデ権をも失ったと述べ、<sup>18)</sup> 『中世事典』の「フェーデ」の項を執筆したA・ボークマンも、フェーデは騎士身分にのみ認められていたとする。<sup>19)</sup> 近世に至るまでの国制において、「正しいフェーデ」は損なわれた権利回復のための正当な法的手段であったと述べるO・ブルンナーもまた、農民のフェーデ宣言Absageはラント法上の重罪であったと述べる。<sup>20)</sup> またたしかに後述のように、ヴァイステューマーや領邦条例は繰り返し、農民のフェーデ宣言を禁止している。しかしこの三者とも、血讐=殺害フェーデは近世まで、農民を含めた全ての身分に許

されていたとも述べている。なるほど殺害をめぐる当事者の報復意識と、これに対する裁判当局の対応には独特の意味が感じられるが、殺害だけが同時代の法観念において特殊であったとは考えにくい。<sup>21)</sup> 実はブルンナーもオーストリアのヴァイステューマーから、農民のフェーデを示唆する幾つかの事例に言及し、それらは中世政治(構造)史の理解の上では重要ではないが、農民の法観念の理解にとっては重要性を持つと述べている。<sup>22)</sup> ただしブルンナーは、農民の法観念とはいかなるものか、明らかにはしない。殺害以外の加害行為をめぐる暴力・紛争も、血讐と一定の共通性をもつ法意識の中に位置づけられるとすれば、行為主体である農民にはフェーデ類似の法意識が存在したとも考えられる。ラント法等で禁止されたのは、騎士的なフェーデの手続きである「フェーデ宣告」であって、かかる禁令はやはり第一に、身分統制的な意味を持っていた。したがってこの点をもって、農民は「フェーデ権」をもたないと主張することにあまり意味はない。むしろ広く農村社会の暴力・紛争一般の中で、フェーデ類似の行為を行う農民の意識や、これに対する裁判当局の対処などを考察することが有益であろう。

近年のフェーデ研究は、中・近世社会において一定のルールに則って行われるフェーデは、正当な法的手段であり、国制のファクターとであったとするブルンナーの視座を継承しつつ、さらに人類学ないし法社会史的なアプローチにより、多様な新しい解釈を展開している。それらの研究では、フェーデが仲裁、裁判など別の平和的な手段の存在を前提として行われたこと(有利な和解を導く手段としてのフェーデ)、フェーデはそれ自体紛争解決のメカニズムを意味し、また国家が法や刑罰システムによっては実現できないような、社会的コントロールの実現に貢献したことなどが指摘される。<sup>23)</sup> たしかにフェーデの意味を、実力行使の暴力的側面においてのみ捉えるのではなく、また不十分な裁判制度を背景としてネガティブに考えるにとどまらず、むしろ近代法治国家とは異なる秩序維持のプロセスとしてフェーデを解釈しようとする機能論的アプローチは、今後の研究にとって示唆的である。

ところでこれらの研究の対象は個々の領邦、地域であり、また最近ではとくに都市と周辺貴族の間のフェーデについては、少なからぬモノグラフが公にされている。<sup>24)</sup> これに対して農民のフェーデについては、上述のような法制史の通説のゆえに、研究

者によってまともに取り上げられることはなかった。ところが2000年に『歴史人類学』誌Historische Anthropologieに掲載されたJ・ペータースの論攷は、ブランデンブルクの16世紀の裁判文書から、農民、手工業者や奉公人、さらに傭兵くずれや日雇いをもふくめた農村社会の住民が、他の農民や村、都市民、領主、役人に対して行ったフェーデの多数の事例を明らかにした。<sup>25)</sup> ペータースによれば、このような「民衆フェーデLeute-Fehde」(同時代概念でありペータースの分析概念でもある)の際にはフェーデ宣告書Fehdebriefが作成され、その主体たる農民は、名誉のための正当な自力救済行為を意識していた。そこには農民の、支配権力＝オーブリヒカイトとの対等性の意識さえ見られるという。これに対しフェーデの対象とされた領主や都市、村もフェーデ主体のこのような正当性意識(法意識)を認識しており、しばしば妥協によって和解することを望んだ。16世紀に入って騎士フェーデがやや沈静化した時期に、こうした民衆フェーデが史料に登場する事実は大変興味深い。ペータースは、農民たちのフェーデは中世以来の慣習ではなかったかと推測する。<sup>26)</sup> 農民は法的には「フェーデ権」を認められてはいなかったにせよ、ブランデンブルクでは広範な非貴族身分が、近世になお「武器と暴力による自己決定」と無縁ではなかったのである。またE・R・カラウシェックの学位論文は、法人類学的な一般的考察ではあるが、宣告Absageをとまなう農民のフェーデも強い法意識と結合していたことを指摘し、農民のフェーデも騎士のそれと区別されない、本源的な単一の慣習に由来すると述べる。<sup>27)</sup>

## 2) ヴァイステューマーに現れたフェーデ類似の暴力

ペータースの研究が示すように、法＝規範史料において農民のフェーデが正当なものとして現れることはありえないとすれば、農民など非貴族身分の「フェーデ」の存在を明らかにするためには、裁判文書等の未刊行史料を含めた新たな史料的発掘が不可欠である。

しかしここではまず、領邦や地域の裁判領主の意向とともに、農民社会の慣習をも反映した法史料であるヴァイステューマーをとりあげる。その中でとくに、暴力・紛争・殺害に対して裁判当局の当事者主義的な扱いが見られる事例、または刑事罰に関して比較的寛容な措置がとられている事例に注目して、間接的にせよ農村社会におけ

るフェーデ的観念の存在を把握してみたい。以下は、オーストリア・ヴァイステューマーに現れるそのような規定を抜粋し、抄訳したものである。(典拠略号は注Ⅱ14, 16)参照)

- ① まっとうな人々fromme leutnの間に争いkriegが生じたら、それを知ったものはそれを妨げるべく最善を尽くす。妨げることができない場合、裁判官または役人に知らせ、彼らはそのような争いの仲裁、収拾に多大の努力を払い、また罰すべし。

NÖW 3, Nr. 89, S. 594, Kloster Gaming (15世紀末)

- ② 共同体の平和と協調は乱されてはならず、誰も自分自身の裁判官sein eigener richterであってはならない。彼が隣人を不安にし、その家に入り込み、或いはふとどきにも家から出てくるように呼び出したら、柱で3時間さらされる。

NÖW 1, Nr. 70, S. 393, Grillenberg (1747)

- ③ ある市民(マルクト住民)が誰かと争ったzukriegen場合、彼はマルクト域内burgfriedに友人や援助者を呼び入れてはならない。

NÖW 3, Nr. 82, S. 516, Melk (15世紀後半)

- ④ 誰も自分の利益のために、自分の仲間、友人たちを自分の地所(アイゲン)に呼び入れて隣人たちに損害を与えてはならない。(その場合)かれらが持っていた武器はヘルシャフトが没収する。

NÖW 2, Nr. 2, S. 10, Ulrichskirchen (1438-52)

- ⑤ 戦いunfridが生じたら、マルクト・ヴァイテンの裁判官・参事会はモルンベルクの管理官とともに、ヘルシャフトの弱き人々arme leutの生命・財産を安全に保護すべく見まわり、監視すべし。 NÖW 2, Nr. 150, S. 1029, Mollenburg/Weiten (15世紀半ば)

- ⑥ 裁判官は名誉ある事件erbar sacheのために32プント以上の財産を所有する市民を逮捕してはならない。

OÖW 2, S. 12, Markt Weyer-Gafrenz (1532)

- ⑦ 誰かが家の前に、或いは近くに放火の箒brand pesem(放火の脅し?)や血のついた刃物など危険な印がぶら下がっているのを見出したら、これをラント裁判官に知らせる前に取り去ってはならない。そして三日目までにこれをラント裁判官にもたらす。この脅しのしるしを密かにとりさって黙っていて、自分または隣人に被害が生じたら、ラント裁判に32 プフントの罰金を払う。

NÖW 2, Nr. 120, S. 799, Krumau (1499)

- ⑧ 我々の一人が名誉ある事erberen sachと呼ばれる敵対行為veintschaftを行い、隣人たちに損害を与えることなく終えたら、裁判集会に出頭する必要はない、それがラント内であれ、外であれ、彼がフォークト賃租を納めるかぎり。

NÖW 2, Nr. 152, S. 1047, Raxendorf (1459)

- ⑨ カメルンに住む者が村の中で公然と敵対行為veintschaftを行い、外部の人間を雇って隣人に被害を与えたら、その人数にかかわらず、雇ったものは5 タレントを、外部の雇われた者も5 タレントを罰金として納める。外部のものがこれをおさめることができなければ、雇ったものが払う。

NÖW 3, Nr. 109, S. 371, Kammern (15世紀初)

- ⑩ 密かに敵対行為veindschaftのために親族であれ客分であれ自分の土地にかかえ、それらが被害を与えたことが明らかにされたら、6 シリング 2 ペニヒの罰金を納める。

NÖW 4, Nr. 97, S. 328, Schalladorf (1528)

- ⑪ 村の中で敵対行為feintschaftが生じ、一方が他方から逃げて誰かの家の中に入ったら、三日間アジール(フライウング)を得る。敵たちが無理やり入り込もうとしたら、家主は彼(逃げ込んだ者)を、前後から、男女をとわず援助してよい。この件で賠償責任は負わない。押し入ったものは2、および6 シリングの罰金を納める。

NÖW 4, Nr. 118, S. 397, Weinzierl (1455)

- ⑫ もし誰かが、ランデスヘルの裁判に訴えずに敵対宣言しabsagen, 誰かがこの者を援助し、助言し、宿泊させたら、ヘルシャフトに身体・財産の罰を負う。

Die salzburgischen Taidinge, Nr.35, S.311, Windisch-Matrei (17世紀)

- ⑬ もし誰かが名誉あることのために逃亡し、敵対宣言absagenしたら重大犯罪malefizhandelであり、裁判官はその財産を差し押さえる。その者が何も所有しておらず、裁判官が彼を捕えようとするなら、正当にこれをなしうる。そして(差し押えの場合)隣人たちに知らせた上で、裁判所に(差押え財産の)見積もりをなす。

Die salzburgischen Taidinge, Nr.35, S.312, Windisch-Matrei (17世紀)

- ⑭ 2人あるいはそれ以上の市民が互いに争って暴力をふるったが、重大犯罪malefizではなく、またこのことで相手を裁判に訴えず、相手と和解したら、裁判に対しては罰金を負うことはない。ただし重大犯罪と55プフントの罰金相当の行為は除く。

TW IV-1, Nr.38, S.351, Klausen (1485)

- ⑮ 市内で誰かが争いをはじめたら、市民はそこに来て、裁判官にかわって相互に何もしないように双方に命じる。これに従わなければ、裁判官に引渡し、裁判に委ねる。

TW IV-1, Nr.38, S.351, Klausen (1485)

- ⑯ 市にやってきて市民になりたいと願う者は市民の前で受け入れられる。しかし彼は殺害による敵対関係tödliche veindschaftを持っていてはならない。

TW IV-1, Nr.38, S.351, Klausen (1485)

- ⑰ 今や至るところで行われている敵対宣言absagenについて。誰かが敵対宣言したら、された者はすぐに長官hauptman, 管理官phlegerあるいは裁判官のところへ通知し、また何ゆえなされたのか知らせる。敵対宣言された者がラント法によって裁判に訴えることを明らかにするなら、管理官或いはその者が訴え出たところの裁判官は、その者を裁判の手(保護)と権限に受け入れる。敵対宣言された者が長官に知らせた



ら、長官はすぐに全ての裁判に文書を送り、その者を保護し、裁判に受け入れ、それ以上先送りしないようにさせる。これに反したものは処罰される。敵対宣言する者を誰も家に泊めたり食べ物を与えたり援助してはならない。これに反したものは長官に訴えられるべし。長官はこのものがもはや自由を享受しないようにさせる。どこかある裁判区で敵対宣言した者がヘルシャフトに入ったら、ヘルシャフトは彼を追捕し、裁判の下に収監し、その者がいかなる裁判官や裁判に敵対する行為を何もなしえぬようにし、裁判で済ませるようにする。

TW IV-1, Nr. 57, S. 557-558, Heunfels (15世紀)

- ⑱ 誓約者(裁判の陪審)は敵対宣言者absager, 追い剥ぎ、殺人者、窃盗犯、その他の我がヘルシャフトの土地と住民に危害・損害を与えるような、悪しき者たちを、ただちに、遅滞なく裁判官に告発する。遅くとも三日目にはかくなすべし。

TW III, Nr. 15, S. 172, Schlanders(1490)

- ⑲ 暴力により他人を傷つけたものの逃亡をその親族が幫助しても罪にならない。

TW III, Nr. 30, S. 344-345, Munsterthal (1427)

- ⑳ だれも報復を行うべからず。たとえ父親を殺害されても裁判に訴えるべし。裁判なしに報復したら処罰される。

TW III, Nr. 30, S. 346, Munsterthal (1427)

- ㉑ 誰かが土地保有権paurechtを妨げる行為をし、被害者が裁判に訴え、かつ裁判官が被害者の保有権を保証しなかったら、被害者は(親族とともに)加害者の家に火を放ち、親族とともにその前で待つ。誰かが出てきたらこれを殺し、火の中に投げ込んでも、裁判は処罰しない。

TW IV-1, Nr. 27, S. 252, Vilanders (15世紀末)

TW IV-1, Nr. 39, S. 360, Latzfons/Verdings (1539)

- ㉒ 市民として受け入れられようとするなら、殺害に関わっていたり敵対関係veintschaftを持っていてはならない。

TW IV-1, Nr. 49, S. 481, Bruneck (15世紀末)

②③ 火事が起こり、援助のために駆けつけた者が敵対関係feintschaftを持っていても、彼の敵対者は彼を攻撃してはならない。違反者は5タレントの罰金を納める。払えなければ手を失う。 NÖW 1, Nr. 139, S. 896, Ober-Döbling (16世紀)

ほぼ同様の内容がNÖW 1, Nr. 76, S. 412, Trumau (17世紀)

これらの規定から、15、16世紀のオーストリア農村社会においてfeintschaft, krieg, unfridなどと表現された敵対行為、争いがかなり頻繁に生じていたこと、その際当事者は敵対(フェーデ)宣言absagenをも行っているように、騎士フェーデと同様な意識をも持っていたことがわかる。また⑦のように敵対関係の表明が、独特の呪術的慣習をともなう場合もある。勿論敵対宣言は重罪として厳禁され、また②「自身の裁判官たるべからず」と、自力救済の禁止を明示する規定もみられるのに対し、こうした争いや暴力行使を肯定的に捉える文言は殆ど見られない。⑩②②はとくに都市やマルクトの法にしばしば見られる規定であり、共同体にとっても、このような敵対関係が新来住民によって持ち込まれることは、避けるべきであった。しかし①「まっとうな人々の争い」、⑥⑧⑬「名誉ある事」の表現、およびこれに対する対処は、やはりある種の暴力行為に対する社会的容認や寛容を示しているようである。(共同体)当局はこうした争いを直接禁圧するというよりは、第一に当事者が外部からの加勢により争いをエスカレートすることを妨げ、隣人達に被害を及ぼすことのないように配慮している(③④⑨⑩)。敵対行為において外部からの加勢を得ることを禁ずる同様な規定は、他にも多数のヴァイステューマーにみられるものである。⑤では争いが生じた場合の裁判官と参事会の義務は、これを直接収拾することではなく、その裁判区の住民の安全に留意することであった。そして⑧のように、隣人に被害を及ぼすことなく争いを遂行した場合、また⑭のように当事者間で和解が成立した場合、当事者はそれ以上裁判当局に責任を負う必要はなかった。また⑰は、このような争いにおいては、親族が何らかのかたちで関わっていたことを推測させる。このことは、後段でとりあげるティロルの裁判文書にはより明確に現れる。⑳の土地保有権にかかわる自力救済的行為の承認は殺害をも容認しており、ティロルのやや特異な事例であるが、農民経営の存続にかかわる重大事については、「自力」の権利をも容認したということであろうか。<sup>28)</sup>

### 3) ヴァイステューマーに現れた殺害

さて上述のように法制史家も、殺害フェーデは全ての身分に可能であったとするが、ヴァイステューマーにおいて殺害はどのように扱われているのだろうか。以下、関連する箇所を抜き出してみよう。

- ① 誰かが他人を名誉あるerbar戦いにおいて殺害しても、60ペニヒ以上の罰金を課されず、裁判とヘルシャフトにそれ以上の責任を負わない。遺族が裁判官に要求すれば、裁判官はこの者を召喚する。 OÖW 2, S.271, Hofmark Steyr (16世紀後半)
- ② 2人が路上または家の中で争い、1人が他方を傷つけて死なしめたら、それがどの様であれ、名誉ある事erbar sachであるなら、アムトマンに72ペニヒを払う。アムトマンは彼の財産を司祭館の上のところにまでわたって保護する。その外部で、ラント裁判であれ、その他の人々であれ、彼の財産を差し押さえても、アムトマン、ゲマインデは責任を負わない。 NÖW 3, Nr. 4, S.33, St.Andrä vor dem Hagental (1489)
- ③ 誰かが敵対関係feintschaftを持ち、その敵対者たちが彼のところに来て争い、一人を彼が打ち殺して、彼がうぶげを息で吹けば、彼の財産は差し押さえられない。敵対者たちが彼をとどまらせず、領主が彼を敵対者たちに対して保護しないなら、領主は彼を保護する者を援助すべきであり、そのために彼は領主に2、および6シリング支払う。 NÖW 4, Nr. 118, S.396, Weinzierl (1455)
- ④ 路上であれ家の中であれ、二人が争って一人が他方を死なしめたら、それがいかなる名誉ある事erber sachによれ、ヘルシャフトによって32プフントの罰金を納める。そして裁判官はその罰金の保証がなされるまで、加害者の家を閉鎖する。妻が保証の後に家の鍵を戻すように願ったら、裁判官はそれを返す。そうしなければ妻は部屋を開けてよい。 NÖW 3, Nr. 6, S.56, Wildenhag (1454)
- ⑤ もし誰かがまっとうな人の家の中に逃げ込んで来たら、その逃亡者を誰も受け入

れず、裏からまたは表から退去させるべきである。(その際に)彼が(逃亡者を)殺しても、そのことの故に彼が有害な人間とされることはない。殺害があるいは相手のゆえであれ、その罪科のため、またはその利得のためであれ、そのことの故になんら責任を負うことはない。 NÖW 3, Nr. 6, S. 56, Wildenhag (1454)

- ⑥ 誰かを殺害したら、カメルン在住の者ならヘルシャフトに6シリングの罰金を納める。もし外来者が誰かを殺害し、それが家の中であれば、家主は賠償責任を負わず、裁判に通知すべし。それが路上であれば、全ゲマインデは賠償責任無く、裁判領主または代理人に知らせるべし。被殺害者の死体が三日間にわたって放置され、誰もこれを引き取ろうとせず、ゲマインデがこれを領主かその代理人に知らせていたら、ゲマインデは裁判なしにこれを埋葬する権利をもつ。

NÖW 4, Nr. 109, S. 371, Kammern (15世紀初)

- ⑦ 誰かがある者を殺害し、叫喚告知されずに裁判官の下に来たり、32プフントの財産を持っており、裁判官にその罰金を約束したら裁判官は彼を釈放し、拘束しない。

NÖW 3, Nr. 89, S. 596, Gaming (15世紀末)

- ⑧ ある住民が殺人を犯しても、32プフントの財産を持っておれば、裁判官は彼を逮捕しない(32プフントを納め、遺族が告訴しなければ釈放)。

NÖW 2, Nr. 112, S. 757, Gars (1430); NÖW 2, Nr. 138, S. 960, Kottes (1330); NÖW 3, Nr. 90, S. 613, Scheibbs (1338); NÖW 3, Nr. 88, S. 576, Burgstall (1375-1406); NÖW 2, Nr. 2, S. 13, Ulrichskirchen (1438-52)

- ⑨ 外部の者と商売上の争いが生じ、住民がその者を殺害しても遺族や裁判になんら責任を負わない。

NÖW 3, Nr. 88, S. 577, Burgstall (1375-1406)

- ⑩ もし誰かが不幸にも他人を死なせても、死者の血縁者が加害者から30プフントを受け取ったら、裁判官は加害者を釈放する。しかし遺族と加害者の間に争いが生じ

たら、裁判官は加害者を裁く

NÖW 3, Nr. 16, S. 122, Neulengbach (1441)

- ⑪ ある市民が他の市民を殺害しても誰も彼を襲ってはならず、彼は敵に対してのみ身を守る。裁判官が4人の参事ratと加害者の家に行き、その財産を管理する。14日以内に加害者がヘルシャフトと裁判官から許しを得たら、財産は返還される。さもなければ三分の一はヘルシャフトに、残りは妻子に与えられる。

NÖW 2, Nr. 150, S. 1033, Mollenburg/Weiten (15世紀半ば)

- ⑫ ある市民が誰かを殺害した場合、ラント裁判官には6シリング以上を負わない。

OÖW 2, S. 288, Aschbach (1550?)

- ⑬ 市内、あるいは市外で争いが生じ、誰かがある者を殺害したら、その者は60ペニヒの罰金を(裁判官に)、その役人に12ペニヒを納めれば、もはや生命・財産について責任を負わない。

OÖW 2, S. 314, Amt Steinbach (16世紀後半)

- ⑭ ある者が誰か死なしめ、その親族と和解しようとして、親族がこれを受け容れようとしなければ、その加害者はまずツァイゼルマウアのラント裁判官と罰金によってことを済ませ、ラント裁判官はその裁判区における彼の財産を保護する。それによって彼はその財産を妨げられることなく売ることができるよう。

NÖW 3, Nr. 3, S. 30, Werden (1555)

ここでもまた「名誉ある戦い」(①)、「名誉ある事」(②④)のゆえの殺害に対して、裁判当局はとくに寛容な措置をとっている。「名誉ある」が具体的に何を意味するのかは、規定には現れないが、当時の通念からすれば、原因が何であれ、お互いの名誉にかかわる紛争であり、その中で生じた物理的暴力の衝突の結果としての殺人であろう。一般に謀殺Mordと区別されるこのような故殺Totschlagに対する当局の対応には、なお当事者主義的な性格が濃厚に見られる。遺族が(何らかのかたちで和解が成立して)加害者を裁判に訴えなければ、加害者の当局に対する刑事責任は比較的少額の罰金の

みで済まされた (①②⑥⑫⑬)。上掲の諸規定にしばしば現れる32プフントという財産額・罰金額は、当時オーストリア諸領邦でラント法に規定された殺害の和解のための賠償金額であり、この額相当の財産を持つ住民は、賠償能力があるとみなされ、裁判官によって逮捕されなかった (⑧)。<sup>29)</sup> ⑩のように遺族がこの賠償金を受け取り、当事者間で和解が成立すれば、加害者はさしあたり刑事責任は問われなかった。④⑦の32プフントの罰金も、被害者の遺族に対する賠償金であろう。このような加害者の賠償金による和解の意志は、それ自体尊重されたようで、⑭では、遺族がこれを受け容れようとしなかった場合でも、裁判官に対する刑事責任は（おそらく他の事例と同程度の額の）罰金で済まされ、彼の財産は（遺族の攻撃から）保護されたのである。いわゆる「殺害の仲裁（和解）Totschlagsühne」については後に再論するが、親族をも含めた名誉にかかわる殺害に関しては、とくに（共同体）当局も当事者の意向と相互の和解を優先しなければならなかった。これを公的平和・秩序の侵害として厳しく断罪する国家の刑法原理は、少なくとも16世紀の農村社会には、未だ貫徹してはいなかったのである。この他⑤が示すように、家宅侵入者に対して家長はこれを実力で排除し、その際に侵入者を殺害しても罪を問われなかった。オーストリア・ヴァイステューマーにはこの他に、夜間に家宅侵入者を発見し、三度誰何して返答がなければこれを殺害してもよい、との規定が頻出する。一般に家の平和維持のための自力救済的な武力行使の慣習は、家という領域における自律的秩序の強さを示しているのである。

以上のようにヴァイステューマーでは、おそらく頻繁に生じたであろう農民間の暴をとともなう争い、そしてとくに殺害に関しては、（外部からの）加勢によってエスカレートし、周辺に危害を及ぼすことのない限りこれを容認し、また刑事罰については寛大に対処するという、当事者主義的ともいえる当局の姿勢が窺えるのである。そこに農民と裁判当局に一定程度共有された、こうした暴力紛争をフェーデのごとく認識する姿勢を看取することができよう。

### Ⅲ ティロル農村社会とラント裁判共同体

#### (1) 暴力・紛争と共同体

次章のⅣ以下では、オーストリアの領邦(ラント)ティロル、つまりティロル伯領の裁判文書その他の史料によって、当地方の農村社会における紛争と紛争解決の実態を考察する。そのために本章ではまずティロル農村社会の特質、とりわけ農民の領邦議会代表派遣の単位となるラント裁判共同体の構造を明らかにしておきたい。筆者はこれまでオーストリア東部の領邦(上/下オーストリアOber-, Niederösterreich, シュタイアマルクSteiermarkなど)を中心に、その成立過程と権力構造を考察してきたが、下級裁判権、さらに上級(ラント)裁判権をも備えた自立的な領邦貴族所領(ヘルシャフト)の遍在が、社会・政治構造を規定するこれらの東部諸領邦とは異なり、ティロルやザルツブルク大司教領、フォアアールベルクなどの西部諸領邦においては、在地貴族の自立的基盤は弱かった。ここではむしろ領邦君主の役人による直接的な統治領域の占める割合が大きく、その下で大半の農民は、相対的に恵まれた地位・権利を享受した。14, 15世紀以後、これらの領邦(とくにティロル)では農村地域団体(ラント裁判共同体)の代表が領邦議会に出席し、君主の軍役や課税要求を協議・承認するばかりか、自身の要求を提出し、領邦条例の作成にも大きな影響を与えたのである。<sup>1)</sup> こうした農村共同体の強力な自治と政治的機能は、農村社会の暴力・紛争およびその解決とどのような関係にあったのだろうか。

周知のようにP・ブリックレは、スイス盟約者団やケンプテン修道院領などの西南ドイツ小領邦、そしてザルツブルク大司教領とともに、ティロルの農民が共同体を単位としてラントシャフト、すなわち領邦議会身分に属し、それによって農村共同体が政治的・国家的機能を担ったことを強調した。ティロルの農村共同体はスイス盟約者団のそれとともに、ブリックレがコムナリズムと表現するこのような共同体的国制モデルの典型をなすものであった。<sup>2)</sup> ところで前章でも述べたように、ティロルの農民は武器・武具を所有し、それらはしばしば家屋敷とともに相続される財と観念された。そして屋敷を所有するすべての農民は共同体ごとに兵役簿に記され、領邦君主に領邦

防衛のための軍役を負った。都市とともに農村共同体(ラント裁判共同体)が提供すべき兵員数は、聖俗貴族の提供するそれを上回っていたのである。しかもスイス傭兵と同様、近世におけるティロル農民の歩兵・射手(狙撃兵)としての評価は高く、16世紀にはイタリア都市国家やスペイン王もティロルで兵を徴募している。<sup>3)</sup> しかしブリックレはティロルの農村共同体の政治的・国家的機能を、必ずしもその軍事力に基づくものとは見なしていないように思われる。ブリックレにとって共同体は都市・農村を問わず何よりも、平等主義的な原理による連帯と合理的な集団的意思形成によって特徴づけられる平和団体であった。<sup>4)</sup>

ところで、ブリックレのスイス盟約者団の初期史に関する最近の叙述や、コムナリスムのコンセプトを上ドイツとヨーロッパ全体にわたって展開した近業は、フェーデ、その他の暴力の克服と平和的秩序の創出・維持・制度化が国家の枢要な任務であったこと、しかもこのような任務は広く中世盛期以後のヨーロッパ世界において、国家や諸侯権力よりもむしろ、現実には都市・農村・地域共同体によって担われことを強調し、この点を看過してきたドイツ国制史研究におけるエタティズムを批判している。西ヨーロッパのコミュン運動に関する研究動向に照らしても、共同体形成と平和秩序の不可分の関係を強調すること自体は、説得的である。ブリックレによれば、都市は住民の誓約に基づき、フェーデと暴力を否定する刑法と裁判を強化して、「神の平和」や「ラント平和」と異なる「永久の平和」を確立した。スイス盟約者団の形成と拡大もまた、第一に平和秩序の確立を目的とするものであった。それはフェーデが横行していた森林邦(原初三邦)地域で、まず各々内的な平和の強化と、やはり平和のための誓約団体である1291年の三邦同盟によって始まり、以後同盟関係の強化と拡大は、邦の内外におよぶフェーデや暴力を、厳格な刑法原理によって禁止・予防しつつ平和的な秩序を領域化していった。それによって共同体は、物理的な暴力(強制手段)を独占する国家に近づいたという。<sup>5)</sup> すなわち、ブリックレによれば、平和団体として確立された都市・農村共同体にとって、内部の暴力・紛争とその克服はもはやそれ自体重大な意味をもつものではなかったのである。しかし本稿のここまでの考察をふまえるなら、平和団体としての共同体とは近世に至るまで、かならずしも暴力・紛争・フェーデとは無縁な法治主義の支配する空間ではなかったと考えねばならない。また



邦の間の紛争を解決するためには、同盟邦による仲裁が不可欠であったように、自立的な共同体内の平和が、共同体間関係を基盤とした領域的な平和へと拡大される過程においては、刑法と狭義の裁判ではなく、紛争解決のための仲裁など、ある種の共同行為の反復が重要な意味を持ったであろう。したがって暴力・紛争と共同体自治を、調停・仲裁を媒介として同時併存ないし相関するものと捉える視点が必要なのではないだろうか。<sup>6)</sup>

ティロルについてブリックレは、領邦議会における農民のラントシャフトの役割と意義に考察の重点を置き、政治的機能を担う農村共同体の実態、すなわちその集落景観を含めた空間構成、経営(牧畜)共同体、そして裁判・平和団体としての具体的な機能については立ち入った考察を加えてはおらず、農民の間の暴力・紛争といった問題も彼の関心外にある。またブリックレのみならず、共同体内の紛争・暴力については強い関心を示した前述のシュミットも、日本中世について指摘したごとき、共同体間の紛争についてはいっさい言及してはいないのである。

さて興味深いのは、農村共同体の自治・政治的自立性が強度に発展し、長期に渡って維持された地域において、農民の武装暴力、そしてフェーデ的慣行に関する言及がしばしば見られることである。そうした例としては、北海沿岸部の東フリースラントおよびデイトマルシェン地方の農民団体がよく知られている。近世初頭まで周辺領邦に対する自立性を維持したこの地方の農民団は、一定の地域的な広がりを持つ、集会を核とした緩やかな平和組織を形成していたが、現実には親族を巻き込むフェーデを繰り返していた。<sup>7)</sup> またスイスに関するヴァッカーナーゲルや最近のE・ヴェクスラー、そしてティロルに関するF・コルプやH・ヴォプフナー、F・アレンスらの研究は、この地方の農民の心性が、戦士的な気風と習俗、強い名誉心によって特徴づけられ、騎士と同様な宣告Absageをとまなうフェーデや血讐の慣行が、近世までみられたことを指摘する。<sup>8)</sup> ヴァッカーナーゲルらの古い法・民俗学的文献は、必ずしも歴史的研究として信頼できるわけではないし、またティロルの山岳農民について3巻の民俗誌的大著を遺したH・ヴォプフナーを含めて、1950年代までのティロル研究者は多かれ少なかれ、この地域独特の「自由農民イデオロギー」に染まっていることにも留意が必要である。しかし前章で述べたように、ティロルのヴァイステューマーには、殺害をも

ともなう自力救済的行為を容認する規定が見られた。また山岳地方ティロルにおける牧畜と集落形態に関して述べるなら、主溪谷底部(イン溪谷のような)の村落定住に対して、溪谷斜面では数戸よりなる小村(ヴァイラー)や孤立屋敷の占める割合が高い。そうした斜面の定住地域では、耕区強制をともなう穀物栽培地域の村落に比して、農民経営の自立性が相対的に高かったことも、農民間のコミュニケーションのありかたを規定する要因として考慮しなければならない。

以上をふまえ、ティロル農村社会史について次のような問題をたててみたい。すなわち相対的に自立的な経営基盤と武装能力をもつ農民たちの社会において、どのような紛争が生じ、それはどのような場で、いかにして解決されたのか。その際に共同体、とりわけ領邦議会代表派遣の単位であり、課税や軍役の単位でもあるという意味で、「国家的機能」を担ったラント裁判共同体という枠組みは、どのような意味を持ったのか。このような問題の検討を通じて、「紛争および紛争解決」と共同体の政治的機能の関連を明らかにすること、すくなくとも一つの見通しを得ることが、以下の考察の課題である。

## (2) 領邦ティロルの形成

まず領邦ティロルの領域的枠組みが形成されるプロセスを概観しておこう。<sup>9)</sup> 中・近世の領邦ティロルを構成したのは、今日のオーストリア・ティロル州の中心部をなすイン溪谷とこれに合流するツイラー溪谷、エッツ溪谷、ヴィップ溪谷、バイエルンへと北上するレヒ溪谷などから成る北ティロル、今日ではザルツブルクの南部に飛鳥のように存在する東ティロル(旧ゲルツ伯領)、そして第一次大戦後はイタリアに属した、ブレンナー峠以南のエッチュ溪谷、アイザック溪谷などからなる南ティロルである。

コンラート2世以来、11世紀にザリア朝の国王たちはイン溪谷、アイザック溪谷、エッチュ溪谷等、南北ティロルにおける多くのグラーフシャフト、ガウその他の所領をトリエント司教、ブリクセン司教に委ね、同司教たちはさらにこれらを有力貴族に授封していた。その中で南ティロル、エッチュ地方の都市、メラン北方のティロル城を拠点城塞としたティロル伯は、12世紀後半には南ティロルのボーツェン伯領をも獲

得し、13世紀のうちにバイエルンのフライジング司教の所領、南ティロルのトリエント、ブリクセン司教領のフォークタイの掌握を通じてその所領を集積し、他の貴族と競合しつつ、広域的なグラーフシャフト・ティロルを形成した。さらにプスター渓谷や下イン渓谷に豊かな所領を持ち、インスブルック市の発展に貢献したバイエルン系の有力貴族アンデクス＝メラン家の断絶(1248年)後、同家の所領はティロル伯アルベルト1世の手に移った。こうして13世紀半ばには後のティロル伯領の領域的統合が大いに進捗したが、1253年にはアルベルト3世の死とともにティロル伯家は断絶し、そのティロル伯領はアルベルトの娘婿で、イストリア、ケルンテンに支配基盤をもつゲルツ伯マインハルト1世の手に移ったのである。その後、ティロル＝ゲルツ伯マインハルト2世の下で南ティロルからイン渓谷地方に至るティロル伯領の枠組みが整い、ラント法が編纂され、1280年代からはterra(ラント)およびこれに類する表現が文書に出現するように、領邦のまとまりと、これに対する帰属意識が形成されつつあったと考えられる。<sup>10)</sup> 1330年にマインハルトの息子ハインリヒの死により、同家の男系が絶えた後、ティロルは女系相続人の婚姻により、ルクセンブルク家、そしてヴィッテルスバッハ家の支配を経て、1364年には皇帝カール4世により、ハプスブルク家のオーストリア大公ルドルフ4世に授封された。以後ティロル伯領は近代に至るまでハプスブルク家の領邦であり、スイスからエルザスに及ぶ同家の西部所領と東部オーストリア領邦を結合する地域として重要な意味を持った。とりわけ皇帝マクシミリアン1世はハプスブルク家の支配のみならず、帝国からの自立化をも強めていたスイス盟約者団に掣肘を加えるためにも、隣接するこのティロルの軍事力を含めた重要性を認識し、インスブルックに宮廷を造営した。そのためにマクシミリアンはティロルに軍事・裁判・行政上の様々な改革を導入しようとし、しばしば領邦諸身分の反発を招いたのである。

なおブリクセン司教、トリエント司教は近世にもその帝国諸侯の地位を維持し、南ティロル北東部のブリクセン司教領、同南西部のトリエント司教領は帝国諸侯領としての自立性を守った。しかし両司教ともにティロル伯に対しては軍役と納税を果たし、領邦議会に代表を派遣するなど、実質的には領邦ティロルとの強い結びつきを維持した。また1500年にゲルツ伯家(1253年にティロル伯となったゲルツ伯家の別系統)の断

絶によってプスター溪谷の、今日の東ティロル地方が、そして1504年にはマクシミリアン1世がバイエルンの分邦ランツフトをめぐる継承戦争に介入して獲得したティロル北東、イン溪谷下流地域のキッツビューエル、クフシュタイン、ラッテンベルクが領邦ティロルに加わった。

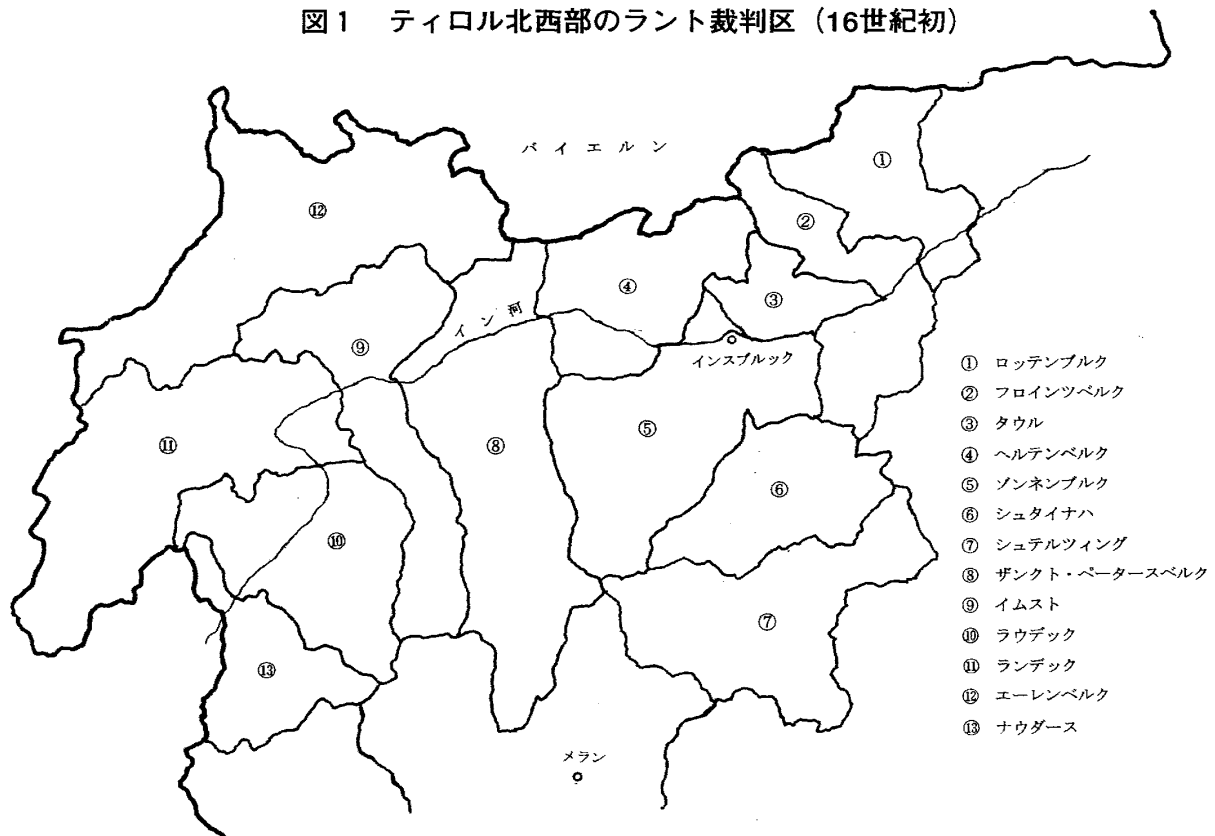
以上のように、領邦(ラント)ティロルの形成過程は、(下)オーストリアやシュタイアマルク、ケルンテンのごとく、10~12世紀に辺境伯領、さらに大公領とされ、辺境伯・大公が帝国国制上の一定の支配権と枠組みを基盤として領邦を形成し得た地域とは異なる。ここではティロル伯が、やはり伯のタイトルを帯びる同輩有力貴族と競合し、これらを凌駕する一方、フォークタイを通じてトリエント、ブリクセン司教領等の聖界所領を掌握していくことにより漸次、領域統合が進められた。その結果、13世紀後半にはもはや、単独でティロル伯に匹敵するような実力をもつ貴族は領邦内には存在しなかったのである。また下オーストリアなど東部領邦では、有力ミニステリアーレンが「ヘルシャフト」と称する、裁判権と結合した自立的な所領を形成し、下層ミニステリアーレン出自の騎士身分とも区別される上級領邦貴族身分＝ラントヘレンを形成した結果、領邦議会は高位聖職者・ラントヘレン・騎士・都市(マルクト)の四部会構成をとった。これに対しティロルでは伯の統制下において、ミニステリアーレンは一元的な下級・上級裁判権に基づく所領＝「ヘルシャフト」(バイエルン、ティロルではとくに貴族の下級裁判支配領域をホーフマルクと称した)を形成することは稀で、伯に対抗する政治的パートナーとしてのラントヘレン身分をなし得ず、身分的には騎士と区別されずに単一の世俗貴族身分を構成したにとどまる。トリエント司教、ブリクセン司教のミニステリアーレンについても同様である。ティロル伯は直轄領管理やラント裁判区を単位とする領邦行政上の職務・権限を、ミニステリアーレンや騎士にレーエンとして授封することは極力避け、これを騎士、市民、農民に役人として管掌せしめた。<sup>11)</sup> このことは当然ながらティロル農民の地位や生活に大きな影響をあたえることになる。この点をふまえて次に、農民の社会生活および領邦とのかかわりにおいて重要な意味をもった、ラント裁判共同体の構造を考察する。

### (3) 農村社会とラント裁判共同体の構造

#### 1) ラント裁判の形成

領邦ティロルの上級裁判区であるラント裁判区Landgerichtは、軍役と徴税の単位であり、また領邦議会代表派遣の単位でもあるという意味で、農民と領邦当局の双方にとって重要な地域単位であった。単に「裁判Gericht」とも称されたラント裁判区は領邦の領域的輪郭がととのう13世紀後半にはほぼ成立していたと考えられる。ラント裁判区は地理的には、河川を軸とする大きな溪谷と重なる広域的な管轄領域を持ち、内部には複数の村落やヴァイラー、孤立屋敷が点在した。ラント裁判区の成立について、O・シュトルツら20世紀前半のティロル研究者は、中世初期のグラーフシャフトを出発点と考えた。シュトルツはA・ドプシュのグルントヘルシャフト説を批判しつつ、ティロルでは10, 11世紀のグラーフシャフトは大きな放牧地、森林などの入会地(マルク)を共有する中世初期以来のマルクゲノッセンシャフトや原教区Urpfarreとも一致すると述べ、共同体形成における領主(グルントヘル)の影響力を殆ど考慮しなかった。<sup>12)</sup>ともあれ、こうしたグラーフシャフトが、貴族家系内(間)の相続や再編の過程で分割

図1 ティロル北西部のラント裁判区 (16世紀初)



され、12、13世紀にラント裁判区が成立したとシュトルツは考えたのである。中世盛期の国制の出発点を、「遍在する中世初期のグラーフシャフト」にもとめ、他方で領主制に先行する本源的なマルク共同体の存在を想定する構想は、戦後の研究では受け入れがたいものとなったのは当然であろう。すでに戦前にE・クレーベルが、そして1970年代にはブルックミュラーが、グラーフシャフト以外の、ラント裁判(区)の起源となる様々な権限を考え、それらを領邦君主が集積するプロセスを重視したが、両者が強調したのは、とくに教会所領のフォークタイがラント裁判の重要な基盤となったことである。<sup>13)</sup> また60年代にコンスタンツ中世史研究会の論集『農村共同体の成立と性格』に、ティロルにおける共同体形成に関する論攷を寄せたF・フーターによれば、11世紀以後の開墾期にはなお、聖俗領主がブルクフリート、ホーフマルク、村落フォークタイなどの(下級)裁判支配を基盤として、共同体の形成と入会地(アルメンデ)の統制に大きな影響力を持っていた。しかし13世紀には領邦君主による、そうした聖俗領主の諸権限の制限とラント裁判区への統合が進行したという。<sup>14)</sup> 個々のラント裁判区の歴史を遡れば、ブルックミュラーも述べるようにおそらく、裁判区・原教区・入会地(放牧地)共同体がほぼ重なるような一体的な地域的基盤をもつラント裁判区と、様々な地域と権限の集積により形成されたラント裁判区の二つのタイプを見いださうであろう。いずれにせよ重要な点は、ラント裁判区の形成過程でティロル伯が、その内部の貴族、ミニステリアーレンの在地支配や裁判権を排除ないし抑制し、領邦君主直属のラント裁判のみが、地域住民に対する規範的裁判権力となったこと、ラント裁判は貴族、ミニステリアーレンに自有財産(アイゲン)やレーエンとして授与されることなく、君主の下に維持されたことである。中世末期から近世には、ラント裁判の多数が頻繁に貴族に入質されたが、課税・軍役徴収・鉱山権などの重要な高権は君主の手に保留され、ラント裁判が領邦直属の公的裁判としての性格と機能を失うことはなかった。

## 2) ラント裁判と農民保護

前述のように、小村や孤立屋敷が多いティロルでは、オーストリア東部領邦のような、典型的な村落裁判(一村落を単位とする完結的な下級裁判領域)は発達をみなかった。ラント裁判は流血裁判など刑事裁判権(上級裁判権)のみならず、不動産に関する

係争や領主・農民間の問題をも管掌した。1404年の領邦条令によれば、貴族や教会(修道院)所領の農民もその領主に対する苦情を、当該地域の管轄ラント裁判に訴えることができた。<sup>15)</sup> またティロルでは領邦君主は豊かな直轄領を維持し、直轄領管理もラント裁判区を単位として行われた。中世後期のザルツブルク大司教領におけるラント裁判(Landgericht, Pfliegericht)も、役人の管理下に直轄地管理Urbarverwaltungと裁判・行政(徴税)を一体化させた同領邦の基幹的組織であったが、ティロルの領邦君主もまた、ラント裁判区の直轄領における農民保護政策を、他の領主に対しても促すことに努めた。<sup>16)</sup> 中世後期のティロルではBaurecht, Erbrechtと呼ばれる世襲保有が、まず領邦君主の直轄領を中心に広がり、君主はこれを領邦全体の慣習とすべく他の領主にも圧力をかけた。その際に領主・農民間の係争をも管掌するラント裁判が、こうした農民保護政策の梃子となったことは容易に想像されよう。その結果、任意保有Freistiftから世襲保有への切り替えが進み、また15世紀には、西南ドイツで農民戦争期に争点となるごとき隷農制=ライプアイゲンシャフトはティロルでは殆ど意義を失っていた。こうして中世末期に農民の大半は、納税・軍役・裁判出席(奉仕)義務と領邦議会への代表派遣資格をもつ臣民集団をなしていた。他の聖俗所領の農民も領主に対する従属は、地代納入のみの経済的関係に限定された。農民の軍役・納税義務とともに、その慣習的権利や自由は「ラントの自由(特権)Landesfreiheit」として文書化され、農民戦争後も繰り返し領邦条令によって保証されたのである。<sup>17)</sup>

### 3) ラント裁判の組織と機能

次にラント裁判の組織と機能を概観しておこう。<sup>18)</sup> 管理官Pflegerは領邦君主に任命されたラント裁判区の長であり、殆どが貴族身分で、領邦君主の直轄領の管理と、裁判区の収支を毎年報告する義務を負った。裁判官は領邦君主により直接任命されるか、または管理官が任命した。幾つかの裁判区では住民が裁判官を選ぶ、ないし数人の候補をたてることがあったが、こうした例は多くはない。<sup>19)</sup> 裁判官は地元の経験豊かな信望ある農民や騎士などであり、最初から固定俸給を保証されるのではなく、手数料や罰金の一部を自身の収入とした。<sup>20)</sup> 16世紀のラント条令は各ラント裁判所が裁判書記を置くことを義務づけている。書記は後段でとりあげる裁判帳簿の記録を担当した

他、和解契約書やさまざまな法的行為の証書の作成、交付をも行い、これらの文書の書式や裁判帳簿の記録方法への習熟など、かなりの知識を要求された。しかし裁判官・書記ともに学識者ではなく、裁判事務局Gerichtskanzleiで見習いを通じて必要な知識と経験を積んだようである。16世紀以後、とくに複雑な法実務能力を要する都市の裁判では大学で法を学んだ者が裁判官職に就くようになり、1687年のインスブルック大学創設によってその傾向は強まるが、17世紀にはなお当該裁判区の一般市民・農民が裁判官に就任するのがより一般的であったと思われる。新裁判官、書記の就任時には領邦君主から詳細な内容の「職務心得」が与えられた。<sup>21)</sup> この他に裁判役人としては廷吏Fronbote, 弁護人Procurator, Anweiser, 代訴人Redner, Vorsprecherが存在した。また死刑を含む重い身体刑の執行は、都市ハルおよびメランに在任の刑吏に委ねられた。

さてラント裁判は裁判官の司宰下に、全ての屋敷持ち住民が出席する裁判集会＝エーハフトタイディングEhafttaidingにおいて行われた。裁判では裁判官は、裁判区住民から選ばれ、誓約を行って就任する数名の陪審＝ゲシュヴォレネに判決を問い、陪審の最年長者が判決案を述べ、他の陪審がこれを承認した。3日間にわたり年に2, 3回程度開催されたこの裁判集会では、狭義の裁判のみならず、共有地の利用、役員や領邦議会代表の選出・委任など住民の様々な問題が協議・決済された。この意味でラント裁判区の住民はひとつの共同体＝ラント裁判共同体を構成したといえよう。しかし農業・牧畜経営上の案件を含めた様々な問題をも扱う、年2, 3回の集会のみではすべての訴訟を取り上げることは不可能であり、通常の裁判集会の他に、必要に応じて臨時の裁判集会が開かれるようになる。このような訴えに応じて開かれるラント裁判は、全住民の出席ではなく、数名の陪審と当事者の要請する証言者のみ出席する簡略なものであった。この少数者による簡略な裁判は、重罪＝マレフィッツ以外の刑事事件を取り扱い、中世末以後頻繁化した。

他方で領邦君主ジクムントによる1481年の民事裁判改革に関する領邦条例は、出席農民に負担となる裁判集会＝エーハフトタイディングの期間短縮を規定し、加えてすべてのラント裁判官に12人の陪審を選出することを義務づけている。陪審は交代で毎年4人が手当を得てその職務に就くものとされた。以後、住民参加の裁判集会では最



初の訴えのみが行われ、続く審理は当事者、裁判官と陪審のみで行われたうえ、判決は非公開とされた。<sup>22)</sup> さらに皇帝にしてティロル領邦君主たるマクシミリアン1世の1499年の刑法改革、いわゆるマレフィッツ条例では、刑事裁判についても同様に陪審の制度化、審理非公開(ただし名誉毀損事件は公開)が定められた。<sup>23)</sup> このような少数の経験者、識者による簡略な非公開裁判によって、裁判は効率化し、住民の日常において裁判がより身近なものとなったことは、後に検討する裁判文書からも否定できない。しかし裁判集会=エーハフトタイディングの狭義の裁判機能は後退したとはいえ、定期的な裁判集会はラント裁判共同体内の共有地利用など様々な利害の調整や、領邦議会代表派遣、議会における決定事項の承認など、一定の合意形成の場として機能し続けたのである。なお刑事裁判はラント裁判から他の裁判への上訴は認められなかったが、民事に関してはメランの上級裁判所=ホーフレヒト、さらにインスブルックの領邦君主官房裁判に上訴することができた。

#### 4) ラント裁判共同体の構造

上述のようにラント裁判区は大きな溪谷を空間的基礎とするものが多く、それゆえにラント裁判共同体は溪谷共同体Talgemeindeとも呼ばれる。山岳地方における溪谷を単位とした自治共同体の形成はスイスやイタリア北部でも見られるが、ティロルの場合では長軸で10~20キロメートルに及ぶその広域的な裁判共同体領域は、農民の日常生活とコミュニケーションにおいて、どのような意味をもっていたのだろうか。

溪谷共同体としてのラント裁判共同体は、農民経済からみれば入会地共同体、とくにAlm und WeideまたはWun und Weideと表現される放牧地を共同利用する農民の共同体でもあった。集落に近い放牧地=ハイムヴァイデ、夏期の高原放牧地=アルムヴァイデ、採草地=ヴィーゼなどの牧畜用地は、20世紀初の統計によれば北・東ティロルでは農地の80パーセント占めたように、放牧はティロルの農民経営の本質的部分を構成した。<sup>24)</sup> 地域により時期の差はあるが、おおむね5月末から9月半ばに放牧される、高度千数百メートルから2千数百メートルの山岳斜面に広がるアルムは、その麓に散在する複数の集落の農民によって共用された。ヴォプフナーやシュトルツによれば、ラント裁判共同体は元来こうしたアルムを共有する放牧共同体でもあった。もちろん

先に述べたように、全てのラント裁判区が当初から単一の放牧地共同体と領域的に重なっていたのではないが、中世後期のヴァイステューマーには、裁判区規模の広域的な放牧地共同体の存在が現れている、もしくは過去のそうした存在を推測させるテキストが少なくない。しかし同時に認識すべきは、中世後期のラント裁判区にはすでに複数の村、ヴァイラー(小村)や散在する孤立屋敷群が存在し、ヴァイステューマーにはまた、それらの集落の自立的共同体への志向が明確に現れていることである。<sup>25)</sup> 集落史的発展と放牧地共同体の変容、ラント裁判区の形成の相互関連は地域ごとに多様で複雑な様相を呈しているが、そのアウトラインを示してみよう。

ヴァイステューマーからもわかるように、ラント裁判区内では複数の集落が個別的に、あるいはいくつかの集落や孤立屋敷群がまとまって、独自の下級裁判集会をもった。それらは、ラント裁判所在地である溪谷低部の古い中心集落に対して、溪谷の斜面やテラスにおそらくやや遅れて成立した集落や、また大きな孤立屋敷とその付属農地が分割されて成立したヴァイラーの集合などである。これらの集落やヴァイラー群の一部は中世後期には独自の下級裁判集会と放牧地利用権によって、自立的な共同体機能を獲得していった。その際に放牧地(とくに重要なのはアルムヴァイデ)利用の個別集落への割り当てや分割が行われるのだが、しかしこのアルムの分割は中心集落とその他の周辺集落の利害対立もあり、必ずしもスムーズに進まず、その用益権や境界をめぐる頻繁に紛争が生じていたのである。<sup>26)</sup> ともあれ広域的な放牧地共同体の実質的な分割は一般的な傾向ではあるが、放牧地の共有関係が完全に解消することはなく、地域によってはラント裁判区と重なる大きな溪谷共同体が、重要なアルムヴァイデの共同利用を近世を通じて維持することもあった。たとえばN・グラスやフーターも取り上げた南ティロル、アイザック溪谷の「ヨーロッパ最大のアルム」、ザイザーアルプはカステルルートを中心集落とする放牧地共同体に属し、この共同体領域はラント裁判区カステルルートをもなしていた。ここでも近世には、各々集落周辺の放牧地と森林＝ハイムヴァイデ・ハイムヴァルトを持つ個別共同体が自立化するが、高原放牧地ザイザーアルプは共有地として近代まで存続したのである。<sup>27)</sup> 次章で考察する北ティロル南西部のラント裁判区ラウデックは、元来カウナー溪谷のアルムを共同利用する11集落の共同体であり、その領域が三つに区分された後も、そのうちの一つの共

同体カウンスに属す4集落は、17世紀まで放牧地を共有した。この他、ティロル中部のピッツ溪谷を中心とするラント裁判区イムスト、そして北西部のラント裁判区エーレンベルクのレヒ溪谷でも同様なアルム共同体が存続した。ラント裁判共同体は、全体として単一の放牧共同体であり続けたかどうかは別としても、その内部の、集落や孤立屋敷群の放牧地、その他の入会地利用権の錯綜した関係によって、密接な利害関係の絡まりを内包していたといえよう。<sup>28)</sup>

ティロル農民の日常において最も濃密なコミュニケーションをとまなう隣人関係の枠組みは、ラント裁判共同体よりもむしろ、その内部の村、ヴァイラー、孤立屋敷群、つまり個別共同体であっただろう。それらが持つ下級裁判集会には、ラント裁判官が巡回することも、また独自の裁判官を持つこともあった。そうした裁判集会の機能はヴァイステューマーから看取できるかぎりでは、農業・牧畜、その他の日常の共同生活に関する問題の処理が中心であり、その限りでは生活に密着していた。<sup>29)</sup> しかし個々の集落の上部に放牧地の広がる溪谷地域をカヴァするラント裁判の領域は、牧畜農民の活動領域としても現実的な意味を持っていた。後にもふれるように、農民は家畜を連れて、夏期には千メートルを超える垂直移動のみならず、かなり隔たった放牧地へと水平移動をも規則的に行い、それゆえに広い溪谷地域は、様々な集落の農民が頻繁に出会い、協力し、また争う場でもあったといえる。<sup>30)</sup> したがってそこで生じる農民間の利害対立、紛争は主としてラント裁判において処理されたと考えられるのである。以上のラント裁判共同体の構造と機能に関する概観と見通しをふまえ、次章ではティロル農村社会の具体的な紛争と紛争解決を考察しよう。

## IV 農村社会の紛争と紛争解決 — 農民間の紛争 —

### (1) ティロルの裁判文書

前章までに参照・言及した農村社会に関する史料は、領邦条令であれヴァイステューマーであれ、規範史料であった。そうした規範・規律が具体的にどのような紛争や

問題に対処しようとするものであったのか、また現実にはどのように対処し、処理したのかを多少とも知るためには、個々の紛争にかかわる仲裁文書や裁判記録を参照しなければならない。本章ではティロルの二つのラント裁判区の裁判帳簿を手がかりとして、農民間の紛争とその解決の実態を考察する。

ドイツの他地方と同様にオーストリア中世の裁判は、ながらくオーラルな世界であった。中世末よりようやく告訴、これに対する被告の弁明、証言、判決が記録され、また当事者の希望に応じて判決や裁定内容が、裁判官の印璽付きの文書として交付されるようになった。このような記録が系統的に行われ、保存されるようになるのはまず都市においてであり、ティロルでは、1468/71年の都市メランの裁判帳簿が、その最初期の例である。<sup>1)</sup> 他方、農村地域のラント裁判でも16世紀には、文書利用と記録保存が広がった。1525年の農民戦争時のメラン箇条が、全ての裁判所は裁判帳簿を備えるべきであるとしているように、こうした記録とその保管は農民の要求でもあった。<sup>2)</sup> ティロルではフェアファッハブーフVerfachbuchと呼ばれた裁判帳簿は、ほぼ均一にフォリオ判の紙製冊子であり、単葉に記したものを日付順に重ねて冊子としたものである。一冊が150葉程度で、年に1～2冊のペースで裁判書記によって作成された裁判帳簿は、裁判事務局Gerichtskanzleiに保管された。このような裁判帳簿は、16世紀半ばにはティロルのラント裁判に普及したようである。以後多くのラント裁判は、19世紀に至るまで数百冊にのぼる帳簿を遺し、その大半は今日インスブルックの州立文書館に集中保管されている。

裁判帳簿の記録内容は狭義の裁判記録に留まらず、住民の様々な法的行為の登記にも及んでいる。不動産の売買譲渡契約、金銭貸借、抵当設定、相続、後見人の指定、結婚契約など多岐にわたる記録は、実際には帳簿の中で裁判記録よりも遙かに多数を占めている。<sup>3)</sup> イタリア都市のような公証人制度の発達しなかったティロルでは、裁判帳簿への記入が、イタリアでは夥しい分量が現存する、公証人の台帳への登記に替わる役割を果たしたのである。裁判帳簿の記録自体は法的効力を持たなかったにせよ、住民は記録に基づき、手数料を納めて裁判所に、法的効力を持つ印璽付き証書の交付を申請することができたのである。<sup>4)</sup>

このようないわば台帳的機能をもつ帳簿の導入は当局にとって、個別的な証書の作

成・交付の手間を省くという利点を持ったが、農民にとっては次のような意味があったと考えられる。すなわち、前章で述べたように16世紀には裁判官や陪審、当事者のみの少数者による、非公開の裁判が一般化したのだが、それは裁判が、多数の住民の参加する集会における共同行為としての性格を失ったことを意味する。周知のように中世の裁判では、判決の効力は多分に当事者とその社会的関係に依存していたのだが、裁判集会における隣人たちの確認と集団的記憶による、判決の有効性の保証が期待できなくなれば、当事者たちが文書によって、これを将来にわたって少なくとも確認できるように配慮したことは、容易に理解されよう。

現オーストリア領ティロルで裁判帳簿の現存する裁判所は90を越える。その内訳は20の全ラント裁判所の他、25の下級裁判所に加え、大半は聖界領であるグルントヘルシャフトの裁判所が31、都市裁判所が5、などである。<sup>5)</sup> 留意すべきはラント裁判所と下級裁判所、都市裁判所が早い時期から、そして多数の裁判帳簿を遺しているのに対し、グルントヘルシャフトの裁判所では、裁判帳簿の導入はたいてい17世紀後半以後と遅く、またその帳簿冊数も遙かに少ないことである。このことから、住民にとって基本的な公証機能を持つラント裁判所に対して、グルントヘルシャフトの裁判は、支配権力＝オーブリヒカイトとしての影響力を殆ど持たなかったことが認識されよう。この点でも領邦貴族の家産的な裁判権が、中・近世農村社会においてオーブリヒカイトとして機能した、オーストリア東部諸領邦との差異は歴然としている。

なおティロルの裁判帳簿は以上のような多様な記載内容から、農村社会の犯罪史や本稿のテーマである紛争とその解決の他、家族史など社会史のための豊かな情報源をなしている。にもかかわらずその膨大な数量のためか、裁判帳簿は現在まで、若干の法制史・家族史論文において断片的な例証に利用されるにとどまっていた。しかるに1999年に刊行されたインスブルック大学のM・ハイデッガーの学位論文『村のドラマと諸関係』は、彼女の故郷でもあるラント裁判区ラウデックの裁判帳簿を1581-1595年の15年にわたって網羅的に調査し、そこに現れた紛争の当事者や証言者の記録から、この地方の農村社会の生活を生々と描き出すことに成功している。<sup>6)</sup> ハイデッガーのいう「ドラマ」とは、隣人、夫婦、親子をとわず、村民間の争いには常に周囲に「観衆」＝証言者が存在したことを意味している。実際に詳細を究めるそうした証言記録

をふまえ、著者はそのようなプライバシーの殆ど維持され得ないオープンな隣人社会における生活の基調、価値観、コミュニケーション、ジェンダー、対立と協調等の人間関係を活写したのである。ハイデッカーの研究成果は、なおそうした生活世界の諸側面の点描にとどまり、農村世界全体の構造や社会システムを明らかにする意図は持っていないようであるが、そこから得られる当ラント裁判区の情報は、比較のためにも大変有益である。

## (2) 裁判帳簿における農民間の紛争

### 1) ラント裁判リエントツの裁判帳簿より

ラント裁判区リエントツは、1500年に断絶によってハプスブルク家の領邦ティロルに統合された東ティロルの旧ゲルツ伯領に由来し、リエントツはその中心ブルクにして都市であった。ゲルツ伯は既存の支配単位＝アムトや教区の境界などに基づき、この裁判区を形成した。<sup>7)</sup> 当裁判はリエントツ(市)の固有の下級裁判領域(都市裁判区)、および当ラント裁判管区内の下級裁判集落(Klause, Virgen, Anras, Lengbergなど)の上級裁判として機能した。ラント裁判官の居所はゲルツ伯のブルック城、後にはリエントツ市内のリープブルク城に移された。この裁判を支えた陪審＝ゲシュヴォレネは、(農村)ラント裁判区とリエントツ市裁判区の農民、市民、各6人により構成された。ラント裁判集会＝ラントタイディング、ラントゲディングは年3回、2カ所で開かれた。ここでも裁判帳簿が現れる16世紀には裁判機能の重心は、住民のラント裁判集会から陪審の裁判に移っている。当ラント裁判は1499年にヴォルケンシュタイン＝ローデネック家に売却されたが、徴税・軍役などの高権はランデスヘルに保留されている。このラント裁判の帳簿には、現存する最初期の1561年から1600年までの40年ほどの記録内容をみるかぎり、契約など様々な法行為の記録が圧倒的に多く、その間に散見する狭義の裁判記録を拾い集めたものを以下に示す。一件の記録は短いもので1, 2葉から、長いものでは10葉近い。したがって以下は要約である。

① 1566.7.22

教区教会における裁判集会＝ラントタイディングにおいて、Cristoff Rack(bei der Berg)はMathes Schneberger(zu Oberlienz)が自分の堆肥の場所に、通常の道ではなく彼の土地を通過していることを訴えた。Schnebergerは、この通路を自分はすでに両親の時から60～70年所有していると答えた。そこで次のように裁定された。誰もが共有地の最も近くの自分の土地を通過するのが習慣である。しかしRackは訴えの証拠を示さず、Schnebergerも自分の用益権の証拠を示していないので、裁判当局が実見したのち公正に裁定することを保証した。両者はこの裁定を文書にして交付するよう希望した。

Verfachbuch Lienz, 1566, fol. 125v-126

② 1566.10.14

ラント裁判官Joß Tauschは3人の陪審の出席下に、アイネトAinet(リエンツ市近傍の集落)のRuprecht Schusterの妻MargretheとUrban Schmidの姦通に対し、以下のように裁定した。両者は8日間のパンと水による断食や教会での祈りなど、悔悛の宗教的行為を義務づけられる。その後Urbanには裁判当局の罰が科され、Margretheはヘルシャフト・リエンツより追放され、ヘルシャフトの許可なく戻るとは禁止される。両者は裁判の費用を負担し、またMargaretheは釈放され追放される際に、オーブリヒカイトとその役人たちに自身であれ他人を通じても、決して報復しないことを誓約する。

Verfachbuch Lienz, 1566, fol. 149-150v.

③ 1577.8.21

Peter ReinacherはWofgang Judl, Bartlmä Pritzenpacher, Lukas Ackerの3人の若者を告訴した。すなわちライザハLeisachの教会奉獻祝日Kirchtagのミサの後に行われたダンスの集いにおけるJudlとの言葉のやり取りから、Judlが殴りかかり、もみあっているところへPritzenpacher, Ackerもやってきて武器を抜き、Reinacherを水差して殴りつけ、Reinacherが逃げるところをさらに背後から打って、手足に負傷させた。被告たちがこれを認めて傷害の補償と治療代を支払うべし、と。被告たちはこれを否認した。(記録は未完)

Verfachbuch Lienz, 1577, fol. 143-144.

④ 1577.11.26

Andrö Mair zu Schrottendorf はリエントのラント裁判官と4人の陪審(リエント市民)の前に弁護士(代訴人)を通じて、聖ヤコブの日(7/25)に馬にのってリエントの市場から帰る途中、Hanns Walderが彼に武器Wöhrによって傷を負わせたことを、事後すぐに訴えた。裁判官は裁判集会Tagsatzungを設定した。その帰路にもHans WalderはAndrö Mairと激しく応酬し、Mairは頭に負傷し侮辱を被った。MairはWalderが裁判所で釈明し、Mairの身体・金銭の損害を賠償するなら和解の用意あり、と訴えた。Walderが文書で釈明するには、むしろMairが理由なく武器によって攻撃し、負傷させ、クラウゼKlauseの裁判役人、Sext Hueberが来てオーブリヒカイトの平和を命じたが、Walderが武器を捨てたにもかかわらず、Mairは応じなかった。その後も両者は幾度か出会って争い、10月23日にはWalderがMairを名誉毀損等で訴えた。裁判官は裁判平和Gerichtsfriedeを命じ、裁判外での争いを厳禁し、違反の場合100グルデンの罰金を科すとした。両者はその遵守を誓約しこの内容を文書にして交付することを希望した。証人は上記の4人の陪審。

Verfachbuch Lienz, 1577, fol.180-183v.

⑤ 1583.8.28

ラントタイディングにおいてラント裁判官Joß Tauschと陪審の前で、デルザハDelsachの教区司祭Christan GatterはStribichのChristofer Weingartnerの水路によって彼の土地が損害を受けたことを訴え、その賠償を求めた。Weingartnerは現地調査を要求し、裁判官はこれを認めて4週間の猶予を与えた。双方はこの判決を印璽付きの文書にして交付することを要望した。10人の陪審、その他の住民たちが判決に立ち会った。

Verfachbuch Lienz, 1583, fol.154v-155v.

⑥ 1585.8.25

教区教会におけるラントタイディングにおいて、アイネトの住民たちRott und Nachbarschaft Ainedt は代訴人を通じて、当地のウンターザッセンUntersassen(屋敷を持たない間借り農民)が古くからの慣習に反して、彼らに害をなしているとして訴え、ウンターザッセンの権利を明確にすることを要望した。ウンターザッセンは告訴があ



らかじめ彼らに知らされていなかったとし、手続き上の違法性を指摘した。裁判官もこれを承認。訴え人はこれをやむなしと了承した。被告たちはこのことに謝意を表し、印璽付き文書にして交付することを要望した。 Verfachbuch Lienz, 1585, fol.94v-95v.

⑦ 1585-86

ラント裁判官と3人の陪審の前で Michael Rornig hinter Nutzdorfは、リエンツのSt. Andre教区教会における教会奉獻祝祭ミサ後のダンスにおいて、若者たちの争い、喧嘩に巻き込まれ、突く、打つ、引っ掻く、の暴行を加えられ負傷したとしてBlasi der Hinterwerger, Hanns Micheln, Hanns Taller an der Prapernizen, Gregorien Pacher zu Oberlienzの4人に、暴力の理由を明らかにし、損害を賠償するよう要求した。被告たちは否認し、双方が証人の証言を要請した。(9/5, 9/20, 10/10, 12/2, 1586, 1/7, 2/4の6度にわたって証言聴取が行われ、7人の証言の詳細な記録があるが。判決は記されていない。)

Verfachbuch Lienz, 1585, fol.99-99v, 102-102v, 112-113, 146-146v, 1586, fol.2v-4, 21-23v.

⑧ 1585.10.10

リエンツの間借り人、Peter Eggerは居酒屋の前でMathes Khrämbli genannt Gasser in Oberlienzと、口論から武器を用いた争いになり、Eggerは負傷したとして、医者代等を要求した。(判決記録欠?) Verfachbuch Lienz, 1585, fol.112v-113.

⑨ 1588.1.19

さる1580年にカルスKals(リエンツ北部の集落)の住民Christan Pergerは、争いの際にChristan Pällをパン切包丁で刺殺した。争いはカルスで前者と後者の兄弟Thomanの間で始まり、Christanが駆けつけ、その父親も加わった。殺害後、Pergerはラント外に逃亡し、その後、双方の親族は相互に争った。Christan Pergerは1587に戻ったところを逮捕され、Pällの遺族とChristan Pergerの父、兄弟等は代訴人を加えて和解の交渉に入り、ラント裁判官と陪審の仲裁により、和解契約が成った。Christan Pergerに宗教的な悔悛と贖罪の行為、公開ミサの奉獻が課され、贖罪金の支払方法が定められた。

「双方の家族のこれまでの不和unfreundschaftのゆえのfeh(フェーデ)は、これをもってオーブリヒカイトにより清算され、排除され、再びよき友人・隣人となること」が命じられた。とくに双方、その親族に属す人々に対して、決してこれまでのような「争い(handlung in ungueten oder bösen)を教会の路地であれ街路であれ、密かにあるいは公然と、言葉により、あるいは行為によって繰り返すこと、報復すること」のないように、厳命され、違反すれば身体・財産の罰が科されるとされた。双方は「口と手」で遵守を誓約した。またChristan Pergerと被害者の遺族は相互に接触をさげ、争いの危険を避けるべきこととされた。双方は自身の費用負担により、この契約を印章付の文書にすることを要望した。 Verfachbuch Lienz, 1588, fol. 16v-19v.

⑩ 1600.2.11

Nutzdorfの住民で当地の裁判の陪審でもあるThomas MayrはクラッセンClassenの裁判官Martin Schmidmanを名誉毀損で訴え、後者は文書で釈明し和解した。双方はこの和解を受け入れ、以後よき友人たることを裁判杖にかけて誓約し、またこれを文書として交付することを要望した。 Verfachbuch Lienz, 1600

2) ラント裁判シュタイナハの裁判帳簿より

インスブルックから南下してブレンナー峠に抜ける、ジル河を軸とするヴィッパ渓谷の上部に東西に広がるこのラント裁判区の領域的基礎は、アンデクス＝メラン家の、マトライ(シュタイナハ北部の集落、後にマルクト)を拠点とする支配領域(伯領)にある。<sup>8)</sup> この地域はアンデクス＝メラン家の断絶(1258年)後はティロル伯に帰したが、当裁判は14、15世紀初にはしばしば貴族に抵当として委ねられ、1519年以後は再びシュネーベルク家、ヴェッリンガー家が抵当保有した。裁判区を中心は当初、領邦君主の直轄領管理組織(プロプスタイ)の所在地でもあったマトライであり、マトライはまたこの地域の教区教会の所在地でもあった。しかし14世紀のうちにプロプスタイとラント裁判所は南部のシュタイナハに移されたようである。当ラント裁判区は、史料にしばしば「マトライ教区のラント裁判」と表現されたように、この教区と重なり、北部のフォンス、ミュールバハルからブレンナー峠に及んでいた。この裁判区は17世紀の

徴税台帳によれば、19の大小の集落共同体を含んでいた。16世紀にはその5カ所で下級裁判集會が開かれていたが、重罪(マレフィッツ)やラント裁判区の重要な案件(放牧地・森林の利用、水利・灌漑など広く地域住民に関わる問題)、そして名誉や暴力の関わる紛争は、シュタイナハのラント裁判集會で処理された。(ラント裁判区シュタイナハについては56頁の図2を参照)

⑪ 1579.3.26

マルクト・マトライの住民Hansen Nodererは同じくマトライのSigmundt Rauchnaglを名誉毀損、侮辱の故に訴えた。裁判期日が決まっていたにもかかわらず、マトライの裁判官や参事会、ゲマインデが妨害したので遅れ、Hansen Nodererはオーストリア大公に嘆願した。大公はマトライのマルクト裁判官、参事会にシュタイナハのラント裁判官のかわりにRauchnaglを召喚し、速やかに裁くように指示した。Rauchnaglの不出頭のまま、告発状と証言に基づき陪審によって次のような判決が下された。すなわちRauchnaglの名誉を公的に剥奪し、Rauchnaglは悪評ある人物 *verleumde*、重罪犯 *malefiz person* として、ラント裁判シュタイナハによって処罰される。さらにRauchnaglはシュタイナハの裁判所で、根拠なくNodererを侮辱したことを公に謝罪し、彼が名誉ある誠実な人であることを認める。他方マトライの裁判帳簿に記された、Nodererの名誉を毀損する内容を無効とし、その名誉を保証する。裁判費用はRauchnaglが負担する。

1580.6.9

死亡したHansen Nodererにかわって、その兄弟Jerominus Nodererが親族を代表して告訴を継続した。Jerominus Nodererはシュタイナハのラント裁判官の前で、Rauchnaglを拘束して判決を執行するようにとの大公の命令書を示し、完全な執行を要望した。Rauchnaglは出頭し、和解により判決執行の回避を懇願したが、Jerominus Nodererは判決執行を主張した。Rauchnaglは判決に従い、謝罪し、全ての損害賠償、費用負担を行うことを保証人をつけて約束し、釈放された。

Verfachbuch Steinach, 1580, fol. 56-62.

⑫ 1580.1.15

TrinsのGeorg NotkherはChaspar Hupfaufをラント裁判官に次のように訴えた。すなわちHupfaufはNotkherの妻との姦通によってNotkherとその全親族に名誉毀損・恥辱・嘲笑を加えた。Notkherは全親族との協議の上、Hupfaufがこの事実を認めて和解する用意があるか、あるいは法的に争うかと問うた。Hupfaufは、子供の頃からの隣人でよき友人であったNotkherに対して犯した過ちを認め、悔い、和解を懇望した。裁判はそこで刑罰を保留した。(それ以上の贖罪・和解の条件は記されず)

Verfachbuch Steinach, 1580, fol. 6v-8.

⑬ 1580.10.29

シュタイナハの住民Blosi TärreはグリースGriesの住民Ginter Mosesを次のように訴えた。すなわち、Tärreはグリースの居酒屋においてGinter Mosesから賭をするよう強要され、侮辱されたので、Mosesを殴り髭を引っ張った。Mosesはこのことを認め、裁判当局の助言により和解するかどうか、と。Ginter Mosesは答弁して、むしろBlosi Tärreが自分を侮辱し、暴力を振ったのだが、和解するつもりがあるなら応じると述べた。裁判は調停により、双方がよき友人、隣人となり、これ以上報復したり訴えたりしないことを命じたうえで、双方に対する裁判当局の処罰を保留した。ただしMosesはTärreに、加えた打擲その他の被害のために1プフント30クロイツァーを支払うこと、TärreがMosesに対して放った侮辱的な言葉は立証されないので、お互いに善意により帳消しにすることとされた。最後の点についてはMosesは納得せず保留した。(記録は未完結)

Verfachbuch Steinach, 1580, fol. 118-123v.

⑭ 1580.4.5

ラント裁判区シュタイナハ在住のVeit Lernerは、同じくラント裁判区シュタイナハ在住のChristoff Maitingerを争いと侮辱的言葉の故に訴えた。すなわちMaitingerは路上でLernerの借金の返済を迫り、侮辱し、殴り、抜き身の剣を振るってLernerの家畜から奉公人を追っ払った。これを認めて裁判当局の助言により和解するか否か、と。Maitingerは弁明において次のように述べた。Lernerには3年前の借金をいつ返済する

のかと丁寧尋ね、逆に嘘つきと侮辱され、かっとなって殴ろうとしたが、果たさなかった。剣を抜いたのもLernerの攻撃に対する防衛であり、危害は加えていない、また侮辱的言葉を浴びせたとすれば、激怒に駆られてのことで、Lernerが最初に始めたのだ、奉公人との悶着も事実ではない、Lernerに損害賠償をするつもりはないが、Lernerが自分に損害賠償と裁判費用の負担を行うなら、裁判当局の助言により和解する、と。

そこで次のように調停がなされた。すなわち双方は平和的に和解し、以後このことを水に流し、報復すべからず。発せられた侮辱的言辞は、証明されないので賠償の必要はなく、相互に赦し合い、双方の名誉が保証される。しかしシュタイナハの裁判当局に対しては、相応の罰によって折り合いをつける。裁判コストは2ペニヒずつを負担する。和解内容は文書として交付される。 Verfachbuch Steinach, 1580, fol. 121-125v.

⑮ 1582.4.19

Thoman Gogl im Tahlは、Geörg Stolzen im Thalが自分と息子および2人の奉公人に対して4月4日に行った訴えに対し、次のように答弁した。Thoman Goglの奉公人がGeörg Stolzenの犬に襲われ、石を投げたことから争いとなり、前者の息子も駆けつけた。事情を問うGoglにStolzenは熊手で打ちかかり、Stolzenの訴えとは逆に、StolzenがGoglをとらえて投げ倒した。裁判役人も駆けつけ、裁判当局の平和命令を下したが、Stolzenはこれを守らず、暴行を続けた。Goglと息子は防衛のために熊手を用いた。Stolzenの妻も来たが(Stolzenの主張する)彼女に対するGoglの暴力は事実ではない。彼女に対する侮辱的言葉があったとすれば、激怒に駆られてのことである。Stolzenが不当な訴えを取り消さなければ、和解するつもりはない。

Stolzenは再抗弁で、侮辱と暴力を加えたのはGoglであることを強調した。Goglは再弁明において、命じられた平和に忠実な裁判臣民として従い、誓約したが、Stolzenは従わず暴力を続けたのだと述べた。3度目の訴えにおいてStolzenは、Goglは裁判平和を誓っておらず、Goglの息子は誓約に反してStolzenを殴打し、掴んだ。Goglが裁判当局の裁定により、損害賠償と裁判コストを引き受けるなら、和解の用意があると述べた。Goglは3度目の弁明で、息子は裁判平和の命令違反云々に関知していないと述べた。

裁判における裁定は、Stolzenが6週間と3日以内に訴え内容を証明する義務(証言者

の依頼など?)を果たさないなら、双方は平和的に和解し、当局に不都合をもたらすべからずとした。双方はこの裁定を受け入れ、印璽を付した文書として交付することを希望した。 Verfachbuch Steinach, 1582, fol.127-132.

⑩ 1582.7.4

ラント裁判官Wolfgang Köchlと陪審3人の前でミュールバハルMülbachlのラテン語・ドイツ語教師Jacob Enntleutnerは、娘Elisabethに代わってマトライのMartin Gstürner (der Jünger, ただし既婚)に対し、強姦の故に告発した。身体障害をもつ28歳の娘 Elisabethが、昨冬(クリスマスの2、3週間後)の早朝に学校の暖房の準備をしているとき、Martin Gstürnerがやってきて、抵抗のできないElisabethを凌辱し、Gstürnerは一旦逃げ去ったが再度、そして三度戻ってきて、同様に学校の中で凌辱した。4度目にGstürnerがやってきたときはElisabethは戸締りを厳重にしており、Gstürnerの甘言を拒絶した。以上についてJacob Enntleutnerは妻とともにティロル・ラント法第2巻20章により、Gstürnerがこれら全てを認め、ラント裁判の決定に従って平和的に折り合い、和解することを望むかどうか返答すべしと訴えた。(この後被告の反論、そして再陳述と詳細な記述が続くが筆者未読) Verfachbuch Steinach, 1582, fol.187-191, 199v-206v, 235v-251v.

⑪ 1582.7.10

ラント裁判官Wolfgang Köchlと陪審1人の前で、Maria Weilhamerinとその父親にして訴訟補助者たるHannsen WeilhamerとLeo Eelerの間で、MariaとEelerの間の婚外子について和解裁定が示された。すなわちEelerはMariaの処女の名譽の代償に、子供のベットと他の費用として12プフントを14日間のうちに与え、Mariaは子供を1年間このベットで最善に養育する。裁判費用はEelerが負担する。これらのEelerの支払い義務の保証人はその父親Matheusである。この裁定にWeilhamer父娘が、ついでEelerがその遵守を誓約した。 Verfachbuch Steinach, 1582, fol. 192v-193v.

⑫ 1582.7.13

ラント裁判官Wolfgang Köchlと2人の陪審の前でGeörg Penzerの妻、Magdalenaは次

のように訴えた。すなわちCristan Nägeleの息子Paul NägeleはMagdalenaを公然と侮辱しその名誉を毀損した。Paul Nägeleはそのような名誉毀損行為を否認したが、Magdalenaは証言によってこれを証明し、(和解でなく)裁判によって決着をつけようと準備した。そこでラント裁判官はオーブリヒカイトとして双方をその補助者、親族、その他の名誉ある人々とともに召喚し、裁判官と陪審の前で回想、証言によって争いの全貌を明らかにさせ、再度調停により和解と友好関係の回復・維持、そして双方の出費の節約を勧めた。そこで、一方でMagdalenaとその補助者たるHanns Erler in Navis, 他方でPaul Nägeleと保証人たる父親、近親の双方が互いに主張、反論を行った。ラント裁判官と陪審はこれらを十分に理解・認識し、それによって次のような和解のための裁定をなした。

第一に、かの2人の争いの後、双方の両親や親族の間で怒り、憎しみが生じ、争いが繰り返された。それゆえこのような仲違いはこれをもってオーブリヒカイトにより永遠に除去され、双方が和解し、それぞれの名誉はこの和解によって守られたものとして、以後もはや相互に、自身で、あるいは他人を介して、争い、報復、訴えを行うべからず。第二に、何れかがふさわしからぬ行為の故にシュタイナハの裁判当局に咎を負うなら、当局と折り合いをつけ、赦しを得ることができる。第三にPaul Nägeleは双方の親族の立会いの下に、Magdalenaに対して名誉毀損を謝罪し、その名誉を回復する。Magdalenaはその補助人とともにこの謝罪を容れ、判決要求は放棄すべし。第四にこれまでの損害や出費は相互に相殺されたものとし、補償を要求しない。この日の裁判費用はそれぞれが負担する。これをもって双方は自身とその子孫のために、双方が相互に行ったこと全てについてラント法により、永遠に和解し平和的、友好的であるべし。

Paul Nägeleはこの裁定を拒否したので、Magdalenaの補助人は判決を要求し、7月16日に裁判が設定されたが、Nägeleの隣人たちと親族は判決を避けることを望み、この和解の裁定が受け容れられることとなった。Magdalenaとその補助人、夫と、Paul Nägeleおよび父親と最近親であるWolfgang Nägeleが、この和解裁定を遵守することをラント裁判官に誓約し、彼らの費用負担で、印璽付きの文書として交付することを希望した。4人の陪審の他に7人がその証人となった。

### 3) 小 括

以上は二つのラント裁判の16世紀後半における記録から、比較的詳細な事例を抜粋して要約したものである。限られた地域、時期、件数の事例紹介にとどまり、これらに統計的な分析や、時代的な動態分析を加えることはあまり意味がない。そこで前章までの論点をふまえつつ、これらの事例からいくつかの特色を指摘するにとどめたい。

#### a. 当事者主義・仲裁と和解

まず留意すべきは、ラント裁判で扱われたこれらの問題は、加害者・被害者の立場が明確な窃盗や傷害のような、単純な刑事事件ではなく、当事者双方の意志と主張がぶつかりあう係争であり、名誉のからむこのような農民間の争いこそが、ラント裁判の管掌事項とだったのではないかと思われる。このことはハイデッガーが考察した、ラント裁判区ラウデックの裁判帳簿の記載600余から、不動産移転や相続・婚姻契約などをのぞいた係争181例のうち、160例が名誉のからむ争いEhrenhandelであったことから確認できる。<sup>9)</sup> またこのような農民間の紛争に対して裁判当局は、総じて当事者主義的ともいえるソフトな対応を示している。裁判は殺害などを除いて、当局の職権訴追ではなく当事者の訴えによって始まった。裁判官は争う当事者に「裁判平和」を命じ、原告と被告の主張を聴取し、場合によっては当事者の希望する人物の証言をふまえて、陪審とともに和解を促した。裁判当局の仲裁による和解への働きかけはかなり強く、⑱のように、当事者が判決を要求したり、和解を拒否しても、裁判官が仲裁の努力と和解への要請を繰り返すこともあった。また⑫⑬⑯のように、訴えた者も相手に対し、まず訴えの事実を認めて和解する意志があるか否かを問うことが、一般的であったと思われる。有利な、あるいはさほど不利ではない和解に至ることが、当事者双方の期するところであった。さらに、争いの際に一方の側にのみ損害(物的・身体的)が生じた場合は、治療費などの賠償が他方に命じられるが、そうでない限り損害は相殺としたうえで和解が勧められた。仲裁の際には「平和的な、よき隣人関係、友人関係の回復・維持」が強調され、和解が成立すれば、当局の刑事罰は免除ないし保留さ



れたようである。もちろん被告が和解を拒否すれば、原告の意志により判決が下され、罰が科された。

このような裁判の対応からも推測できるように、裁判は双方の主張を十分に検証するという手続きをふまず、また物証確認も不動産の係争などにおける実地検証以外には、その手段がなかった。和解を優先することからもわかるように、そもそも双方の理非曲直を明らかにするという基本姿勢も明確ではない。

## b. 名誉と暴力

紛争内容は暴力・傷害に至る例が多く、農民は日常的に短剣などの武器を所持しており、口論から手が出て殴打、つかみ合いから農具や短剣を用いた暴行へは容易にエスカレートしたようである(③④⑦⑧⑨⑬⑮)。こうした突発的な暴力は、祝祭の舞踏や居酒屋などにおける若者たちの接触からのみならず、農作業にむかう村の路上という日常的な生活空間でも生じている。とりわけ前者の場合には、独特の自己顕示的パフォーマンスや体面を重んじる若者たちの心性から生じやすい、文字通りの突発的衝突と考えられるが、⑭の場合、被告の弁明からは、暴力の背景に債務関係のこじれがあったことがわかる。ハイデッカーが挙げているラウデックのラント裁判の事例からも、証言によって、突発的に見える暴力の背後に、経済的な依存・債務関係や、暮らしぶりの差から生まれる妬みや憎しみなど、複雑な隣人関係の前史が見えてくることも稀ではない。⑦の事例でも、ここでは内容を記さなかった7人の証言は、背後の複雑な対立関係に言及している。

言葉による暴力(侮辱)であれ、身体的な暴力であれ、暴力は被害者の名誉を損なう行為であり、名誉毀損はまた個人のみならず、親族にも及ぶものと認識された。⑫の事例では、夫は妻の姦通を親族全体の名誉毀損と恥辱であるとし、親族との合意により裁判に訴えており、⑪の事例では名誉毀損をめぐる訴訟は、訴えた本人が死亡した後もその親族によって引き継がれている。⑱の主婦に対する名誉毀損は、これを契機に双方の親族が至る所で争うフェーデ的な状況が生じていたことが、裁定の文言から推測される。またこの事例で、拒否しようとする被告に、裁判官の和解裁定を受容するように説得したのも親族(と隣人たち)であった。このように、裁判当局もまた個人

と親族の名誉毀損には、社会的問題として十分に配慮し、一方的な名誉毀損の加害者が和解に応じなかった場合には、⑪のように判決により、加害者が裁判の場で被害者に対する名誉毀損の言辞を撤回し、その名誉を確認する謝罪行為を命令した。前章で述べたように、名誉にかかわる裁判が公開とされたことも、当局のそのような認識を示している。16世紀の領邦条令においても名誉毀損は重大視され、加害者に公的な場での侮辱的言辞の撤回と謝罪を課しており、同様な規定はヴァイステューマーでも見られる。<sup>10)</sup>

しかし原則的には、こうした名誉の社会通念から生じ易い、親族をも巻き込んだ争いへのエスカレートを避けるためにも、裁判は双方の和解を重視し、また裁定による和解文書には、和解によって「双方の名誉とよき評判は守られ、保証される」と明記したのである(⑭⑮)。事例⑫の被害者が相手に和解か裁判かを迫っているように、少なくとも16世紀には、名誉毀損についても被害者自身、加害者の謝罪の上で和解することは、それ自体不名誉ではない現実的選択であったと思われる。ただし、争いにおける一時的な怒りや激情による侮辱的言辞は、事情斟酌のうえ比較的寛大に処理されたようで、⑭⑮の当事者がそのような弁明を行っているのは、口論におけるこうした侮辱が日常、頻繁に生じていたことを思わせる。<sup>11)</sup>

### c. 殺害と和解

⑨は上掲の事例の中で唯一の殺害である。殺害は他の事件にもまして、広く親族を巻き込んだ相互の争いへと導いた。この例では加害者本人が逃亡中の7年間、その家族と犠牲者の遺族の間の争いは、集落の至る所で繰り広げられていたようである。仲裁裁定からはこの間双方の親族が、「不和のゆえのfeh=フェーデ、争い」を「教会の路地であれ街路であれ、密かに或いは公然と、言葉により、あるいは行為により繰り返すこと、報復すること」を行っていたと考えられる。しかも加害者本人が逃亡から戻って逮捕されるまで、裁判当局もこうした争いを抑えることはできなかったのである。Ⅱ章では血讐(殺害フェーデ)は非貴族にも認められたとする法制史の通説に言及したが、殺害をめぐる強い報復観念は、農民社会でも明らかに存在したと思われる。しかしP・フラウエンシュテートの古典的研究『ドイツ中世における血讐と殺害の和解』が

明らかにしたように、こうした報復の連鎖を断つために、加害者と犠牲者の遺族の間で、贖罪の宗教的儀礼をとまなう和解も古くから行われてきた。<sup>12)</sup> ラント裁判区リエントツの場合でも、犯人が戻って逮捕されると、まもなく双方が裁判官の要請により和解交渉に入ったようである。この和解契約においては双方の親族、そして「友人や援助者」も遵守を誓約し、和解契約は印璽付き文書として交付された。この契約には賠償金の支払い方法や、フラウエンシュテートが詳述した事例と同様な悔悛と贖罪の儀式的次第をふくめて、加害者側の義務がきわめて詳細に規定されている。この和解契約成立によって加害者の刑事罰は免除されたのだが、当然ながらその後も両者の争いが再燃する可能性は存続した。それゆえ裁定は加害者に、犠牲者の遺族との接触を避けるため、公的な場所に現れることを禁止し、犠牲者の遺族も不用意に加害者に近づかないように戒めている。

1489年に公布された刑事裁判等に関する領邦条例において領邦君主ジクムントは、ティロルでは多くの殺害犯のうち、ごく一部しか処罰されていないとし、裁判の励行を求めている。ただし同領邦条例は殺害について、誰も加害者を告訴しなければ加害者はアハト(追放)とされ、その場合被害者の親族のみが加害者を赦免しうるとしている。<sup>13)</sup> また領邦君主(国王)マクシミリアン1世は1493年、刑法改革のための領邦議会の召集状において、ティロルでは他の領邦に比して、殺害など重大な犯罪に軽い処罰しか科されていないと批判し、厳正なる刑事裁判の導入を命じている。<sup>14)</sup> 他方で16世紀の領邦条例は、殺害犯に対する裁判当局の厳格な措置(斬首を原則とする)を規定しつつも、正当防衛やその他の名誉ある理由で殺害を犯した者は咎なきこと、加害者は一年を経た後に被害者の親族の同意があれば当局により赦されうること、加害者と被害者の親族の和解交渉は裁判当局の承認・監督の下に行われるべきことを定めている。<sup>15)</sup> 領邦条例が農民を含めた諸身分の要請・合意によって成立したものであることを考えれば、地方の裁判慣習の現実はなお、君主の思惑と理想からは遠く隔たっていたといわねばならない。上掲の裁判帳簿に現れる、殺害の贖罪による和解は、このような慣習に沿うものであり、また本稿Ⅱで考察したオーストリア・ヴァイステューマーにおける殺害に関する規定とも対応するものである。

#### d. 裁判の利用価値・裁判外の仲裁と和解

ここで取り上げた二つのラント裁判区の住民は、個人の名誉に関わる争い、暴力沙汰から、詳しくは検討できなかった放牧や水利をめぐるトラブル、さらに金銭貸借のこじれなど、様々な紛争の解決のために裁判を利用した。ここでは裁判は農民の日常生活に密着し、農村社会の秩序維持に貢献していたように見えるが、裁判文書から得られる印象としては当然であろう。しかし他方で農民は、状況に応じて、裁判外の仲裁・和解をも頻繁に行っていたと考えられる。上記の例ではこのことを直接示す文言はみられないが、筆者が調査した、16世紀前半のザルツブルク大司教領の裁判文書には、農民が裁判外の和解を行ったことを処罰する例がいくつか見いだされ、<sup>16)</sup> 17世紀の下オーストリアのポリツァイ条例には、裁判当局に知らせずに私的な仲裁を行うことを禁止する条項がある。<sup>17)</sup> いずれもこうした裁判外の仲裁・和解の慣習が現実には、農村社会に広く存在したことを示唆している。ティロルにおいても事情はかわらず、ヴァイステューマーには、住民間の争い *krieg, stoss* が裁判に訴えられず、住民の調停によって和解が成立したら、裁判に対して責任を負わないとする条文がある一方、処罰対象となる行為をオーブリヒカイトの許可なく仲裁・和解ですませるべからずとの規定もみられる。<sup>18)</sup> いずれにせよ、これらの法的規定は、こうした農村社会の慣行を当局が規制することが困難だったことを示すものといっていよう。このような農村社会の慣行と裁判当局の対応については、ハイデッガーがラウデックの裁判帳簿から大変興味深い事例を挙げている。1582年、当裁判区の管理官は、住民が裁判当局の許可なく私的な調停を行うことを禁止した。しかし翌年、二人の若者が争って一人が負傷した際に、双方の親族は裁判によらぬ和解を希望し、また隣人たちの勧めもあり、居酒屋に多数の人々が集まって和解が成立した。これに対して罰金を課そうとした管理官に、仲裁の場を提供し、またしばしば仲裁者でもあった居酒屋の主人は、こうした禁止は、自分たちの法感覚にそぐわないと批判し、逆に管理官の措置を不当であるとして裁判に出頭を要求した。結局居酒屋は罰金は納めたものの、管理官は私的な仲裁を禁止する命令の施行を2年遅らせたという。<sup>19)</sup>

たしかに農民は損なわれた自身の権利・利益・名誉の回復をめざして裁判に訴えたが、繰り返して述べるように、その際の戦略は、裁定により有利な和解に至ることであった。しかし農民たちは、裁判への訴えを強制されることは望まず、その目的が仲

裁・和解である限り、私的な仲裁の選択も、同じ目的に至る別の道であったといえよう。農民は状況に応じて紛争解決の方途を選択する自由を確保しようとしたのである。裁判費用の節約が、私的仲裁を選択する動機の一つであったことは確かである。<sup>20)</sup> さらにまた有利な仲裁へのサポートを期待しうる友人や親族関係の有無、自身の社会的地位なども、選択において考慮される要因であったろう。

以上の、裁判の事例とその若干の特質に関するスケッチから、ティロル農村社会の特質そのものについて論ずるには、なお例証が少なすぎる。ここまでの考察からは、次の点のみ指摘しておきたい。H・R・シュミットは長期的な統計処理に基づいて、スイス農村社会における経済的動向と隣人間の紛争・暴力の頻度が関連していたことを実証した。<sup>21)</sup> ここではそうしたトレンドを把握する長期的な事例研究はなしえなかったが、次章でも述べるように、16世紀のティロルが顕著な人口増の時期をむかえ、牧畜経営の集約化から、放牧地、採草地、森林などの入会地利用や、放牧地の地力回復に重要な灌漑水利施設をめぐるトラブルなど、経済的な軋轢が増加していたことは、中世末・近世初頭における農民間の紛争・暴力の背景として、是非ともふまえておかねばならない。<sup>22)</sup> 農業経営をめぐるトラブルは上掲①⑤の他にも、裁判帳簿に少なからず見いだされる。<sup>23)</sup> 若者のみならず「家父」たる農民がしばしば隣人に対して攻撃的になり、名誉をめぐる隣人間紛争が頻発する背景には、このような経営(=「家」と観念される)維持のための物的利害に関わる軋轢の存在が考えられるのであり、紛争・暴力を単に若者文化の特質と断じてはならない。こうした紛争に対して裁判当局はさしあたり、仲裁と和解の促進という、刑法原理の強化とは一致しない、農民社会の日常に対応するやり方で対処した。陪審は住民の中から選ばれ、ラント裁判官も当該地域の有力者(人名表記から判断できる限り、市民、その他の非貴族身分の者も含まれる)であったことから、ラント裁判における仲裁裁定は、事情を知った隣人たちによる仲裁が、法的な形式をとったものと考えられることもできよう。

農民の武装については、軍役と関連する本格的な武装の問題は、日常世界を舞台とする裁判記録には現れない。しかし日常においても短剣、脇差しなどの武器所持は行われていた。また名誉毀損に対するリアクションとして現れる、農民の名誉意識の強

さは、本稿Ⅱでも述べたように、強い紛争ポテンシャルをも意味し、農村社会の秩序維持に際してそれ自体、当局も配慮の必要性を認識していた。かかる名誉意識の背景については、実証は殆ど不可能であるが、山岳牧畜農民の経営の自立性や武器所有および軍役、そして領主に対する従属の弱さ、領邦君主との直接的関係などに関連していたと考えられる。また名誉は「家(経営体)」とも結びついており、前述のように、この経営体としての家とその名誉の維持のために、家の長(家父)はしばしば隣人に対しても攻撃的になったのである。以上をふまえるなら、このような農民の名誉意識に基づく行動と、彼らのラント裁判共同体の政治的機能との関連についても考えてみなければならないのだが、この点は次章の課題である。

## V 農村社会の紛争と紛争解決 ― 共同体間の紛争 ―

すでに本稿Ⅱでも言及した日本中世の村落間紛争については、琵琶湖北端の集落、菅浦と大浦の山林境界をめぐる相論(山論)が有名である。藤木久志氏や瀬田勝哉氏の論攷によれば、「菅浦惣庄置文」等から知られるこの長期に及ぶ相論は、「放火・刃傷・田畑を荒らす」という典型的なフェーデ(村の合戦)の様相を帯びて、15世紀半ばにピークを迎えた。瀬田氏はその背景として、農業生産力の発展と並行して刈敷、草木灰などの必要から山林の重要性が増し、鎌倉末期から南北朝期以後、「村の山林」というある種のテリトリー(縄張り)観念が生まれつつあったことを重視する。いわゆる惣村の成立は、人間界と自然界の境目という呪術的な境界観念にかわり、人間界を相互に区切るものとしての境界の観念を生み出した。<sup>1)</sup> しかも藤木氏によれば、そうした境界とテリトリーは、法的に確立されたものというよりは、不断の用益と実力によって形成され、維持されるべきものであり、そこから村落間の領域・境界紛争が頻発するのである。<sup>2)</sup>

ヨーロッパ史では、北イタリアにおける農村コムーネ間の紛争を除けば、農村の共同体間紛争に注目する研究は皆無に近い。ティロルについては、ラント裁判共同体の政治的機能に注目するブリックレも、共同体間の紛争については何ら言及しておらず、シュ

トルツやヴォプフナーらのティロル史研究者も、とくにその例を取り上げて考察することはなかった。ティロル農村社会における共同体間紛争の史料は存在しないのだろうか。

たしかに管見の限りでは、ラント裁判の帳簿＝フェアファッハブーフにその事例は現れなかった<sup>3)</sup>。しかしS・ヘルツルが近年精力的にその要録を刊行してきた、個別共同体の教会や村役場の文書庫Gemeindearchivに保存され伝来する文書群には、共同体間の入会地紛争に関わる多数の一通文書が含まれている。<sup>4)</sup> 本章では、現在ティロル州立文書館に保管されている共同体文書に加えて、ヘルツル編の共同体文書要録をも利用することにより、共同体間紛争の基本的事実と概要を把握することに努めたい。共同体間紛争を知るための今ひとつの重要な史料として、ティロル・ヴァイステューマーがある。19世紀にI・フォン・ツィンガーレとK・Th・フォン・イナマ＝シュテルネックが編纂したティロル・ヴァイステューマー、4巻は、編者のコンセプトに従って厳密な意味でのヴァイステューマー＝農村慣習法のテキストを中心に編纂されている。これに対して、1966年に刊行された第5巻の「下イン溪谷・補遺」、1994年に刊行された第6巻の「上イン溪谷・補遺」には、共同体間の入会地紛争に関する少なからぬ文書(和解契約・放牧規則など)が含まれている。<sup>5)</sup> それらの内容が示すのは主として紛争の結果であるが、共同体間の利害関係や、仲裁・和解に関する情報が得られる有益な史料であることには相違ない。

入会地をめぐる紛争はやはり比較的近い集落共同体の間で生じやすく、実際にはひとつのラント裁判区内の個別共同体間の争いが多い。本稿Ⅲ-(3)-4)で述べたように、しばしば大きな放牧地共同利用領域(入会地共同体)内の個別共同体の間で、そして放牧地の分割後も近接する共同体の間で、放牧地・採草地・森林の用益、灌漑・水利施設の設置、放牧に向かう通路の利用などをめぐる争いは頻発していたのである。こうした一般的な背景をふまえて、いくつかのラント裁判区の共同体文書とヴァイステューマーに現れる共同体間紛争とその解決の事例を挙げてみよう。その際、共同体間紛争の地域史的背景を知るためにもまず、各ラント裁判区の成立過程や構造について概観する。

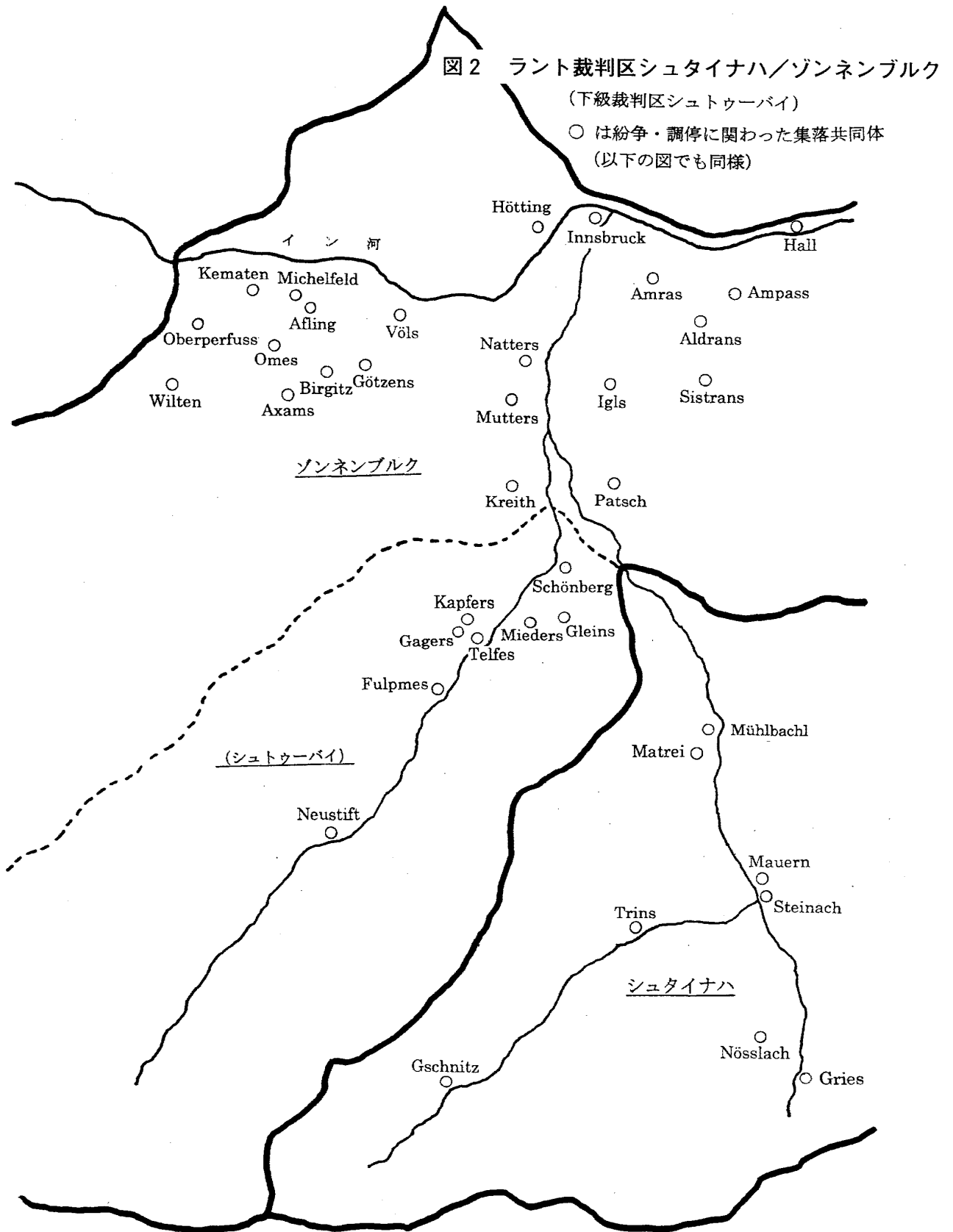
なお本稿末尾(106-116頁)に付した図6の1-21の地図は、本章で示す各ラント裁判区の紛争事例から、特徴的な事例を選んで図示したものである。

#### (1) ヴィツプ溪谷地方の共同体間紛争

1) ラント裁判区シュタイナハ

(当裁判区の歴史については前章IV (2)の2)を参照)

2) ラント裁判区ゾンネンブルク





ラント裁判区ゾンネンブルク Sonnenburgの地域は前述のラント裁判区シュタイナハと同様、シュトルツが「イン渓谷」伯領Grafschaft im Inntalと呼ぶ、アンデクス＝メランの支配領域の一部に由来する。<sup>6)</sup> 同家の下で12世紀にProvinciaと表現されたこの裁判領域は、アムパスAmpass, ヴィルテンWilten, パッチュPatsch, テルフェスTelfes, アクサムAxamの5つの教区を含み、そのうちアムパス、ヴィルテン、アクサムの地域は、一体的な入会地(放牧地)共同体をなしていた。1248年のアンデクス＝メラン家断絶の後、イン渓谷地方はティロル伯アルベルト、そしてマインハルト2世の手に移った。14世紀にはゾンネンブルクのラント裁判官職ないしラント裁判区管理官職Pflegeramtは、フェレンブルク家などの在地貴族に授封されたが、15世紀初からは領邦君主が役人に管理させた。ただし15世紀末以後はしばしば抵当とされている。15世紀初の領邦君主の土地台帳によれば、このラント裁判区の11集落において開かれる年3回の下級裁判集会の際に、定められた裁判税Malpfennigをラント裁判官が徴収した。3月、6月、10月の各々2週間足らずの間に11の村が相次いで裁判集会を持ち、ラント裁判官が巡回してこれらを司宰したのである。こうした個別集落の裁判集会はシュトルツによれば、ラント裁判共同体の大きな枠組みの中から14世紀のうちに二次的に成立し、また本来の裁判機能を持っていた。<sup>7)</sup> しかし重罪＝マレフィッツはインスブルック周辺、1330年以後はその西郊のガルゲンビヒルGalgenbichlのラント裁判集会において、裁判区内の主要集落から参集した陪審の下で裁かれた。

### 3) 下級裁判区シュトゥーバイ

ヴィップ渓谷から西南に入り込むシュトゥーバイ渓谷地方も、領邦君主の直轄領が多数存在した。空間的にまとまったこの渓谷は、テルフェスTelfesに教会を置く教区と重なり、ラント裁判区ゾンネンブルクの中で、14世紀前半には独自の広域的な(下級)裁判区をなしていた。<sup>8)</sup> 裁判区シュトゥーバイは14世紀にカルリンガー家、ロットエンブルク家に授封された後、15世紀には領邦君主の手に帰した。その裁判官はゾンネンブルクのラント裁判官に下属したが、以下に見るようにヴァイステューマーによれば、シュトゥーバイの共同体が3人の裁判官候補者をたてる権利を慣習として有した。16世紀には繰り返し抵当とされ、また宮廷用食料がこの裁判区から直接用達されたこと

から、宮廷厨房長官Hofküchenmeisterに長らくその管理が委ねられたので、シュトゥーバイの裁判はホーフゲリヒトと呼ばれた。裁判所は当初テルフェスに置かれたが、裁判集会はノイシュティフトNeustift, ミーダースMieders, フルプメスFulpmesでも開かれ、全ての家持ち住民が出席義務を負った。

ヴィップ溪谷地方については共同体文書の要録が未刊行であり、以下は主としてヴァイスチューマーに見いだされる事例の要約である。

## <事例>

### 1) ラント裁判区シュタイナハ

- ① 1471 トリンスTrinsとグシュニッツGschnitzの間の、放牧地への通路利用をめぐる争いを、ラント裁判官は陪審にマトライMatrei, マウエルンMauern, シュタイナハSteinachの住民8人を加えて実地調査し仲裁した。(図6-1) TW V, S.362-364, Trins.
  - ② 1560 トリンスの住民相互の間で、オクセンアルペと称する放牧地への無秩序な放牧の故に「不和、対立、争い」が生じた。そこでシュタイナハの管理官の前で、その助言により共同体自身が選んだ7人の代表委員が、「不和、争いを収め、よき隣人関係と理解が彼らと子孫の間で維持されるように」、放牧の規則を定め、裁判官によって確認され、その印璽付きの文書とされた。(1646年にも同じ放牧地をめぐる争いのために、付加的規則がラント裁判官の前で作成されている。) TW V, S.367-371, Trins.
  - ③ 1630 トリンスと、グシュニッツのシュタウデンホーフと称する屋敷(農地)所有者との放牧をめぐる争いの調停は、シュタイナハの管理官、ラント裁判官、同書記、4人の陪審員、4人のシュタイナハ住民の立会いの下で行われた。(1480年の同じ争いの際には、オーストリア大公フリードリヒがCS v. Sterzingに仲裁を命じ、CSは双方から事情聴取し、近傍の住民とともに仲裁した) TW V, S.371-377, Trins.
- ①の事例では二つの集落間の放牧地紛争を、ラント裁判官が近隣3集落の住民8人

を加えて調停した。かなり時期を隔てた③の事例でも、同じ両集落間の紛争を、陪審にシュタイナハ住民が加わって調停している。この両集落はおそらく同様な紛争を繰り返しており、その都度ラント裁判官の下で行われた調停においては、陪審とともに、裁判区の近隣集落の住民が重要な役割を果たしていたと思われる。②ではトリンスの共同体内部の争いがラント裁判官(管理官)の下で調停され、その規則が承認されたように、個別共同体はラント裁判と密接な関係にあった。それは個別共同体の牧畜経営と住民の秩序が、周辺集落にとっても大きな関心事であったことを思わせる。

## 2) ラント裁判区ゾンネンブルク

④ 1434 ムッターズMuttersとナッターズNattersの住民の森林利用、木材、放牧地利用をめぐる争いは裁判に訴えられ、ヴィルテンWilten修道院長が、双方の住民が選んだ「名誉ある人々」からなる仲裁人とともに仲裁した。 TW I, S.252-253, Mutters.

⑤ 1472 アクサムAxamとオーメスOmesの放牧地をめぐる争いは、双方の共同体の代表の要望により、争いによって「相互に損害と不和がより大きくなるように」、領邦君主の森林監督官とアクサムの裁判官により調停された。インスブルック、ビルギッツBirgitz, アムラス Amrasの住民が証人として立ち会う。(図6-2)

TW V, S.215-218, Axam.

⑥ 1473 ムッターズ、ナッターズ、ゲツェンス Götzensの住民が、放牧地ルフィスに柵が施されておらず、利用をめぐる争いと混乱が生じていることを訴えたので、ゾンネンブルクのラント裁判官が領邦君主の厩長官とともに事情聴取と現地調査によって裁定し、柵の設定・保守に関する規定を示した。立ち会ったのはこの地にレーエンを所有者するハルHallの市民や、レーエン所有者の代理人たるシェーンベルクSchönbergの住民など。 TW V, S.284-286, Mutters.

⑦ 15世紀 インスブルック、ヘティングHöttingとツィーアルZirlの放牧、木材、石の採取場の境界をめぐる争いは、双方の嘆願書により大公の顧問官・宮廷長官たる

JDと財務官たるJRに、宮廷官 L. v. S, ブルデンツBludenzのフォークトWPを加えて、事情聴取のうえ裁定された。 TW V, S.268-271, Innsbruck.

⑧ 1547 イン河畔の放牧地Michelfeldには放牧の規則がなく、柵の設定についても合意がなかったので混乱が生じており、周辺の4共同体ヴィルテンWilten, フェルスVöls, アフリングAfling, ケマーテンKematzenは「こうした現状に耐え難く」、彼らの代表委員の間の交渉によって放牧規則を改めて確認した。この規則はゾンネンブルクのラント裁判官が承認を与えた。 TW V, S.276-278, Kematzen.

⑨ 1557 アクサムの小屋住農sölleuteと屋敷持ち農ainsässen, lehensässenの放牧・木材伐採・税負担をめぐる争いは、国王の顧問官、代理人等により、三度にわたる調停の後、インスブルックで裁定が下された。 TW V, S.219-220, Axam.

イン河に近いこの裁判区の北部では集落が比較的密集している。そのため放牧地など入会地の利用権は錯綜しており、複数集落間で利用規則を確立し、遵守することは困難だったようで、家畜の差し押さえなどの実力行使をともなった紛争が、繰り返し生じている。またこの裁判区では、ラント裁判官は仲裁において常に中心的役割を果たしていたのではない。インスブルックの領邦宮廷が近いためか、領邦役人が仲裁に関与する事例が目立つ。何れにせよ、当該の共同体自体の自助努力による相互の合意形成や周辺共同体の調停が、和解に至るプロセスで重要な役割を果たしたであろうことは容易に想像できる。

### 3) 下級裁判区シュトゥーバイ

⑩ 1344 テルフェスとクライトKreithの住民たちの放牧地をめぐる争いは、インスブルックのプロップストによって調停された。インスブルック、ミーダースの住民など6人以上が立会人として出席した。 TW V, S.334-335, Telfes.

⑪ 1387 隣接するテルフェス、ガゲルスGagers, カプスChaps(Kapfers)の住民が、古

くからの慣習が守られず、放牧地について大きな困難を強いられていると訴えたのに対し、ラント裁判官にかわってシュトゥーバイの裁判官は、共同体の古老に慣習法を問わしめ、彼らが語った放牧規則を承認した。インスブルック、パッチュ、ミーダースの住民など多数が証人となった。(図6-3) TW I, S.279-280, Telfes.

⑫ 1436 テルフェスの3人の農民が、規則通りに共同体の牧童に委ねずに自身で放牧したことからテルフェスの住民間で争いが生じ、この争いは「双方のよき友人たちの負担となった」ので、シュトゥーバイの裁判官を含むミーダース、フルプメスの長老たちが古くからの慣習を語り、双方がこれを受け入れた。 TW V, S.336-338, Telfes.

⑬ 1441 シュトゥーバイ裁判区内の共同体フルプメス、テルフェス、ミーダース、シェーンベルクの代表が、シュトゥーバイの住民共同体、裁判共同体として、ヴィルテン修道院の裁判官にシュトゥーバイの裁判官の任命方法(共同体住民が3人を推薦したなかから管理官が選ぶ)の確認を要請し、森林監督官がこれを認めた。ハル、インスブルック、ムッターズ、ヴィルテンの住民を含む人々が立会った。

TW V, S.338-340, Telfes.

⑭ 1540 フルプメス、ミーダースとノイシュティフトは木材伐採、採草、放牧をめぐる争い、シュトゥーバイの裁判官に双方の代表が提訴し証拠文書を提示したが、合意に至らなかったため、皇帝の森林監督官の命令により、ティロルの森林監督官の名で、双方の選んだ4人の名誉ある賢明な人々と裁判書記を加えた計5人の仲裁人により調停された。

TW V, S.326-330, Fulpmes.

⑮ 1666 ノイシュティフトとフルプメス、テルフェス、ミーダース、シェーンベルクの間で生じた、裁判所廷吏のための費用負担をめぐる長年の争いは、シュトゥーバイの裁判官と裁判当局により、新たな廷吏については前者が10グルデン、後者が5グルデンの年俸を負担するという条件で調停された。 TW V, S.320-321, Stubei.

シュトゥーバイ溪谷の住民が一つの裁判共同体としての一体性を認識していたことは、ここには挙げなかったが、シュトゥーバイのヴァイステューマーの冒頭で、当裁判区の(ゾンネンブルク、シュタイナハのラント裁判区に対する)境界が、幾人かの長老住民の記憶にもとづく証言によって確認されていること、<sup>91)</sup> ⑬では4集落が隣人団体ないしは裁判民共同体として、裁判官候補の推薦権の確認を求めていることからわかる。しかしこの裁判区内の個別共同体の権利意識は明確で、しばしば紛争を生じさせている。とくにノイシュティフトと他の共同体の放牧、森林伐採をめぐる争いが頻発していた。このような入会地権をめぐる共同体相互の密接な利害の絡まりは、たとえばミーダースの16世紀のヴァイステューマーが、マトライ、テルフェス、グラインスなど周辺集落に対して、各々個別に相互の放牧権を規定していることから読みとれる。<sup>10)</sup> ⑩のシュトゥーバイ裁判区外に跨る集落間紛争や、⑬のようにシュトゥーバイの裁判官の仲裁が不調に終わった場合には、領邦役人が調停のイニシアティヴをとり、またその場合、裁判区外の住民も立ち会い人や証人として現れている。しかしやはり、基本的には周辺集落共同体の住民が調停人、立ち会い、証人等として関与し、紛争克服に協力したのである。⑫では、共同体内部の放牧に関するトラブルも、場合によっては周辺集落に影響を及ぼすゆえに、近隣集落の住民が収拾に働きかけたのであろう。この意味でシュトゥーバイ溪谷(裁判区)も、個人(集落内)、集落間の緊張をはらんだ密接な利害関係に基づく地域共同体をなしていたといえよう。

## (2) 上イン溪谷地方の共同体間紛争

インスブルックの西方、ツィーアルからランデックLandeckに至る上イン溪谷Oberinntalは、シュトルツによれば13世紀初までシュヴァーベンのロンスベルク伯の所有する「上イン溪谷」伯領Grafschaft Oberinntalをなしていた。1212年の同辺境伯家の断絶後、シュタムス以西の西部地域は(エッパン=)ウルテン伯の手に移り、その下で後のラント裁判区ザンクト・ペータースベルクSt. Petersberg, イムストImst, ランデックは、各々独自の裁判権をもつ領域となった。しかしこれらの裁判領域は、その死刑執行がイムスト(マルクト)の裁判所でのみ行われたように、なお引き続き、旧「上イ

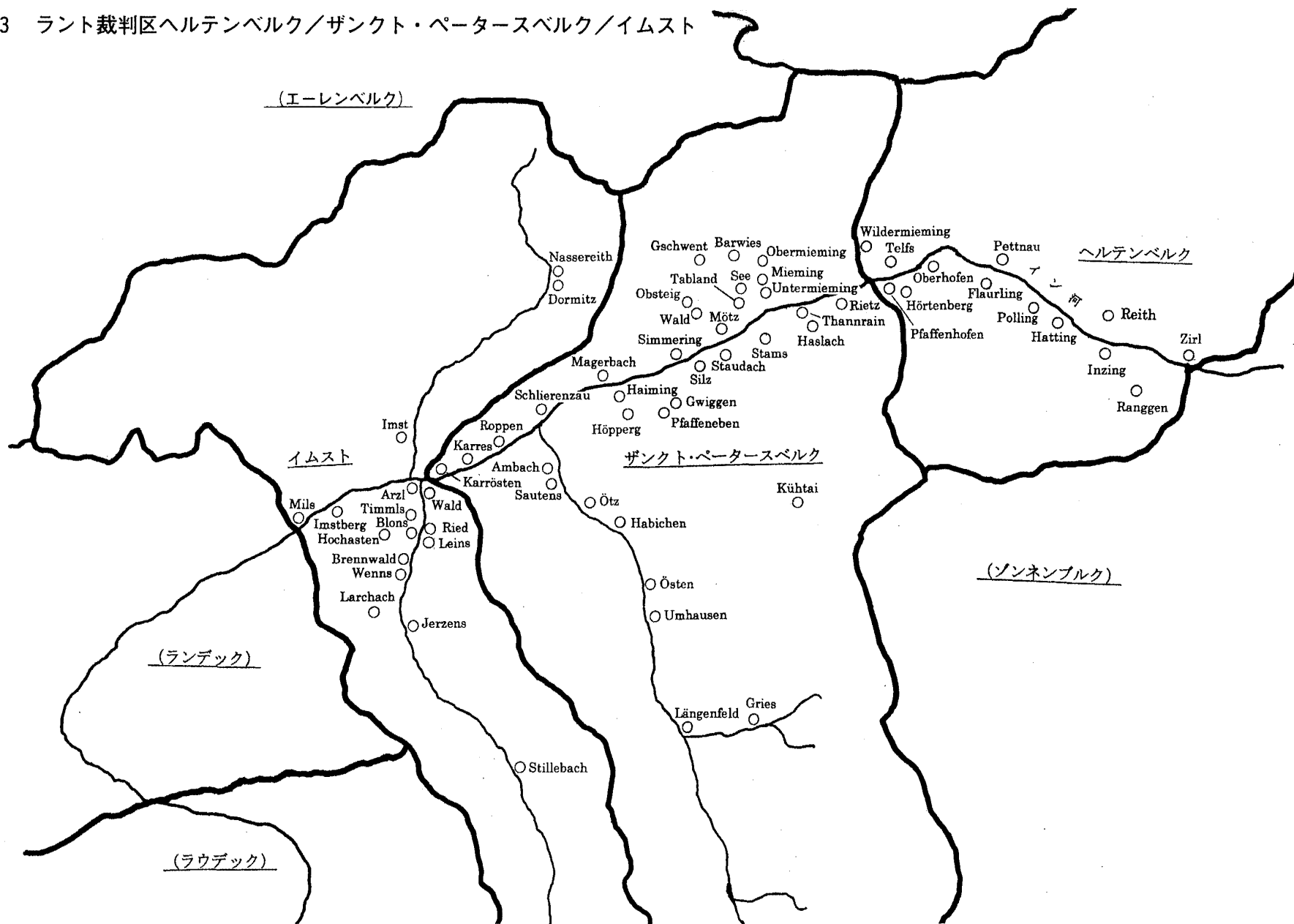
ン溪谷」伯領の領域として、ウルテン伯の支配下で一定のまとまりを保っていたようである。そしてウルテン伯家の断絶の後、1260年代以後漸次、これらの地域はティロル伯マインハルト2世の所有下に移った。<sup>11)</sup> イン溪谷に沿うヘルテンベルク Hörtenberg, ザンクト・ペーターズベルク、イムストのラント裁判区の枠組みが整うのは、このマインハルト2世の下においてである。1311年にはヘルテンベルク、ザンクト・ペーターズベルク、イムスト、ランデックの裁判官が、「上イン溪谷の裁判官 iudices vallis Eni superioris」として史料に現れる。<sup>12)</sup>

### 1) ラント裁判区ヘルテンベルク

前述のように旧「上イン溪谷」伯領の西部が、13世紀にウルテン伯の支配下に入ったのに対し、東部は、13世紀前半にレーエンとして上バイエルンの貴族エシェンローエ家の手に移った。<sup>13)</sup> Comitatusと表現された、城塞ヘルテンベルク(プファッフェンホーフェン Pfaffenhofen 南部)を中心とする裁判権(領域)がエシェンローエ家からティロル伯マインハルト2世の手に移ったのは、1281/86年である。マインハルトはその領域的な再編・統合をすすめ、その際にリーツ Rietz, シュタムス Stams, ハスラハ Haslach, タンライン Thannrain は裁判区ヘルテンベルクから、その西の裁判区ザンクト・ペーターズベルクに編入された。他方で東部のツィーアルとその周辺地域は、ヘルテンベルクに統合された。

16世紀の文書には、ラント裁判区ヘルテンベルクの東端ツィーアルと西端テルフスのイン河を跨ぐ橋梁の保全を義務づけられた集落として、インツィング Inzing, ポリング Polling, フラウアリング Flaurling, ランゲン Ranggen, ハティング Hatting など、裁判区の主要な集落に加え、各々東西に隣接するゾンネンブルク、ザンクト・ペーターズベルクのいくつかの集落も挙げられている。また裁判区内の中心的な教区フラウアリングに属するフラウアリング、ポリング、オーバーホーフェン Oberhofen, プファッフェンホーフェン、ハティングなどの集落には、中世初期以来広く領主直営地組織が存在し、その管理下にこれらの集落は、ヴィーダースベルク Wiedersberg の高原放牧地(アルム)を長期にわたって共有した。<sup>14)</sup> 西部のテルフス教区でも、いくつかの集落が放牧地利用のための協定を行っていた。このように、裁判区内にはおおよそ教区の広がりと同

図3 ラント裁判区ヘルテンベルク/ザンクト・ペータースベルク/イムスト





応する広域的な放牧地共同体が存在し、全体として緊密に結びあわされた生活空間をなしていたといえる。

しかし以下に示すように、15, 16世紀のヴァイステューマーによれば、教区フラウアリングの共有放牧地については、領主直営地組織が解体した後、個別共同体間の利用をめぐる争いが絶えなかった。またラント裁判区ヘルテンベルクはイン河の溪谷により、隣接する東西のラント裁判区と空間的に連続しており、支配者による区域再編という成立事情からも、完結的、閉鎖的な経済領域をなしていたのではないことは明らかである。シュトルツが述べるように、たしかに道路や橋梁の保全是、おおむねラント裁判区の枠内で行われたのであろう。しかし上述のような、裁判区の境界地域の橋梁など広域的な共用施設については、その維持は裁判区を越える広い範囲の住民の義務とされたのである。なお裁判所は近世にはヘルテンベルク城からテルフスに移されていた。14, 15世紀にはフラウアリング、インツィング、ツィーアル、オーバーホーフェン、ハッティング、テルフスで、ヘルテンベルクのラント裁判官の司率下に下級裁判集会が開かれている。<sup>15)</sup>

#### <事例>

- ① 1544 フラウアリングとポリングの間の、放牧地ヴィーダースベルクをめぐる争いは、幾度も仲裁が行われたが奏功せず、この間に多大の損害が双方に生じ、不和が高じた。そこで双方から2～3人の代表を出して交渉が行われ、ラント裁判管理官、裁判官に加えて、双方の希望によりツィーアル、インツィングの住民が調停人となり、和解が成立し、放牧地文書Almbriefが作成された。言葉や身体による暴力を慎むこと、これまでの双方の損害を相殺することで合意が成立した。

TW VI, S.13-17, Oberhofen.

- ② 1549 フラウアリングとオーバーホーフェンはその境界が至る所で接しており、不和、争いが絶えず、このたびは両者の間でヴィーダースベルクの放牧地等をめぐる争いが再燃し、家畜の差し押さえにより双方が多大の損害を被った。そこで双方

から4人の代表が出て交渉を行い、ヘルテンベルクのラント裁判官と陪審によって仲裁された。これまでの言葉や行為による争いを帳消しにし、以後友好的、隣人的にふるまうことが命ぜられた。裁判官、書記、廷吏の他に、テルフスの浴場主が和解文書の証人とされた。

TW VI, S.18-21, Oberhofen.

- ③ 1609 フ라우アリングとポリングの間の放牧地争いが再燃し、ポリングの4人の代表が、ラント裁判の管理官、書記、ツィーアルの居酒屋の主人、オーバーペルフス、ライトReithの住民を中立的立ち会い人として、フラウアリングを訴えた。ポリングの文書提出により、その放牧に関する権利主張が承認された。(図6-4)

TW VI, S.21-25, Oberhofen.

- ④ 1699 オーバーホーフエンおよびプファッフェンホーフエンの住民は、従来フラウアリングおよびポリングの住民と共同で一体のものとして利用してきたヴィーダースベルクの放牧地の一部について、後者が自分たちの所有権を主張したことを不当として裁判に訴えた。そこでラント裁判管理官、書記、オーバーペルフス在住の弁護士によって、以前の裁定文書にしたがい、従来の慣行が確認された。

TW VI, S.25-29, Oberhofen.

これらヴァイステューマーに現れる4例からも、かつて放牧地共有団体をなしていたポリング、フラウアリング、オーバーホーフエン、プファッフェンホーフエンの4集落が、16世紀にはその利用権をめぐる争いを繰り返していたことがわかる。とくに①②の事例が示すように、こうした紛争はしばしば、言葉と身体の暴力や家畜差押えなどの実力行使に及んで、双方に甚大な被害をもたらしており、この地域の住民、裁判当局にとって大きな負担となっていたことがわかる。調停はラント裁判官と裁判所役人(書記、廷吏)に、立会人、保証人、陪審として近隣住民を加えて行われた。ヴァイステューマーからは、こうした仲裁に協力する近隣住民に関して、詳細な情報を得られることは稀であるが、②③では、一般に共同体の日常的コミュニケーションにおいて重要な役割を果たしていたと考えられる、浴場主と居酒屋主人Wirtが加わっているのは興味深い。

## 2) ラント裁判区ザンクト・ペータースベルク / イムスト

ウルテン伯が所有した、ジルツSilz付近の城塞、ペータースベルクを中心とする裁判区ザンクト・ペータースベルクの主要部は、ジルツに教会を持つ大(原)教区をなしていた。<sup>16)</sup> 裁判区東端のリーツは元来、ラント裁判区ヘルテンベルクのオーバーホーフエンの下級裁判領域をなすまとまった所領(ホーフマルク)に、そして教区テルフスTelfsに所属していた。そのためこのホーフマルクからの分離とザンクト・ペータースベルクへの編入後も、オーバーホーフエンやテルフスとの間で、放牧地や森林の境界をめぐる争いが頻発した。また西の教区イムストに属したロッペンRoppenも同様に、後になってザンクト・ペータースベルク裁判区に編入された。この裁判区の14, 15世紀における裁判開催地としては、ジルツ、ミーミングMieming, エッツOetzの三ヶ所が現れ、これに対応して、ジルツの大教区内に13世紀のうちにミーミング教区が、1398年にはエッツ教区が成立して自立化し、裁判地に対応する3教区となった。

この地域にはアウクスブルク司教領、シュタムス、フラウエンキームゼー修道院などの聖界所領が多い。シュトルツは、ザンクト・ペータースベルクのラント裁判の基盤となったのは、ウルテン伯の上イン溪谷の伯領であると述べるが、ブルックミュラーは、フォークト裁判権の集積によりマインハルト2世の下で、ラント裁判区ザンクト・ペータースベルクが成立したと考える。たとえばミーミングは元来アウクスブルク司教領のフォークト裁判の地であった。<sup>17)</sup> 当裁判区の中心部をなす、(ウンター／オーバー)ミーミング、メッツMötz, ゼーSee, ジルツ、ハイミングHaimingの地域は、11世紀には同司教の一体的な所領(マイアーホーフないしホーフマルク)をなしており、ヴェルフェン家がフォークトとして支配した後、ウルテン伯の支配下ではこの裁判領域にエッツ溪谷が加えられた。そしてウルテン伯家断絶後、相続等による分割を経て、ティロル伯マインハルト2世の下で、上述のようにリーツをも加えてラント裁判区ザンクト・ペータースベルクとして再統合されたのである。<sup>18)</sup> おそらく広域的な古い伯領の内部が、中世盛期以後、より緊密な支配空間へと再編されるに際して、フォークタイが重要な意味を持ったことは否定できないであろう。いずれにせよ、かつて単一の所領組織に属す集落として放牧地を共有した上記集落群も、中世後期にはその利用権をめぐる相互に争うに至る。なお14世紀以後このラント裁判は繰り返し抵当とし

て貴族に委ねられている。<sup>19)</sup>

1266年にマルクト・イムストとともにティロル伯マインハルト2世の所有するところとなった、*districtus, jurisdictio*と表現される(ラント)裁判区イムストは、南部のピッツ渓谷と北部のピガーバッハ流域地方をも含み、元来、教区イムストと一致していた。<sup>20)</sup> シュトルツによれば、1300年ころの文書にはピッツ渓谷地方の一連の高原放牧地(アルプ)がイムスト裁判区の住民全体の放牧地とされ、この広大な放牧地共同体には、後にラント裁判区エーレンベルクに属した北部のレルモースLermoos, ベアヴァングBerwangや、ザンクト・ペーターズベルクのラント裁判区に帰属したロッペン、カレスKarresも中世末に至るまで属していた。このうちカレスは、教区としては後々までイムストのそれに属した。すなわち裁判区の再編によって他の裁判区に編入された後も、放牧地共同体としての経済的な機能と教区の帰属関係は、なお長期にわたって存続したのである。

### <事例>

以下の事例は、ヘルツルが編纂した、今日の行政区イムストに属す共同体の文書要録および、この地域のヴァイステューマー、そして州立文書館所蔵の各共同体文書に見出された共同体間紛争である。行政区イムストはラント裁判区イムストのみならず、ラント裁判区ザンクト・ペーターズベルクをも含んでいるので、ここではこの二つの裁判区にわたって事例を列挙する。

[略号] TLA=Tiroler Landesarchiv, GAI=Hölzl, S., Die Gemeindecache des Bezirkes Imst, Tiroler Landesarchiv Geschichtsquellen 35, 1995; GAA=Hölzl, Die Gemeindecache Arzl im Pitztal und Längenfeld. Tiroler Geschichtsquellen 16, 1986.

- ① 1376 カレスとラインスLeinsの間の、カレスがラインスの土地に所有する放牧地をめぐる争いは、ザンクト・ペーターズベルクの裁判官、管理官の下に召集された仲裁裁判において、ケマーテン、イムスト、アルツル Arzl, ボリング、レルモースの住民など6人により、実地検証と証言聴取を経て調停された。 GAI, Karres, Nr. 1.

② 1416 リーツとテルフスの間に、リーツ付近の湿原および、木材伐採と放牧地利用をめぐる争いが生じ、オーストリア大公エルンストが任命したアムラス、シュタルケンベルク Starkenberg の管理官、ゲツェンス、フェルスの住民をも含む7人によって調停された。 GAI, Rietz, Nr.2.

③ 1424 ジルツとハイミングの間に放牧地アルツヴィーゼ Arzwiese の放牧と木材利用の境界等をめぐる争いが生じ、ジルツの集会＝バウタイディングで双方の村長が訴えと抗弁を行った。その後ザンクト・ペータースベルクの裁判官は両共同体の全住民の前で、近隣の共同体タンライン、ゼー、リーツ、シュリーレンツァウ Schlierenzau の住民5人を調停人として調停した。(図6-5)

GAI, Silz, Nr.3; TW VI, S.153-155, Silz.

④ 1425 ジルツとハイミングの放牧地争いはザンクト・ペータースベルクの裁判に訴えられ、裁判官は4人の調停人とその長に委任し、仲裁をなさしめた。エッツ、イムスト、キュータイ Kühtai, ザウテンス Sautens, ホイベルク Heuberg, ピパーベルク Pipperberg などの共同体の住民が証人として立ち会った。 GAI, Silz, Nr.4.

⑤ 1433 ジルツの村長はグヴィゲン Gwiggen, プファッフェンホーフエンの住民がミュールベルク Mühlberg に不当に放牧し、その家畜を差押さえたところ、ヘペルク、Höpperg の住民が不当にこれを解き放ったことを、証言者とともによりザンクト・ペータースベルクの裁判官に訴えた。 GAI, Silz, Nr.9.

⑥ 1445 テルフスとリーツの間で繰り返されていたイン河左岸の放牧地と森林の境界をめぐる争いが再燃し、ザンクト・ペータースベルクの裁判官は、証言聴取により裁定した。その際、同裁判区のジルツ、エッツ、ハビヘン Habichen などの住民や、イムスト裁判区のヴェンス Wenss, ミルス Mills の住民など多数の「名誉ある人々」が立ち会った。(図6-6) TW VI, S.114-116, Rietz.

- ⑦ 1448 メッツとハイミングの間に、放牧地アルツヴィーゼへの放牧をめぐる争いが生じ、双方の希望により、イムスト市民、アンドレア・マウアを長(オプマン)とするイムスト、ジルツ、シュタウダハ Staudach, ウンターミーミングの住民7人が、調停人として選ばれた。調停人は現地実見、事情聴取、提出文書に基づいて双方の境界を確認し、メッツ側に9グルデンの賠償を命じる裁定を示したので、メッツはこれを支払った。また双方は裁定の遵守を誓約し、裁定を文書として、アンドレア・マウアの印璽を付して交付することを要望した。

TLA, Gemeindearchiv Mötzt, Nr. 4; GAI, Mötzt, Nr. 4.

- ⑧ 1472 メッツはジルツが新たに設けたイン河岸のアルケ(箱形の木枠を埋め込んだ護岸設備)は、メッツの河岸を損なうものであるとして争い、ザンクト・ペータースベルクのラント裁判官であるハンス・フォン・フロインツベルクの下で双方の主張と反論、現地実見が行われたが、裁判官は裁定できなかったため、これを領邦君主ジクムントに委ねた。そこでツィーアル、ペトナウPettauの住民および宮廷普請役の3人が調停人とされ、さらにザンクト・ペータースベルクの裁判官と、ミーミング、エッツミュール、ハイミング、マーガーバッハMagerbachなど近隣集落の7人が現地実見した。調停人は必要に応じて事情聴取も行い、ジルツがアルケを設けうる条件を示し、争いの際に相互に加えられた言葉と行為を和解によって清算すべく裁定した。双方はこの裁定を受け入れ、裁判官の印璽付き文書として交付することを要望した。

(図6-7) TLA, Gemeindearchiv Mötzt, Nr. 5; GAI, Mötzt, Nr. 5; GAI, Silz, Nr. 16.

- ⑨ 1476 オプシュタイクObsteigの住民は、ウンターミーミング、ゼー、タブラントTablandの住民が、彼らの森林において不当に木材を伐採したことから対立、争いが生じたとして裁判に訴えた。オプシュタイク住民は、ウンターミーミングの住民らは自分たちの森林で伐採すべきであるとし、他方後者は、既にはるか以前からオプシュタイクの森林で必要に応じて、妨げられることなく伐採する権利を有したと反論した。両者はこれ以上の争いと被害を避けるため、信頼できる人々による調停を

要望し、ザンクト・ペータースベルクの裁判官、イムストの管理官、その他イムスト、ミーミング、リーツなどの近隣集落の住民7人が調停人とされた。調停人は双方の事情を聴取し、次のように裁定した。ウンターミーミング、ゼーの住民は、家屋や諸道具の用材を自分たちの森林で十分に得られぬ場合には、オブシュタイクのハウプトマンの許可を得てオブシュタイクにおいて伐採することができる。ただし燃料用に、あるいは外部に搬出、販売するために木材を伐採してはならない。これによって両者は相互に被害を与え合うことなく、よき隣人的関係を保つべし。両者はこの裁定を受け入れ、遵守を誓約し、これを文書にして印璽を付し、交付することを要望した。証人としてヘティング、イムスト、シュタムス、ジルツ、バルヴィースBarwiesの住民が立ち会った。(図6-8)

TLA, Gemeindecarchiv Obsteig, Nr.2;GAI, Obsteig, Nr.2.

⑩ 1478 ザウテンスとエッツの間の、両集落間に存在する二つの小川で挟まれた森林の木材伐採をめぐる争いは、ザンクト・ペータースベルクの裁判官と、双方のたてた、シュタムス、リーツ、ハイミング、ジルツ、ミーミング、ウムハウゼンUmhausen, レンゲンフェルトなど同裁判区の集落の住民の他、エッツ溪谷の会計官や在地領主(グルントヘル)も加わった調停人団により調停された。(図6-9) GAI, Ötz, Nr.3.

⑪ 1485 ジルツとメッツは、アルツヴィーゼ、ラーLaa, ジマリングSimmeringにおける木材伐採と放牧地をめぐる争い、ラント裁判の抵当所有者ウルリヒ・フォン・フロインツベルクはイン溪谷の長官である息子トマンに裁定を委ね、トマンは双方から多数の住民が出席した裁判集会で、ザンクト・ペータースベルクの裁判官とエッツミュール、ハイミング、ナッセライトNassereith, シュタムス、リーツなど近隣集落の住民9人に調停させた。(図6-10) GAI, Silz, Nr.20.

⑫ 1491 ジルツとシュタウダハの間の、両集落南部に隣接する森林における木材伐採をめぐる争いは、シュタムスの裁判官、ハイミング、メッツの4人の住民とジルツの廷吏の計5人によって調停された。証人としてウムハウゼン、リーツ、ヴァル

トの住民など5人が立ち会った。

GAI, Silz, Nr. 22.

- ⑬ 1493 イェルツェンスJerzensとラインスの間の、ラインスの放牧地ペルシュターデル・アルムにおける放牧をめぐる争いは、ヴェンスの村落フォークトと住民、およびラルハハLarchachの住民によって調停され、境界石の設定により放牧地の分割が行われた。

GAA, Arzl, Nr. 102.

- ⑭ 1517 放牧地ラリヒ・マイスLarig-Maisの放牧権をめぐるラインスの代表はヴァルトWaldを訴え、イムストの鉾山裁判官が調停人とともに、現地実見をへて境界を定めた。

GAA, Arzl, Nr. 103.

- ⑮ 1527 ジルツとメッツの間のアルツヴィーゼ、ラーLaaの放牧、ロートヴァルトRotwaldの木材伐採をめぐる争いは、ペーターズベルクの穀物庫係を長とし、ハイミング、エッツ、ミーミンガーベルクなど近隣集落の住民5人よりなる調停人によって仲裁された。

GAI, Silz, Nr. 40.

- ⑯ 1530 ホルバハHorbachとシュティレンバハStillenbachの両川の間ピッツ溪谷住民の全権代表は、アルツル、ヴァルト、ラインス、リートRied, ティムルス Timmls, プランスPlans, エステンEstenの各共同体を、ネッセルベルクNesselberg, シュヴァルツェンベルクSchwarzenbergの放牧地における彼らの不当な羊の放牧によって被害を蒙っているとして、裁判に訴えた。その際アルツル側は、1470年の和解文書を提出した(この文書が当文書に挿入されている)。それによれば、同じ放牧地に関する両共同体の争いは、1470年にイムストの管理官の下で、イムストの裁判官ら9人の調停人によって調停され、アルツル側の、上記の二つの放牧地の利用権が承認された。この和解文書が朗読され、双方によって理解された。そこで改めて双方が中立的な調停人(ヴェンスWennsの2人の住民、ピッツ溪谷住民2人、ブロンスBlons, グシュヴェントGschwentの住民各1人)を選び、調停人は対立と多大な裁判費用を避けるために、和解を促した。そして双方の立ち会ひの下に、現地実見によ



って境界を確認し、境界石と十字架境界石を置いた。またこの境界によって両者は平和的、友好的な関係を保つべしとされた。双方はその遵守を誓約し、これを文書にして印璽を付し、交付することを要望した。

TLA, Gemeindearchiv Arzl im Pitztal, Nr. 104; GAI, Arzl Nr. 72a; GAA, Arzl, Nr. 104.

- ⑰ 1532 ジルツとメッツの間の、後者があらたに設けたアルヘをめぐる争いは、ザンクト・ペータースベルクの裁判官とイムスト、テルフス、オーバーホーフエン、シュタムス(居酒屋主人)、ロッペン、ハイミング、ウムハウゼンの住民によって調停された。GAI, Silz, Nr. 44.

- ⑱ 1532 カレスとロッペンの間の放牧地の境界に関する協定は、各々の代表3人ずつがザンクト・ペータースベルクの裁判において交渉することにより、成立した。その際カレストンKarrösten, ヴァルトの住民3人が立ち会った。また証人としてジルツの住民など3人が臨席した。GAI, Karres, Nr. 3.

- ⑲ 1533 4月22日にジルツとメッツの間の、イン河の橋梁設置をめぐる争いで、ジルツの依頼によりザンクト・ペータースベルクの裁判官は、ロッペン、ハイミング、イムスト、シュタウダハ、グシュヴェント、ウンターミーミングなどの共同体の住民から証言を聴取した。証人としてエッツ、アムバッハ、リーツなどの住民も立ち会った。

4月26日には同じ争いについてメッツの訴えにより、ゾンネンブルクのラント裁判官はシュタムスの居酒屋において、インスブルック市民、ゲツェンス、イグルスIgls, ヘティングの住民など7人の調停人とともに仲裁した。GAI, Silz, Nr. 45, 46.

- ⑳ 1534 ウンターミーミングは、タンThannおよびハスラハがイン河に設けたアルケ(護岸設備)が不当であるとして争い、イムストの裁判官が領邦君主のコミッサールとして、イムスト、ジルツ、フラウアリング、インツィングの住民7人とともに、事情聴取、現地実見、協議をへて調停した。対立の原因となったアルケの規模を限

定し、ウンターミーミングの住民の木材・筏流しの妨げにならぬようにすること、これまでの双方の対立をこれをもって解消することなどについて合意が成立した。双方はこの裁定を文書にし、印璽を付して交付することを要望した。

TLA, Gemeindearchiv Mieming, Nr. 16; GAI, Mieming, Nr. 16.

- ⑳ 1542 ジルツとハイミングは、前者が后者の土地を通る水路を設置しようとしたことから争いとなり、フロインツハイムFreundsheimの管理官らが調停を行ったが、不首尾に終わった。そこで1538年に国王の命令により委任を受けたハルの塩鉦管理官によって、シュタムス修道院長とともに実地検証がなされた後、裁定が下された。ジルツは水路がハイミングの土地を通過する補償として80グルデンを支払うことを義務づけられた。 GAI, Silz, Nr. 50.

- ㉑ 1549 ペーターズベルクの管理官とヘルテンベルクのラント裁判官は各々の裁判区のウンターミーミングとテルフスの間の、アハベルクAchbergにおける境界を設定した。双方から数名ずつの代表が参加し、オーバーホーフエン、オーバーミーミングObermieming, パルヴィースの住民など5人、ヘルテンベルクの裁判書記が証人として立ち会った。 GAI, Mieming, Nr. 18.

- ㉒ 1557 ブレンヴァルトBrennwaldの住民、マルティン・レデラーは、ヴェンス住民および、ラインスの代表である4人の住民を、放牧地と森林の利用と境界をめぐる争いのゆえに訴えた。イムストの管理官は、イムストのマルクト長(ビュルガーマイスター)とその住民、ナッセライト、カレス、アルツル、イエルツェンスの住民たち12人の陪審とともに、「訴訟を続けた場合に要する多額の費用を避けるためにも」平和的な和解を促した。双方は文書を提出し、証言をとり、陳述と反論が繰り返された後に次のような裁定がなされた。まず両当事者は、相互の争い、対立、敵意を、和解により今後よき友好的関係へと転じ、悪意や怒りによって相手を避難することなく、よき隣人関係を保つべきである。1456年の証言文書に従い、ラインスの住民は聖ゲオルクの日から聖ガレンの日まで、ピッツアイン河までは自由に放牧できる。

ブレンヴァルトの住民はこれに対して妨げたり、争ったり、暴力をふるってはならない。但し別の証言文書にもとづき、カレスの放牧地Karrer Wieseはブレンヴァルト住民のみが利用できる。双方はこの裁定を受け入れ、遵守を誓約し、印璽付きの文書として交付することを要望した。(図6-11)

TLA, Gemeindearchiv Leins(Arzt), Nr. 108; GAA, Leins, Nr. 108.

- ②④ 1559 カレスの二つのホーフ所有者たちとイムストのマルクト長、参事会、共同体は放牧地利用をめぐる争い、カレスのホーフ所有者の代表2人がイムストの市長および参事会と協議した結果、放牧地利用について合意し和解に至った。

TW VI, S. 325-326, Karres.

- ②⑤ 1589 ホッホアステンHochastenとイムスターベルクImsterbergの間の、放牧地境界をめぐる争いにおいて、双方の各々8人、10人の代表がイムストの管理官とともに実地検証のうえ境界を確認し、和解した。その際、イムスターベルクのために、消失した1493年の証言記録の内容があらためて確認され、境界石が設置された。

GAI, Imsterberg, Nr. 9.

- ②⑥ 1604 クラウゼKlauseの関税役人ガル・コルプは委任官としてラインスト、イェルツェンスの4ホーフ所有者の間の、ラインストの放牧地ペルンシュターデル・アルムをめぐる争いを仲裁した。その際、1529年の協定が破棄され、1493年の和解協定が有効とされ、それ以外の古い協定は無効とされた。イムストの鉾山裁判官、レルモースの裁判代理人、メッツ、ジルツの住民が陪審をつとめ、立会人として、シュタムス、ツァムス Zamsの住民、シュタムスの裁判官が加わった。

GAA, Leins, Nr. 114.

- ②⑦ 1613 ヴェンスの住民はラインスト住民の家畜を差し押さえ、これを機に様々な放牧地の利用や家畜の通過について、両者の間に協定が成立した。この交渉にはイムストの管理官の下で、双方から数名ずつの代表が出席し、またイムスト住民3人が立ち会った。

GAA, Leins, Nr. 115.

- ⑳ 1615 ジルツはハイミングの水路設置によって自分たちの水路が荒廃したと訴え、損害賠償を要求した。領邦政府の命令により製塩所森林監督官が委任裁判官として、実地調査のうえ1542年の利用契約(前掲事例㉑)をもとに、共通水路の設置とその利用の配分を指示し、和解協定が成立した。オーバーミーミング、レンゲンフェルト、メッツ、リーツの住民5人が立ち会った。 GAI, Haiming, Nr. 14.
- ㉑ 1631 メッツ、オブシュタイク、ミーミンガーベルクとハイミングの間の、放牧地アルツヴィーゼの境界をめぐる争いは1562年に裁定されたが、メッツとハイミングの間で再燃した。ザンクト・ペーターズベルクの裁判官(管理官)の下で境界を明確化し、柵を新たに設けることにより、和解が成立した。メッツ側の保証にはヴァルト、タブラント、オブシュタイクの住民が加わり、リーツ、ジルツの住民が立ち会った。(図6-12) TLA, Gemeindecarchiv Obsteig, Nr. 7; GAI, Obsteig, Nr. 7.
- ㉒ 1647/48 エッツ溪谷のレンゲンフェルトの住民とグリースGriesの住民は、ズツタールの放牧地をめぐる争い、住民代表にザンクト・ペーターズベルクの裁判当局、レンゲンフェルトの領主であるフランエンキームゼー修道院の管理官を加えて交渉が行われ、和解が成立した。 TW VI, S. 280-285, Längenfeld.
- ㉓ 1648/1650 メッツ、オブシュタイクはナッセライトとドルミッツを、ジマリングの放牧地における妨害のゆえに訴えた。領邦政府の委託により、ヘルテンベルクの管理官に証言聴取の要請がなされ、そのためザンクト・ペーターズベルクの裁判官にナッセライトの居酒屋での集会を召集するよう要請がなされた。 GAI, Mötzt, Nr. 15.

以上の和解文書の事例に関して、ヘルツ編の要録は紛争の具体的様相については、実力行使としての放牧家畜の差し押さえ以外に明らかにしない。しかし一覧できた原文書からは、紛争当事者間にはかなり厳しい敵対行為(言葉を含め)が展開し、双方の牧畜経営と日常生活に大きな負担、損失をもたらしていたことがわかる。また紛争調停はしばしば裁判官にも困難で、領邦役人のサポートを得るにせよ、やはり近隣住民

の協力が重要であったように思われる。和解契約文書で強調される平和的、友好的な隣人関係の回復・維持は、まさにこうした頻発する紛争を克服するための基本理念であったといつてよい。

このように、少なくとも15, 16世紀には、かつての放牧共同体、放牧地共有団体の間で用益権や境界をめぐる紛争が頻発していた。とりわけ上述のように、この裁判区の中心部をなすイン溪谷地域の、大きな原教区を中心でもあったジルツと、これをとりまくハイミング、メッツ、シュタウダッハ、イン左岸のミーミング、オブシュタイク、ゼー、などの共同体の間に同様な放牧地、森林、そして水利をめぐる紛争が繰り返されていた。③④⑦⑧⑨⑪⑫⑮⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿がその例である。このうちイン左岸のメッツ付近の放牧地アルツヴィーゼは、この地域の放牧共同体の核をなしていたようで、この放牧地の利用をめぐる③④のようなジルツとハイミングの間の争いがみられるのみならず、⑦ではメッツとハイミング、⑪⑮ではジルツとメッツが争っている。これら③から㉙までの上記14例が示すジルツ、メッツ地域の紛争は、裁判官または領邦君主の在地役人が近隣の共同体住民とともに調停することにより、和解に至っている。放牧地アルツヴィーゼや水利をめぐる三つ巴の争いを展開したかの印象を与えるジルツ、ハイミング、メッツも、⑦⑧⑪⑮⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の事例が示すように、実際にはその二者間の紛争に対して、他は文字通り第三者として、調停者の役割を担って現れていることも注目される。勿論⑫のように、これらの共同体の一つが関わる紛争に際し、他の二者が調停者となることもあった。このように、かつてアウクスブルク司教領に共属し、広域的な放牧地共有団体をなしていた、ザンクト・ペーターズベルク裁判区中心部に位置するこの地域において、個別共同体は直接的な紛争当事者とならぬかぎり、共同体間の紛争を収拾すべく、ラント裁判官やその他の領邦役人とともに調停者として協働したのである。<sup>21)</sup>

ザンクト・ペーターズベルクの南部、イン溪谷から空間的に隔てられたエッツ溪谷では、集落密度のせいかな紛争記録は多くはないが(⑩⑳㉑), ⑩では溪谷北部のザウテンスとエッツの森林利用をめぐる争いの調停に、イン溪谷の主要な共同体の住民が加わっている。逆に先にあげた④⑥⑩⑮⑰⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿などのイン溪谷の共同体間の紛争において、エッツ溪谷からエッツ、ザウテンスなどの北部の共同体のみならず、ハビヘン、ウム

ハウゼン、レンゲンフェルトなどの南部の共同体の住民も調停人、証人としてその解決に協力している。このようにラント裁判区内の共同体は、その紛争の克服のために、全体として繰り返し共同行為を行っていたといえよう。ラント裁判区イムストの事例⑬⑭⑯⑳㉑㉒㉓㉔は、やはりピッツ溪谷の放牧地紛争が広狭さまじまなレベルで生じており、広域的な溪谷の放牧共同体の細分化プロセスを想像させる。

以上では主として地域、そして裁判区の枠組みにおいて、紛争とその解決のための共同行為を扱ったのであるが、しかし共同体間の紛争と紛争解決のための行動は、かならずしも各裁判区内にとどまっていたわけではない。ザンクト・ペータースベルク裁判区の東端、西端地区は、既述のように各々ヘルテンベルク、イムストの両裁判区の隣接地域と、かつては放牧共同体ないし放牧地共有地域をなしていたために、裁判区の分離の後も紛争が頻発していた。②⑥のテルフス(ヘルテンベルク裁判区)とリーツの放牧地、森林利用の争い、②のウンターミーミングとテルフスの間の境界争い、①⑳のカレスとイムストやイムスト裁判区のラインスの間の紛争、㉑のメッツ、オブシュタイクとナッセライト、ドルミッツの放牧地争いはその例である。またこのような二つの裁判区に跨る紛争では、いずれかの裁判官が仲裁する他、②のように領邦役人が仲裁裁判官に任命される場合や、②のように両裁判官が仲裁する場合もある。しかしいずれの場合でも、調停人は広く両裁判区の共同体から、そして⑥では第3の裁判区イムストからも出ている。

このように、紛争と調停における共同体(住民)の活動は、溪谷という空間的な枠組みや、放牧地共同体の形成と分割の歴史的経緯から、主としてラント裁判区内で展開したといえる。しかしとくに上イン溪谷の裁判区は、空間的にはむしろ連続しており、その境界地域では、裁判区を跨いだ紛争と調停活動が行われた。またかつての上イン溪谷全体の裁判の中心であり、経済的にも市場町(マルクト)として求心力を持ったイムストは、その裁判官や住民が、ザンクト・ペータースベルク裁判区内の共同体間紛争に調停人として関わっているように(④⑦⑨⑰⑱⑳)，ラント裁判区は、上イン溪谷地方の地域秩序の維持において決して閉鎖的な枠をなすものではなく、住民の協力関係はより広い範囲に及んでいたのである。このことの意味は後段で再論しよう。

原文書から調停のプロセスを窺知しうるかぎりでは、和解条件の設定と当事者によ

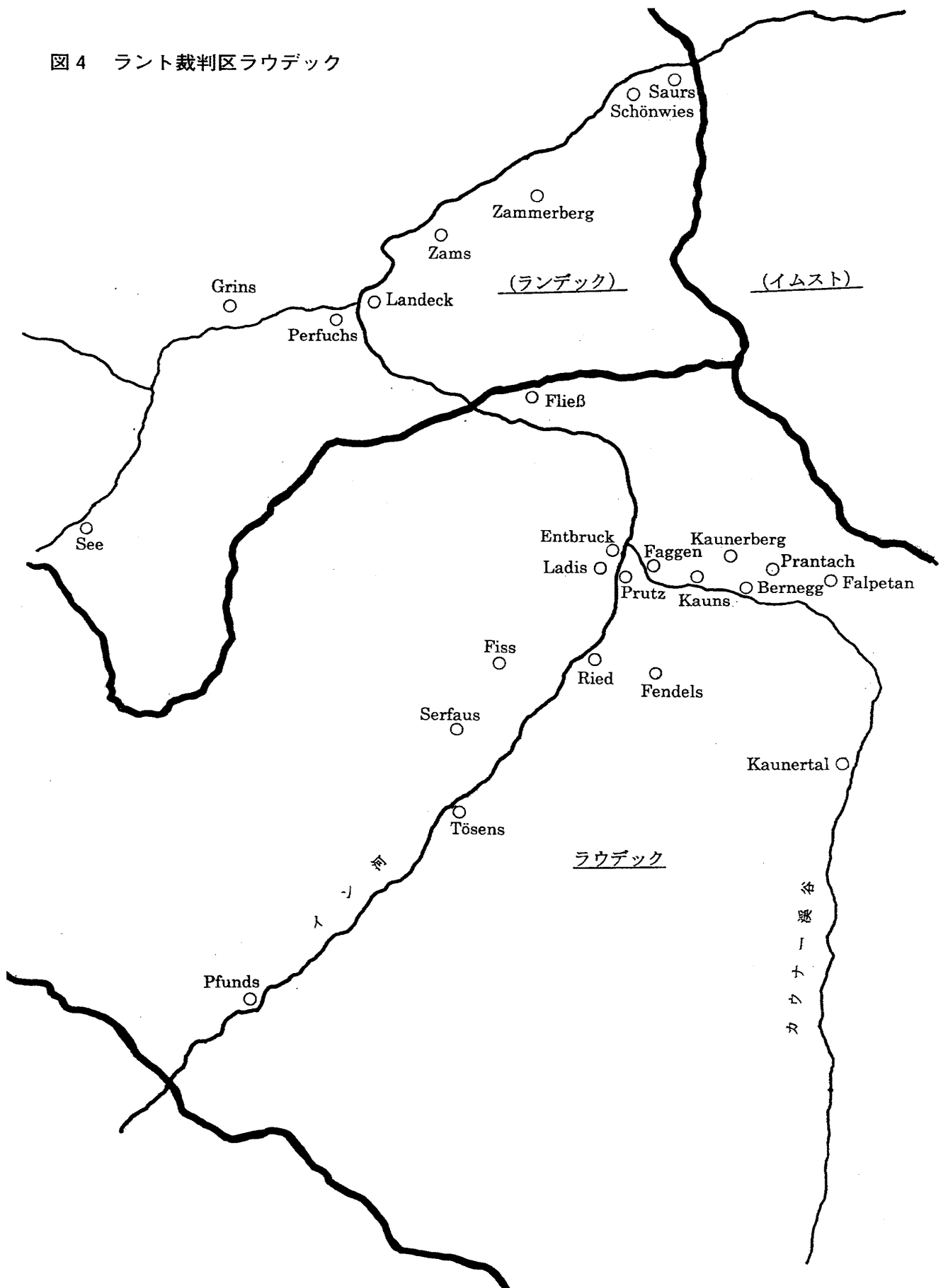
るその受容において最も重要な役割を果たしたのは、前述のように近隣住民の証言や調停であった。また同様な紛争を繰り返していた各共同体は、⑬⑭が示すように、それまでの和解協定などの文書を保存し、それらは紛争の際には証拠として提出され、有利な調停と和解に貢献した。ただし、⑮では最も新しい協定文書の内容が無効とされ、より以前の文書が有効とされている。ラント裁判官や、領邦君主から委任された仲裁裁判官もしばしば、周辺共同体の住民たちに実地検証させ、調停を委ねている。なお調停に参加した住民はいうまでもなく、経験と地位に基づく指導力、影響力を持つ年長者であったと考えてよいが、その選出方法など、史料からそれ以上の情報を得ることは難しい。⑯⑰では調停人の選出は紛争当事者の希望に沿って行われたようであり、⑱では当事者双方が調停人を依頼したようである。⑲ではシュタムスの居酒屋主人が調停人として現れ、⑳ではシュタムスの居酒屋に調停の場を、また㉑ではナッセライトの居酒屋に証言聴取の場を設定しているように、やはりここでも居酒屋は共同体、あるいはより広い地域のコミュニケーションの拠点であったことを示している。

この他、最も解決の困難な共同体間紛争とあってよい境界争いにおいて、年長者に加えて若者を調停と実地検証に加え、確認された境界を記憶させようとしている事例も興味深い。共同体のテリトリーや境界がなお、人の経験と記憶に負うところが大きかったことを示しているからである。

### 3) ラント裁判区ラウデック

上イン溪谷の最上部、およびその東部に走る支溪谷、カウナー溪谷よりなるラント裁判区ラウデックLaudeggは、1282年にはティロル伯のラント裁判区として現れる。イン溪谷とカウナー溪谷の合流する地、プルッツPrutz近郊の城塞ラウデックを中心とするこの裁判区は、元来ひとつの教区でもあり、またカウナー溪谷の放牧地を共有する入会地共同体でもあった。<sup>22)</sup> しかしフィスFissを中心としラディスLadis、ゼルファウスSerfausなどの集落よりなるイン河左岸地域は、自立的な放牧地共同体にして教区(ゼルファウス)へと発展し、イン河右岸のプルッツを中心とする地域から分離して、「山岳三分共同体Drittel am Berg」と呼ばれた。J・ローレンツによれば14世紀後半には、山岳三分共同体のフィスとプルッツの二つの裁判集会のヴァイステューマー・テ

図4 ラント裁判区ラウデック





クストが現れるという。<sup>23)</sup> さらにイン河右岸地域は、プルッツ、リートRied, フェンデルスFendels, テーゼンスTösensなどの集落からなる「平地三分共同体Drittel in der Ebene」と、カウンスKauns, ファッゲンFaggen, カウナーベルクKaunerberg, カウナータールKaunertalなどカウナー渓谷の集落よりなる、「カウンス三分共同体Drittel zu Kauns」に分化した。イン河左岸の「山岳三分共同体」内ではさらに、個別集落が独自の放牧地や森林の利用権を得て自立化する傾向が見られたが、イン河右岸の二つの三分共同体はプルッツにおいて共同で下級裁判集会を持ち、また共通の会計を維持した。この二つの三分共同体は各々一人の代表を出し、この二人が「二つの三分共同体Zweidrittelgemeinschaft」を代表した。しかし15世紀には放牧地は20年ごとに割替えがおこなわれ、1470年には両三分共同体の間で分割された。このとき「平地三分共同体」では、プルッツ、リート、フェンデルス、テーゼンスの各集落の間で放牧地がさらに分割されたように、すでに、この広域的放牧共同体内部での個別集落の自立化が進行していたのである。ただし「カウンス三分共同体」ではなお放牧地の共有が17世紀まで維持された。<sup>24)</sup>

これらの三分共同体は放牧地利用の他、橋梁の保全や税徴収の単位でもあった。しかし重罪=マレフィッツや流血裁判事項は常に、プルッツ(ラウデック城)で、そして17世紀にはリートに移って、年3回開催されたラント裁判集会において裁かれた。1547年のラント裁判集会のヴァイステューマーは、ラント裁判区住民全体=ラント裁判共同体に関わる、ラウデックの城塞保守義務、徴税、結婚、手工業の営業規定などの他に、三分共同体相互の、さらには個別共同体間の放牧地利用、(放牧家畜の)通行、森林伐採、水利、橋梁建設、維持に関する詳細な規定を含む。<sup>25)</sup> 三分共同体、個別共同体へと入会地用益の分割が進んではいたが、なおそうした区域を越える相互の放牧地、入会地利用は存続しており、ラント裁判共同体はそのなかで、不可欠の広域的な利害調整機能を担っていたのである。

この裁判区に属す11の個別共同体のうち、リート、プルッツ、フェンデルス、カウンス、フィス、ラデイス、ゼルフアウスは集村であるが、ファッゲン、カウナーベルク、カウナータール、テーゼンスは複数のヴァイラーや孤立屋敷の集合体であった。<sup>26)</sup> この地域ではティロルでも最も内奥の盆地状地形のため、降雨量が少なく、耕地、放牧

地ともに灌漑が重要な意味をもち、灌漑水路の設置、管理、利用がしばしば共同体間の紛争を捧持させている。

以下はヘルツ編の共同体文書要録および、インスブルック州立文書館所蔵の各共同体文書にみられる、紛争事例(多くは和解契約書)の抜粋、要約である。典拠指示はGAKL=Hölzl, Gemeindecarchiv Kauns, Laudegg, Tiroler Geschichtsquellen 14, 1984; GAL=Hölzl, Gemeindecarchive des Bezirkes Landeck, Tiroler Geschichtsquellen 31, 1991; GAR I, II=Hölzl, Die Gemeindecarchive des Bezirkes Reutte, I. Teil, II. Teil, Tiroler Geschichtsquellen 37, 38, 1997, 1998; TLA=Tiroler Landesarchiv.

### <事例>

- ① 1358 フリースFließの共同体は、フィス、ラウデック(ラディス?)の住民に対し、後者がポントラッツPontlatzの橋付近に設けたアルケが、自分たちのアルケを損なうとして争い、暴力沙汰に至った。そこでリート、ベルネックBernegg, ゼルファウス、エントブルックEntbruck, アンゲダイアAngedairの住民7人が調停人となり、現地実見を行った上で、相互の交渉をへて調停した。双方はこれを受け入れ、印璽付きの文書として交付することを要望した。その証人としてラウデックの裁判官、ゼルファウス、プルッツ、ツァムスZamsの住民などが立ち会った。(図6-13)

TLA, Gerichtsarchiv Laudegg, Nr.1; GAKL, Gerichtsarchiv Laudegg, Nr.1.

- ② 1440 一方でプルッツ、リート、フェンデルス、平地三分共同体、カウンス三分共同体と、他方でカウナー溪谷に自有地または世襲保有地Baurechtを有する人々の間で、前者が後者に対してカウナー溪谷における自由な放牧と柵の開放を要求したことから、争いが生じた。そこでラウデックの管理官は、ラウデックの裁判官および(プルッツ・リート・フェンデルス共通の)村落フォークト、リート、ファッゲンの住民など13人の調停人とともに調停した。カウナー溪谷の全ての放牧地の柵は、聖ファイトの日までは開放することとされ、また個々の放牧地、採草地について柵の開放期間が確認された。 TLA, Gemeindecarchiv Ried, Nr.5; GAL, Ried, Nr.5.

- ③ 1445 プルッツとカウンスの間の、湿原ファッカーアウVacker-Auをめぐる争いは、ランデックおよびラウデックの裁判官のもとで、ゼルフアウス、フィス、フェンデルス、リートの住民を調停人とし、調停された。(図6-14) GAKL, Kauns, Nr.3.
- ④ 1470 森林監督官とラウデックの管理官の下で、フェンデルスとプルッツの間の、ランゲストベルク(ランゲツベルク)Langestberg(Langezberg) im Teufentalの放牧権に関する合意が、双方の代表の交渉により成立した。ラディス、フィス、ファッゲンの住民3人がその証人として立ち会った。GAR II, Fendels, Nr.38/2.
- ⑤ 1470 ラウデックの管理官は、平地三分共同体のプルッツ、エントブルック、リート、フェンデルス、オーバーテーゼンスと、カウナー溪谷のカウンス、ファッゲン、ファルペタンFalpetanの間に、20年前に分割された高地放牧地をめぐる紛争が生じ、ラディス、フィス、フェンデルスの住民など5人の調停により、和解に至ったことを確認した。それによって平地三分共同体内の各共同体には、放牧地が個別的に割り当てられ、カウナー溪谷(カウンス三分共同体)の諸共同体には全体として、いくつかの放牧地が割り当てられた。違反者は10マルクの罰金を科され、また違反により被害を受けた共同体は、4プフントを得ることとされた。各共同体から1, 2名の代表者が遵守を誓約した。(図6-15) GAR II, Fendels, Nr.38/3; GAL, Ried, Nr.8.
- ⑥ 1482 プルッツ、テーゼンス、リート、フェンデルスの(共通の)村落フォークトに対し、プルッツ、リート、フェンデルスの代表者はテーゼンスを次のように訴えた。カウナー溪谷の全ての放牧地はこの4共同体が共同利用し、そのための費用を公平に負うべきであるのに、テーゼンスはオクセンベルクの牧童の費用を負担しようとしな。これに対しテーゼンスは、自分たちはオクセンベルクを利用しないので、費用負担の義務はないと反論したが、村落フォークトは次のように裁定した。テーゼンスの住民もこの山に放牧する権利をもち、従って放牧しない場合でも費用を負担すべきである。双方はこの裁定を受け容れ、印璽付きの文書にして交付することを要望した。ラディス、カウンスの住民が証人となった。

TLA, Gemeindecarchiv Ried, Nr.9; GAL, Ried, Nr.9.

- ⑦ 1510 リートの共同体代表は、リート住民が高地放牧地ランゲツベルクとマトンベルク Mathonberg における、テーゼンス住民の不当な放牧を妨げようとして争いが生じたことから、ラウデックの裁判官と陪審の前に訴えた。そこで裁判官は、放牧地の境に関して3人の近隣住民から証言聴取を行った。リーートの代表はその内容を印璽付きの文書にして交付し、これに基づいて正当な裁定が下されたら、双方が受け入れることを希望した。この証言の証人としてプフンツ Pfunds の住民3人、ランデックのラント裁判区住民3人、ラウデック裁判区の住民9人が立ち会った。

TLA, Gemeindecarchiv Ried, Nr.304; GAL, Ried, Nr.304.

- ⑧ 1510 リートとテーゼンスの間の、リーートの放牧地とテーゼンスの放牧地ランゲツベルクが接するマトンベルクにおける境界をめぐる争いは、双方の代表者3人ずつが出頭し、ラウデックのラント裁判官の下で、プフンツの住民にランデックの裁判区住民6人、ラウデックの裁判区住民3人を加えた調停人(=陪審)により、次のように調停された。双方はこの争いから生じた敵対関係を、これをもって解消し、以後友好的、隣人的関係を保つべし。双方の放牧地の境界を確認して境界石と十字架をたて、共有する家畜の水飲み場以外、各々境界を越えて放牧してはならない。双方の代表は、裁判官にこの裁定の遵守を誓約した。双方はこの和解契約を印璽付きの文書にして交付することを要望した。調停人が証人をも兼ねた。

TLA, Gemeindecarchiv Ried, Nr.11; GAL, Ried, Nr.11, 306.

- ⑨ 1517 リートとフェンデルスの間の、放牧地シュタランツアルペ、フェンデラーアルペの放牧権に関する紛争は、プルッツとカウンスの住民4人によって調停された。二つの放牧地の間に境界石が置かれ、双方の村落フォークトなどからなる代表が遵守を誓約した。

GAR II, Fendels, Nr.38/4a, b.

- ⑩ 1517 リートとフェンデルスの間の、放牧地シュタランツの家畜水飲み場をめぐ

る争いを、プルッツとカウンス住民4人が調停した。先の紛争(⑨)で確認された境界石を放牧地と水飲み場(小川)の利用権の境界とすることがあらためて確認された。調停人は証人をもかねた。 GAL, Ried, Nr. 13.

- ⑪ 1523 フェンデルスとカウンスの間の、ルファネルの放牧地をめぐる争いにおいて、フェンデルスの住民はその2人の代理人を通じて証言聴取を要求し、ラウデックの裁判官はこれに応じて、カウンスの2人の村落フォークトの出席下に証言聴取をおこなった。その際、リート、プルッツの住民3人が陪審をつとめた。

GAR II, Fendels, Nr. 38/5, 6a, b.

- ⑫ 1527 リートとフェンデルスの間で、各々の村落フォークトの交渉により、道路保全の負担区分について和解が成立した。シュタムス、オーバーミーミング、テーゼンスの住民3人が証人となった。 GAL, Ried, Nr. 14.

- ⑬ 1534 フェンデルスの2人の共同体代理人はラウデックの裁判官に、プルッツ、カウンスの住民がしばしばかれらの土地を通過することについて苦情をのべ、証言をとるよう要請した。その際ゼルファウス、フィス、リートの住民3人が陪審として立ち会った。これに対しカウンスの代理人も、2人の証人からの証言聴取を要求した。(図6-16) GAL II, Fendels, Nr. 38/8a-c, 9a-c.

- ⑭ 1548 ラウデックのラント裁判官は、リートの住民が納めるべき年貢3プフントについて争いが生じたので、フェンデルスの2人の住民の要請により、リートの2人の裁判代理人の立ち会い下に、この件について公開で証言聴取することを告示した。リート側は聖レオンハルトの日までに納めることを約束し、カウンス、フィス、ゼルファウスなどの住民が証人として立ち会った。 GAL, Ried, Nr. 307.

- ⑮ 1553 カウンス三分共同体の住民たちは、平地三分共同体とランゲツベルク等の高地放牧地の利用について、分割文書と籤に基づき、20年間の協定を結んだ。その際、プルッツ、カウンス、カウナータール、ファルペタン、プランタハPrantach, プ

ァッゲンの村落フォークト、廷吏、住民などが立ち会った。 GAKL, Kauns, Nr.27.

⑩ 1554 一方のプルッツ、リートと、他方のカウンス、フェンデルス、ラディス、フィス、ゼルファウスは、前者の要請によって宮廷施設官Hofbaumeisterとラウデックの管理官を長として(大公と国王の承認に基づき)設けられた調停人団により、アルケの設置、および道路と橋の維持費負担について和解した。陪審としてランデック、プフンツの裁判官、ケマーテンのマルクト長と住民、ツァムス、プフンツ、イムストの住民が出席した。 GAK, Kauns, Nr.28.

⑪ 1563 リートとテーゼンスの間のモルスとモルザーヨッホの放牧地をめぐる争いは、各々4～5人の代表者が出席し、プルッツの管理官によって調停された。その際、テーゼンスに属す放牧地の範囲が示された。 GAL, Ried, Nr.21.

⑫ 1613 5月22日にラウデックの裁判官の前で、カウンスとカウナーベルクの間放牧地争いについて、証言聴取が行われた。その陪審(立ち会い人)にはラディスの住民、カウンスの村落フォークトなどが加わった。同年5月29日にはカウンスの村落フォークトの要請により、同様な証言聴取が行われ、さらに6月20日にはカウナーベルクはカウンスを放牧地利用について訴えたが、ラウデックの裁判官の前で和解した。陪審はプフンツ、フィス、リート、ゼルファウス、ラディス、プルッツの住民が構成した。(図6-17) GAKL, Kauns, Nr.33(33a)、34.

⑬ 1626 プルッツの教区司祭はブリクセン司教の同意により、リート、テーゼンス、フェンデルスの共同体に、その求めにより教区権を与えた。同時にリート、カウンス、カルテンブルンKaltenbrunn, フェンデルスの司祭たちは、十分の一税の一定部分を(プルッツの教会に)譲ること、5大祭にはプルッツの教区教会でミサに参加することが義務づけられた。 GAKL, Kauns, Nr.36.

先に述べたようにラント裁判区ラウデックは、15世紀には各々行政的な単位でもあ

る三つの放牧地共同体に区分されていたが、様々な点でこれら3共同体は、なお密接な結びつきを維持していたようである。まず紛争当事者の広がりから、個別共同体(集落)が他の三分共同体に放牧地ないし放牧権を持つ、という相互関係が存続していたことがわかる。とくにカウナー溪谷には古くから、三分共同体全体の共有放牧地が多く存在した。②の事情はややわかりにくいだが、カウンス三分共同体はいうまでもなく、平地三分共同体およびその個別集落もカウナー溪谷に放牧地を共有していたこと、これらの共同体と同溪谷の個人経営者(孤立屋敷の所有者か?)との間に放牧地利用の争いが生じていたことが読みとれる。③も平地三分共同体とカウンス三分共同体に所属する個別共同体間の争いである。⑤からは、先に述べた三分共同体間の放牧地分割のプロセス、そしてその際に平地三分共同体では個別共同体に放牧地が割り当てられたのに対し、カウンス三分共同体(=カウナー溪谷の共同体)はなおいくつかの放牧地を共同所有したことなどが読みとれる。しかし⑥の事例からわかるように、実際には平地三分共同体の個別共同体も、引き続きカウナー溪谷の放牧地を共同利用していた。また⑮の事例は、平地・カウンスの両三分共同体がなお、おそらくカウナー溪谷の放牧地を共同管理する主体として現れている。⑪⑬からも、プルッツ、フェンデルス、カウンスなどの両三分共同体の個別共同体住民が、相互の地域に放牧に訪れ、通過するなど、その放牧活動において対立と紛争の可能性をも帯びた密接な利害関係にあったことが認識される。

平地・カウンスの両三分共同体に対して、イン河左岸の山岳三分共同体とその個別共同体は、15, 16世紀にはすでに自立的な放牧エリアを持っていたようで、平地・カウンスの共同体との放牧地に関する紛争当事者としては現れることはなかった。しかし両地域は切り離された生活圏をなしていたのではなく、①⑯では、水利や道路・橋梁の負担をめぐる紛争に関わっている。そして日常的な生活領域と紛争関係の広がりに応じて、調停に関わる住民も広範囲に及び、③⑤⑬の平地・カウンス両三分共同体住民を当事者とする紛争には、山岳三分共同体の住民(ゼルフアウス、フィス、ラディスなど)が加わっている。また④⑥⑨⑩⑭のように、平地三分共同体内の紛争にも、カウンスや山岳三分共同体の住民が調停や証人に加わり、⑱ではカウンス三分共同体内の紛争に、他の二つの三分共同体の住民が陪審として関わっている。このように、各

三分共同体の個別共同体とその住民は、原文書の事例が垣間見させるような暴力的側面をも示す紛争と、他方でその克服の両局面において頻繁に接触し、協働した。そして⑫⑬の事例が示すように、こうした共同行為は、道路と橋梁の維持という地域の公共的な義務負担とも結びついていたのである。またこの二つの事例では、イムストやザンクト・ペーターズベルクの裁判区の住民も、陪審や証人として調停に関わっている点が注目される。

なお事例⑭は紛争ではないが、プルッツの大教区から個別共同体が自立化していくプロセスを示している。17世紀のうちに主要な個別共同体は、自身の負担によって独自の教区教会を持つようになる。この事例からもわかるように、各個別共同体が、十分の一税や埋葬・洗礼権をも持つ完全な教区権を確立するにはなお時を要したであろうが、自分たちの教区教会を持つことは、そのアイデンティティの強化を促す大きな要因であったと思われる。<sup>27)</sup>

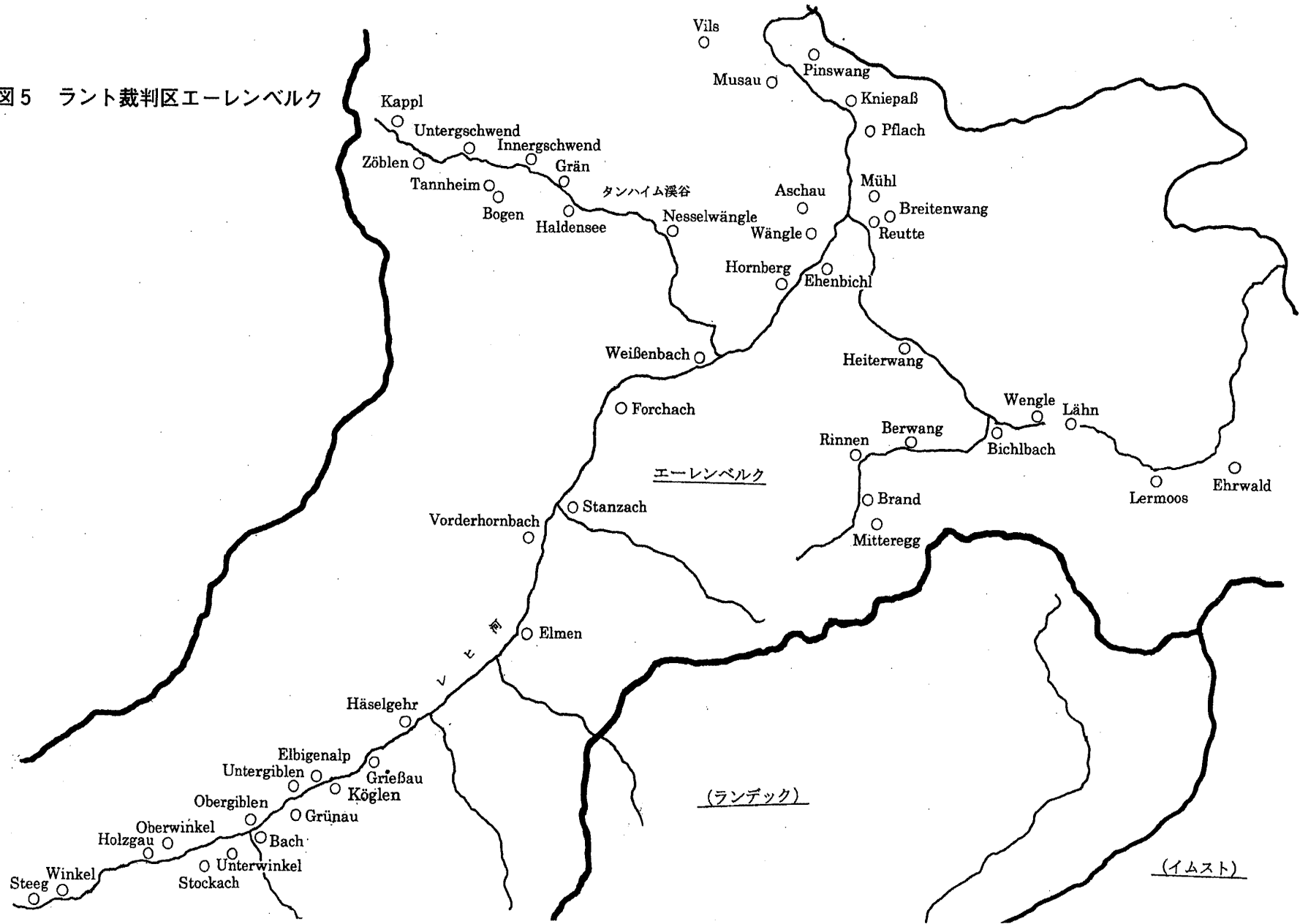
### (3) ラント裁判区エーレンベルク

ティロルの北西、イン渓谷からレヒターラーアルプスで隔てられた、レヒ渓谷を中心とするラント裁判区エーレンベルクは、13世紀末までは上イン渓谷の裁判区イムストに属し、また当裁判区の東南部、エールヴァルト Ehrwald, ベアヴァング Berwang, レルモース地域は後までイムストの徴税区、およびその入会地共同体に属した。<sup>28)</sup> 裁判所在地は当初、ロイテ Reutte 南部の城塞エーレンベルクであったが、16世紀にはロイテ内に移されている。イムストと同様に、この裁判区もウルテン伯、シュタウフェン家を経て、ティロル伯マインハルト 2 世の支配下に入った。なおレヒ渓谷から北西に遡行するタンハイム渓谷 Tannheimer Tal は、シュヴァーベンのアルプガウ伯領に属し、ようやく15世紀のうちにティロルへの、そしてエーレンベルクのラント裁判への帰属を強めた。1459年の文書には、タンハイム渓谷全体がひとつの入会地共同体として現れている。

レヒ渓谷自体も、15、16世紀になお広域的な放牧地の共有団体をなし、1555年には渓谷の6集落は、ひとつの共同体 Gemain として放牧地、森林を購入している。しかし



図5 ラント裁判区エーレンベルク



まもなくこの共同体は上・下レヒ溪谷に、さらに後者が二分されて、三つの共同体となった。<sup>29)</sup> また元来一体的であった溪谷の教区も、すでに1401年にはホルツガウHolzgauとエルビゲンアルプElbigenalpの2教区に分割された。

エーレンベルクのラント裁判官が巡回して司宰した(下級)裁判集会は、15世紀には東南部地区ではビヒルバハBichlbach, レルモース、エーレンベルク地区ではロイテ、ブライテンヴァングBreitenwang, タンハイム溪谷ではタンハイム(集落)、そしてレヒ溪谷ではバハBach付近の野原で開かれた。1500年頃にはエーレンベルクのラント裁判は唯一の重罪=マレフィッツ裁判であったが、それはやはりロイテ、レヒ溪谷、タンハイム、ビヒルバハ付近の、4つの地区(共同体)に対応する4カ所で開かれ、各々のラント裁判集会には裁判区全体から陪審が出席した。<sup>30)</sup>

#### <事例>

- ① 1475 裁判区ザンクト・ペータースベルクのウンターミーミングと裁判区エーレンベルクのエールヴァルトの間に、高地放牧地ジギルゼSigilseをめぐる争いが生じ、領邦君主の委任を受けたイムストの管理官と君主の従者は、ナッセライトにおける仲裁が不調に終わった後、ジギルゼにおいて、ウンターミーミング側のイムスト、ナッセライト、エッツタールの住民、そしてエールヴァルト側のビヒルバハ、ロイテ、アシェンAschenの住民を調停人として仲裁した。委任官たちは調停人とともにこの放牧地の境界を実見、確認し、境界には共同の柵を施すこととした。

GAR I, Ehrwald, Nr. 7/34a.

- ② 1512 リネンRinnenおよびブルンホーフBrunnhofの住民とロイテの住民の間の、高原放牧地ラーツRatzの利用をめぐる争いは、皇帝マクシミリアンの全権としてエーレンベルクの裁判官により、ブラントとブルンホーフの7人の住民(マイア)の主張と、102年前のエーレンベルクのフォークトの判決文書の提出、他方で、ロイテ、ブライテンヴァング、プフラハPflach, エーエンビヒルEhenbichlによる証言文書提出を経て、仲裁された。ランデックの裁判官、イムスト、フェレンシュタイン

Verenstain, レヒ溪谷、タンハイムの住民、ロイテのフォークトが証人として立ち会った。GAR II, Reutte, Nr.28/17. (1544, 1558年にもロイテとリネンは同じ放牧地の境界をめぐる争い、和解している。GAR II, Nr.28/37, S.34., Nr.28/43a, b, S.37.)

- ③ 1515 ブライテンヴァングとアシャウAschauの間の、ハランダー山Hallanderの木材伐採をめぐる争いは、さきのエーレンベルクの管理官により、文書による裁定を得た。このことを、皇帝の顧問であるランデックの裁判官が確認した。

GAR II, Reutte, Nr.28/18.

- ④ 1515 皇帝の顧問官とランデックの裁判官の前で、ロイテ、ブライテンヴァングとアシャウは、アシャウの設けたレヒ河のアルへについて和解した。

GAR II, Reutte, Nr.28/19.

- ⑤ 1515 皇帝の顧問官とランデックの裁判官は、ロイテとレヒ溪谷住民の間のハランダー山(の放牧地)の境界に関する紛争を調停し、あらたに境界を設定した。

GAR II, Reutte, Nr.28/21.

- ⑥ 1530 ハイターヴァングHeiterwangの住民とプフラハ、ピンスヴァングPinswangの住民の間に生じた、ラウファルプルRauchalplにおける木材伐採と放牧権をめぐる争いについて、エーレンベルクの管理官と裁判官の命令により、ロイテにおいてエールヴァルトのエンドレス・ファッサーが委任裁判官として、証言聴取を行った。

GAR II, Reutte, Nr.28/29.

- ⑦ 1533 アシャウ教区の4集落ホルンベルクHornberg, ヴァイセンバハWeißenbach, ヴェングレWängle(Wengle), レヒLechと、ホレンバハHorenbachの間の、森林利用、税負担、軍役負担をめぐる争いは、エーレンベルクの裁判官の下に、各々の集落の代表が出席して調停された。

GAR I, Vorderhornbach, Nr.34/2.

- ⑧ 1557 エーレンベルクの管理官は、放牧地マドゲルンMadgernの所有者と高地放牧地ガッペンフェルトGappenfeldの所有者の間の放牧をめぐる争いを、タンハイムの集会においてエーレンベルクの裁判官および森林監視人を代理とし、レヒ溪谷の住民2人、ビヒルバハの住民一人を陪審として調停させた。また双方の全権委任者として数名ずつ(マドゲルン側からはハルデンゼーHaldensee、ボーゲンBogen、キルヘKirche?の住民、ガッペルフェルト側からはヴェルタハWertachの裁判官、住民、ファイステナウFaistenauの住民など)が出席した。 GARI, Tannheim, Nr.32/14.
- ⑨ 1558 ランデックの裁判区住民とレヒ溪谷のエルビゲンアルプの住民の間の、高地放牧地アルパーションAlperschonにおける境界争いのため、皇帝の委任により、ラウデックの管理官およびイムストの管理官のもとで現地実見が行われ、和解に至った。その際、1481年にブルーデンツのフォークトの下で成立した和解が、双方によって引き合いに出され、またランデックの代理人(プロクラトール)7人とレヒ溪谷の代理人4人が境界を実見した。証人としてリート、プルッツ住民など5人が立会った。 GARI, Elbigenalp, Nr.8/2.
- ⑩ 1564 ビヒルバハ、ヴェングレ、レンLännとオーバーガルテンの間の、放牧地フラザンFrasan, コルベルクKolberg an der Mühleggをめぐる争いのため、1478年に境界設定文書が作成された。しかしあらたに放牧地、ラウト上部の春・秋の放牧について争いが生じ、再び調停により和解が成立した。その際、境界石によって各々の放牧地と共同放牧地が明確にされた。 GARI, Bichlbach, Nr.4/1, 2.
- ⑪ 1568 高地放牧地シュトリンデン Strinndenの共有者であるタンハイムの4人、ヴェルタハWertachの3人は放牧規則を作成した。タンハイムとヴェルタハから毎年一人ずつ、計2人の放牧地管理人Alpmeisterを選び、管理人は牧童の費用を徴収し、毎年会計報告をなすものとされた。タンハイムの3人の住民が証人となった。 GARI, Tannheim, Nr.32/17.

⑫ 1575 レヒ溪谷の隣接する共同体、シュタンザハStanzachとエルメンElmenは、従来放牧地、森林、採草地を相互に共有してきたが、この度は相互の妨害により、共同利用が妨げられ、争いとなった。両者の代表は、エーレンベルクの裁判官と森林監督のもとに來たり、現地実見によって放牧地等を分割することを要望した。そこで裁判官、森林監督の下に、双方の代表8人ずつが出席して、現地実見、事情聴取が行われ、放牧地、森林、採草地の境界設定による分割について合意し、各々の領域内はそれぞれが、相互の妨害なく自由に利用すべきものとされた。双方はその遵守を誓約し、印爾付き文書として交付することを要望した。証人としてフォルダーホルンバハの住民3人、モルトナウMortnawの住民1人、その他が立ち会った。

TLA, Gemeindecarchiv Stanzach, Nr. 49; GAR I, Stanzach, Nr. 49.

⑬ 1576 隣接するグリーサウGrießauとケーグレン Köglenは、ケーグレンがその利用権を要求する、高原放牧地へのグリーサウを通過する通路、およびレヒ河の橋の建設・維持をめぐる争い、エーレンベルクの裁判官、およびエルメン、オーバーギブレンObergiblenの住民、森林監視人などを調停人、陪審として仲裁が行われ、和解に至った。悪天候によって損なわれた橋の修復のために、双方が等しく負担することについては、5人の陪審が決定した。ただしケーグレンの1人は、この和解協定を拒否した。(図6-18)

GAR I, Elmen, Nr. 9/1.

⑭ 1578 ロイテ、プライテンヴァングとハイターヴァングの間の、放牧地ラウファルプRauchalpの境界をめぐる争いは、エーレンベルクの裁判官の前で、双方の代表者の交渉と調停により和解に至った。前者の代表にはプフラハ、エーエンビヒル、ホルンベルクの住民が若い息子たちを加え、後者の代表にはビヒルバハの住民も加わり、調停人としてはエーレンベルクの森林監視人、森林監督官、アシャウ教区の住民2人、レルモースの住民2人、裁判書記補佐など7人が参加した。古い4箇所の境界石の確認に加え、あらたに6カ所の境界石が置かれ、森林監視人が6人の証人および、よりよく記憶が維持されるように、幾人かの若者とともこれを確認した。その他の境界石は無効とされた。(図6-19)

- ⑮ 1585 ハルデンゼーHaldenseeとグレンGränの住民は、エーデンバハなどの放牧地利用をめぐる争い、タンハイムの役人(アムトマン)の前に双方各4人の代表が出頭し、タンハイムの住民3人よりなる陪審の調停により、和解に至った。放牧地があらたに割り当てられ、境界が画定された。 GAR I, Grän, Nr.11/1.
- ⑯ 1593 アシャウ教区とブライテンヴァングの共同体の間の、ハラングの木材(伐採)、放牧地利用をめぐる争いは、双方の代表の出席により、8人の調停人(所属は不明)によって調停された。 GAR II, Reutte, Nr.28/77.
- ⑰ 1604 レヒ溪谷の共同体グリューナウGrünauおよびウンテルンバハUntern Bachの(放牧地)共同体と、シュトックアハStockach, ヴィンケル Winkel, オーベルンバハObern Bachの(放牧地)共同体の間に、放牧地と森林の利用をあらためて分割するために、エーレンベルクの管理官、裁判官、ロイテの製塩業者、その他エルメン、ホルツガウ、ヘーゼルゲールHäselgehrの住民の出席下に開かれた集会Tagsatzungにおいて調停がなされた。各ゲマインデの代表がこの調停内容の遵守を誓約した。  
(図6-20) GAR I, Elbigenalp, Nr.8/3.
- ⑱ 1606 タンハイムの放牧地ウッサー・アルプUsseralpの利用者団体とハルデンゼーの住民は、放牧地争いの後、現地実見により、エーレンベルクの管理官によって調停責任者として派遣された、レルモース教区の裁判代理人(弁護士)の前で和解した。なお実地検証の後、調停の場となったタンハイムの居酒屋において、書記、森林監視人、ロイテの2人の住民の立会いのもとに、和解文書が作成された。また放牧地所有者としてネッセルヴェングレNesselwängle, グシュヴェント、グレン、オーバーホーフエンOberhofen, ツェブレングレンZöblen, カプルKapplの住民8人も出席した。 GAR I, Grän, Nr.11/3.

①⑨ 1628 ホルンバッハVorderhornbachと、3共同体、エルビゲンアルプ、ヘーゼルゲール、エルメンの間で1617年になされた、ホルンバッハの高地放牧地ペーターベルクPeterbergの放牧に関する和解協定が、後者によって異議を唱えられたので、1623年にエーレンベルクの管理官による証言聴取、実地検証の後、双方の交渉が行われたが、戦争のために中断された。そして1628年にエルビゲンアルプの居酒屋において、エーレンベルクの裁判官のもとに、エルビゲンアルプの教区司祭、森林監督官、ホルツガウの代理人(弁護士)、同住民、その他を陪審とし、ウンターギブレンUntergiblen, ホルンバッハの代表も加えて調停、交渉が行われ、和解に至った。その際、ラウデックの裁判官、書記、ツァムスの裁判代理人、タンハイムの住民なども立ち会った。ペーターベルクの放牧地は後者が利用権を持ち、ホルンバッハはそのかわり800グルデンの補償を与えられる。今後は相手に対する侮辱的言辞について500ターラーの罰金が科される。

(図6-21) GAR I, Elbigenalp, Nr.8/4 ; GAR I, Vorderhornbach, Nr.34/5a, b.

②⑩ 1644 エルビゲンアルプ、ケーグレンの住民は、ウンターギブレンの住民をキツレナーヴァルトKizlenerwaldの木材利用をめぐる争いのゆえに訴え、エーレンベルクの管理官、裁判官と森林監督官、ロイテ市長(マルクトの長)、裁判代理人(弁護士)2人、および書記の下で和解が成立した。その際、前者の60戸を代表する39人、後者18戸を代表する8人が出席し、後者は1580, 1637, 38年の協定文書を提出した。

GAR I, Elbigenalp, Nr.8/5.

②⑪ 1676 シュタンザハの住民はエルメンの住民のネールンNehrnにおける放牧に対して苦情を訴え、エーレンベルクの裁判官はエルメンに、シュタンザハの土地における放牧の賠償を命じた。しかしこれが遂行されていないとしてシュタンザハの住民は、自分の地域に入ったエルメンの家畜を差し押さえることを裁判に申請した。

GAR I, Stanzach, Nr., 30/7.

②⑫ 1687 ミッテレックMittereggとブランドBrandtの間の森林と放牧地の境界設定については、1535年の協定が厳密な境界設定をともなっていなかったため、ロイテの森林監督に森林分割が要請され、森林管理官、森林役人の前で、双方の代表が出席

して分割が行われた。

GARI, Berwang(Brand), Nr.2/13.

以上の紛争事例の殆どは、放牧共同体の分割が進むなかで生じたものであるといえよう。紛争の大半は、ラント裁判官や管理官のイニシアティブにより、近隣共同体の住民が加わって調停されているが、紛争当事者の広がりによって仲裁者・調停人のカテゴリや範囲も変わる。<sup>31)</sup>

しかし紛争が頻発しているという事実は、16, 17世紀になお複数の集落共同体よりなる放牧地共用団体が、多数存続していたことと表裏一体の関係にある。四つの渓谷ないし地域よりなるラント裁判区エーレンベルクでは、そうした放牧共同体も各々の渓谷に多様な広がりをもって分布していた。②の事例で紛争の対象となっているラーツは、ロイテとブランツ、ブルンホーフの間の広大な高原放牧地であり、当事者としてこの紛争に関わった集落の広がりから、その放牧共同体の広域性が認識される。またタンハイム渓谷、レヒ渓谷、さらにイムストからも住民が証人として立ち会っていることから、この放牧共同体の重要性、影響力の大きさが想像される。この点では⑩のレヒ渓谷の放牧地ペーターベルクをめぐる紛争も同様で、渓谷の共同体に加え、タンハイムの住民やラウデックの裁判官も調停に加わっている。ラーツの南部に広がる高原・森林、ハラングーも大きな放牧地をなし、事例③⑤⑩はこの放牧地・森林が、ロイテとその周辺の共同体およびレヒ渓谷の住民により、共同利用されていたことを示している。

⑪は個人を単位とした放牧共同体の事例であるが、管理人の職務や牧童の報酬など、放牧地共同管理の一端が読みとれる。事例⑱で紛争の対象となったタンハイム渓谷中部の放牧地ウッサーアルプの利用団体には、渓谷の殆ど全ての共同体の住民が属していた。なお集落タンハイムはこの渓谷における裁判の中心地であるが、⑱ではタンハイムの居酒屋が調停の場とされている。前掲の事例⑲においても、当事者であるレヒ渓谷の共同体のひとつ、エルビゲンアルプの居酒屋が、調停のための集会の場とされた。やはり日常的なコミュニケーション・センターがそのまま仲裁の場となるのである。この他⑥のラウフアルプ、⑧のマドゲルン、ガッペンフェルトなどの高地放牧地も、より小規模ではあるが、各渓谷の放牧共同体を形成していた。



いずれにせよ、こうした放牧地の共同利用は、その個別利用と分割傾向が強まる中で、15、16世紀には絶えず利用者間の対立と紛争を生じさせていた。事例⑰からは、上に述べたレヒ溪谷の上・中・下の三放牧共同体のうち、中共同体内ではさらに放牧地・森林の分割が行われ、その際に上・下の共同体住民が立ち会っていることがわかる。

他方で、既に見てきたラント裁判区と同様、エーレンベルクにおいても裁判区をこえる紛争が生じている。事例①の紛争当事者エールヴァルトと、ザンクト・ペーターズベルク裁判区のウンターミーミングは、元来裁判区を跨ぐひとつの放牧地共有団体を構成していた。この争いの調停は、領邦君主に委任されたイムストの裁判官らには困難であり(ナッセライトにおける仲裁の失敗)、両裁判区の住民を調停人とし、現地踏査をへてようやく仲裁が成ったようである。事例⑨では、エーレンベルクとランデックの両裁判区の境界に近い放牧地をめぐる両裁判区住民の争いが、ラウデック、イムストの管理官により仲裁され、裁判区ラウデックの住民が証人として立ち会っている。いずれも第三者的な裁判官、管理官が、自身の裁判区住民や紛争に関わる裁判区の(しかし直接紛争に関わらない共同体の)住民とともに調停を行った。ここにもラント裁判区の枠を越える共同行為の一面が、看取されるのである。なお⑭では放牧地の境界確認が、長期にわたって記憶されるように若者を加えて行われており、将来にわたる共同体の権益と平和への、地域住民の配慮が窺われて興味深い。

紛争の具体的ありようについては、ヘルツルの要録からは殆ど知ることができないが、⑲は侮辱的言辞を高額罰金で厳禁しているように、こうした言葉のやりとりが紛争をおおるほどに、争いは深刻化していた。事例⑳では、当事者のエルメンが裁判官の賠償命令に従わず、相手のシュタンザハが実力行使にうったえようとしている。その際にも、裁判当局にこれを知らせた上で行おうとしている点に、当事者の一定の法意識、すなわち合法的行為として「自力」を行うという意識がみとめられるが、裁判当局の交付した文書であるゆえ、こうした内容は自明であるともいえる。おそらく家畜差押えのごとき実力行使は、そうでなくとも頻繁に行われていたであろうし、<sup>32)</sup> また⑲のように侮辱的言辞の応酬は対立をこじらせた。こうした「言葉による暴力」は、前章でもみたように、しばしば身体的暴力へと移行したであろう。なお㉑の顛末は文書に伝えられていないが、裁判官の命令では収拾できず、おそらく近隣共同体住民の

調停をへてはじめて収まったのではないだろうか。

#### (4) 小 括

以上、七つのラント裁判区について、共同体間の紛争と紛争解決の事例を要約して記し、そのいくつかの特質を指摘した。ここでは再度それらを小活し、ティロル農村社会における紛争とその解決の意味をよりひろいパースペクティヴにおいて考えてみたい。

大きな主渓谷を軸として、これに交わる支渓谷を加えたラント裁判区は、内部の個別共同体の農民が放牧のために移動する活動領域にほぼ対応していたといえよう。勿論ラント裁判区が元来単一の放牧地共同体と一致していたとの「マルク共同体論」的なシェーマは、そのまま現実に対応するものではない。本章で考察したラント裁判区についていえば、ゾンネンブルクの北部(ヴィルテン、アクサム地域)、ザンクト・ペーターズベルクの中央部、イムストの中・南部(ピッツ渓谷とイムスト周辺)、ラウデックの全域、あるいはイン河右岸地域、エーレンベルクのレヒ渓谷などの、各ラント裁判区の主要部ないし中核的地域は、元来ひとつの放牧共同体(放牧地共同利用団体)をなし、またこの関係を比較的遅くまで維持していた。この他に支渓谷の放牧共同体や、まとまった聖界所領に由来する放牧共同体など、大小様々な放牧共同体が加わって、ラント裁判区を形成していたのである。

しかし中世後期のうちに、ラント裁判区内の広域的な放牧地共同体は、個別共同体による用益権の強化にともなって解体しつつあった。共同放牧地では、農民が個別に利用権を持つ場合もあったことは、上掲の事例にも現れているが(ラウデックの②など)、紛争主体として現れるのは殆ど常に個別共同体自体である。したがって共同放牧地の利用権は、基本的に共同体を単位として承認、維持されたのであり、牧畜経営の集約化にともなってこうした個別共同体は、いわばその放牧地を含めた用益権領域に対するテリトリー意識を、明確にしつつあったと考えてよい。しかしいうまでもなく牧畜を行うのは、個々の農民である。山岳農民の活動は、夏期の高地放牧地(アルプ、アルム)への移動、里の放牧地(ハイムヴァイデ)への帰還、山岳の斜面や森林間隙の草

地における採草など、その共同体(村)の周辺にとどまらず、利用する複数の放牧地・採草地の範囲と分布に応じて、ラント裁判区のかなりの範囲に及んだ。このことはエーレンベルクやラウデックの事例からも明らかである（さらにラント裁判区の枠をこえる放牧活動も存続したことはザンクト・ペーターズベルクやエーレンベルク裁判区の実例で示した）。

ティロル農村の人口は黒死病による減少の後、早くも15世紀には回復から増加へと転じる。さらに鉱山業の飛躍的発展と鉱山労働者の大量流入による食糧不足を背景に、16世紀には牧畜業の集約化が進み、放牧地利用をめぐる争いは、繰り返し述べてきた共同放牧地の分割をもともないつつも、一層頻繁化した。<sup>33)</sup> そうした紛争は、隣接する共同体間のそれが最も多いのは容易に理解できるが、しかし大小の放牧地の分布とこれを利用する共同体の多重的な関係の広がりや錯綜性から、個々の紛争における当事者＝共同体の分布はかなりの範囲に及んでいた。

共同体間紛争の主たる原因は、放牧地の利用権そのものから、その境界、そして共用のルール、すなわち放牧開始・終了時期、放牧家畜の種類や頭数、採草、柵の設置、護岸・灌漑設備の設置と維持、家畜の通路、牧童の雇用など、圧倒的に牧畜経営に関するものである。その他にも上掲事例では、森林の木材伐採、道路や橋梁の建設・維持、さらに税や軍役負担など、牧畜・農業経営から日常生活の公共設備、国家的負担にいたるまで多岐にわたっている。紛争の具体的様相については、ヴァイステューマーを含めて、和解契約を内容とする上掲の事例からは僅かな情報しか得られない。しかしいくつかの事例では、各々の箇所でも述べたように、紛争は家畜の差押えから言葉や身体暴力にまで及んでいた。そうした事例では、争いが当事者双方に多大の被害をもたらしていることが読みとれる場合(シュタイナハ②, ゾンネンブルク⑤⑥⑧, シュトゥーバイ⑪, ヘルテンベルク①②, ザンクト・ペーターズベルク⑧⑨, イムスト⑬, ラウデック⑧, エーレンベルク⑪など)、また紛争が隣人たちや近隣集落にも、大きな負担となっていたことを示す場合もあった(シュトゥーバイ⑫)。

ハイデッカーも述べるように、山岳農民にとって、放牧地の僅かな喪失でさえ経営を、換言すれば生活を脅かす危険性を孕んでおり、それゆえ農民たちは放牧地の利用権や境界の維持防衛のためには、徹底した争いを行ったのである。<sup>34)</sup> 紛争後の和解契

約からはそうした、おそらく暴力的な対立局面をも含んだであろう紛争経過の詳細は、明らかにされない。しかしこれらの文書ではしばしば、単に物的な和解条件のみならず、以後は侮辱的言辞や暴力を慎み、友好的、平和的な隣人関係を維持することを裁判官が命じ、あるいは当事者自身がうたっているのは、争いがかなり根深くかつ持続的であったことを物語る。また紛争の頻繁さは、ヘルツル編の共同体文書要録が示すように、各個別共同体に伝来する一通文書群のかなりの部分が、和解契約など、こうした紛争にかかわるものであることから十分に認識できる。個々の共同体にとって、高地放牧地の利用権やその境界の正当性とは、普段の用益に基づく慣習としてのみ主張しうるものであり、その意味で、後に裁判に訴えるにせよ、まず実力によってそのテリトリーと権利を確保し、主張することが重要であった。競合する共同体による差し押さえに抗してでも、放牧を続けようとする共同体の事例は、このような農民の意識と戦略を示している。この意味で、共同体間紛争において、前章で考察した農民個人間の紛争に現れる、自力救済的な行動原理との共通性をみることもできよう。

しかしフェーデや暴力に関する近年の法人類学的研究が指摘するように、一般に自力救済(フェーデ)的な行動とは、他方でこれを解決に導く、別の紛争克服システムの存在を前提とした、当事者の選択でもあった。そうしたシステムとは、ティロル農村社会においては、いうまでもなく近隣共同体の住民による仲裁・調停である。考察してきた事例からも明らかなように、和解契約として文書に遺された仲裁の大半は、ラント裁判官ないしは、裁判区の直轄領管理や徴税を含めたラント裁判区行政全体の長であった管理官(プフレーガー)がイニシアティヴをとり、裁判区の共同体住民を加えて行われるものである。中世後期以来、ラント裁判や下級裁判は、農民の日常生活の中に定着していたように思われる。ただし史料からは、共同体間紛争の仲裁が、常に通常のラント裁判の場で行われたとは考えにくい。様々な領邦(宮廷)役人が仲裁のイニシアティヴをとるケースは別にして、ラント裁判官や役人が調停に全く関与していない事例(ザンクト・ペータースベルク⑦)の他は、大半の和解契約文書にラント裁判官が印璽を付している。しかしそれらのうち少なからぬ事例においても、ラント裁判官は印璽授与者として以外に言及されない、あるいは仲裁者や立会人の一人として現れているに過ぎない場合など、何ら積極的な役割を果たしていないという印象を与え

る（ゾンネンブルク⑧、ヘルテンベルク③、イムスト②④②⑦、ラウデック①⑥⑨⑩⑫⑮、エーレンベルク⑩⑪⑯など）。つまり当事者（当該共同体の住民代表、村落フォークトなど）と調停にあたった共同体の住民が、実質的な役割を果たしたと考えられるのである。また調停や証言聴取の場も、通例の裁判地以外に、現場に近い野原や集落の居酒屋などが選ばれることも稀ではない。こうした事実をふまえるなら、和解文書を生み出す場となった調停のための集会は、通例の裁判集会の枠や形式に規定されず、必要に応じて、紛争に関わりの深い場所において開かれたと考えてよいだろう。その際に、形式的にはラント裁判官、管理官がリーダーシップをとっている場合をも含めて、実質的には当事者と調停人たちの交渉が和解を促したのであろう。<sup>35)</sup>

先に述べたように、錯綜した放牧地利用関係に対応して、個々の紛争の当事者はかなりの範囲に及ぶこともあり、これに応じて、その調停に加わる共同体（の住民）も、近隣のそれのみならず、裁判区内の遠隔の共同体、そしてときには、隣接ラント裁判区の共同体にも及ぶ広がりを見せている。このような調停への相互協力を支える共同体間のコミュニケーションが、如何にして形成され、維持されたのかを知ることは難しい。ただ、ラウデック裁判区の平地・カウンス三分共同体に属す共同体間の紛争を、同裁判区の山岳三分共同体をも加えた諸共同体が調停する事例や、ザンクト・ペータースベルク裁判区中央部の諸共同体の事例で示された紛争と調停の関係は、共同体間ネットワークといってよい日常的なコミュニケーションの存在を思わせる。もちろん紛争は一度の調停・和解で収まるものではないが、ここではその都度繰り返される調停という共同行為が、ティロル農村社会の自律的な地域秩序の維持に貢献していたことに注目したい。このネットワークは、常に軋轢と紛争のポテンシャルを含み、同時に争いを克服もする、緊張を孕んだコミュニケーションに支えられていたのである。

このネットワークの基底にあるのは、第一に放牧地の共同利用関係の連鎖であると考えてよいだろう。しかし調停者として加わる共同体の範囲は、この共用関係を越えて広がっている。ここでは共同体間の平和的關係に基づく地域秩序を回復・維持するために、ラント裁判区の広範囲の共同体住民が、調停という共同行為を繰り返し行った事実を、次のように考えたい。すなわち、このような放牧地紛争とその調停という経験の積み重ねを通じて、すでに15、16世紀のラント裁判区住民の間では、放牧地

利用の利害調整は、個々の直接的な利害関係を越える、より広域的な、いわば裁判区  
の地域全体にかかわる公共的な問題として認識されていたのではないだろうか。そし  
てこのような認識に基づく共同行為とコミュニケーションが、ラント裁判区の個別共  
同体と住民、つまりラント裁判共同体の、ティロル領邦議会への全権委任代表派遣・  
議会の重要決定事項の持ち帰りと承認・領邦当局への苦情や要求の提出等の、政治的  
な意思形成と行為を支えていたのではないだろうか。<sup>36)</sup>

このような地域公共性意識は、ラント裁判区において完結するものではない。裁判  
区を越えた紛争と調停の共同行為は、より広い公共性意識を形成する一契機となっ  
たであろう。ただし領邦レベルでの政治的意思形成は、このような農民の日常的コミュ  
ニケーション行為からストレートに導き出されるものではない。15、16世紀にラント  
裁判共同体の代表が領邦議会に出席し、他身分とともに領邦君主の課税や軍役要求を  
協議したことは、それ自体、裁判区住民が領邦への帰属意識を持つ契機となったであ  
ろう。また1525年のメラン・インスブルック箇条が示すように、とりわけ農民戦争期  
の領邦議会における農民たちの濃密な共同行為と、領邦の「共同の利益(公共の福利)」  
のための君主への要求提出は、領邦全体におよぶ公共性意識の発展を促したであら  
う。しかし同時にメラン・インスブルック箇条では、ラント裁判共同体が信仰生活の単位  
(一裁判区に一教会のみでよいとし、裁判区住民による司祭選出権を要求)であり、ま  
た救貧事業の主体とされ、さらに同箇条は、裁判区住民による裁判官や書記の任免権  
をも要求している。このように、領邦全体にかかわる改善・改革要求においても、つ  
ねにラント裁判共同体が、農民の基本的な生活世界として認識されていたことを看過  
してはならない。<sup>37)</sup> 山岳牧畜農民の日常生活においては、第一にラント裁判区が、彼  
らの牧畜経営に直接影響を持ちうる公共圏として意識されていたといえよう。領邦レ  
ベルの公共性意識も、そのようなラント裁判共同体の日常と結合した公共性意識に基  
づいて、あるいはこれを媒介として成立したものと考えたい。しかしこの点は、なお  
仮説にとどまっている。今後は、領邦議会文書等の精査により、農民(ラント裁判区住  
民)のアイデンティティと領邦意識を明らかにしていくことが課題となろう。<sup>38)</sup>

## おわりに

本稿ではまず、中・近世のドイツ、オーストリア農村社会における、農民の武装能力の維持、名誉にかかわる紛争・暴力の日常性、フェーデ類似の実力行使の慣習と、これに対する裁判当局の寛容な措置などを明らかにした。また社会的規律化をめぐる論争をふまえ、世俗権力や教会がめざした規律化の「社会の平和化」への貢献は、過大評価してはならないこと、むしろ様々な共同体レベルでの「自己規律化」をも視野に収めるべきことなどを指摘した。こうした暴力・紛争と紛争解決をめぐる一般的な問題点をふまえ、Ⅲ以下では、裁判文書や共同体に伝来する紛争関係文書などにより、ティロル農村社会における具体的な紛争と紛争解決の事例を考察した。ここでその考察から得られた知見を逐一再論することはひかえ、次の点のみ確認しておきたい。すなわち、農民個人間、そして共同体間の紛争の双方において、ラント裁判はそれらの解決のための制度として重要な役割を果たしていたが、その実質を担ったのは陪審として当事者を調停する隣人たち、ないしは争う共同体を仲裁する近隣共同体の住民たちであった。とくに紛争・紛争解決から「近世国家と社会」の関係を考えようとする本稿においては、共同体間紛争がより重要な意味を持つ。その仮説的結論部分を再度強調するなら、牧畜生活を中心とする農民の日常の営みと密着した、紛争と紛争解決のための共同行為の繰り返し、そしてそこから生まれるコミュニケーションと地域の公共意識が、ラント裁判共同体の政治的な機能を支えていたのである。

このことは、広くヨーロッパ中世ないし前近代社会における共同体の政治的機能を考えるうえでも、示唆的である。都市共同体の形成におけるいわゆるコミュニン運動が、住民による地域平和のための誓約に基づくものであったことは、周知の通りである。中・近世の自治共同体とは、基本的に武装能力ある人々の合意に基づく団体であり、共同体の形成においてはなによりもまず、当該地域の頻繁なフェーデ的暴力を克服し、紛争を平和的に解決することが課題となったのである。<sup>39)</sup> かつてK・ポーズルが、地域の平和維持の中に政治的共同体の最古の核が存在すると述べたのは、このことを端的に表現したものといえる。<sup>40)</sup> またH・オーバンは、ともに自由農民の自治団体が重要な役割を果たしたスイス盟約者団と、ドイツ北部のフリースラント、デイト

マルシェン農民団を比較考察した論攷において、大略次のように述べた。すなわち、スイス盟約者団がフェーデの克服、平和的秩序のための法と地域的、広域的な仲裁裁判制度の設置により、連邦制的国家を形成しえたのに対し、フリースラント、デイトマルシェンにおいては親族関係を基盤とした有力農民のフェーデが横行し、平和のための広域的な政治秩序を確立するには至らなかった。そのため両地域は15、16世紀のうちに、近隣諸侯や帝国伯の支配下に服属せしめられた。<sup>41)</sup> ここではフェーデの克服および平和のための地域的組織の形成とその拡大の成否が、自治的な農民共同体の維持・発展(国家組織へ)を規定したのである。

K・ルーザーによれば、スイスの渓谷におけるコミューン(共同体)形成は、自由・自治のための戦いを目的とするものではなく、共有地利用権を持つ人々を一つの法・平和秩序に結合することによって、共有地を維持していくことを目的とした。<sup>42)</sup> スイス中央部の森林邦は、その仲裁裁判による渓谷共同体間の紛争調停を重要な課題とし、さらにスイス盟約者団の起点でもある、1291年の森林(原初)三邦の永久同盟が、何よりもラント平和のための組織であったことは周知のとおりである。その後の盟約者団の拡大の中で繰り返された協定においても、都市を含めた加盟邦相互の間のフェーデや紛争、犯罪の取締り強化と領域的な平和・安全の追求が、その重要な課題とされた。ブリックレによれば、1291年から1393年(ゼンパハ協定)にいたる盟約者団の全ての同盟文書、国制文書において、平和問題は中心的位置を占めたのである。<sup>43)</sup> このように君主権力に頼らない共同体的な国制の成立・発展にとって、内的な平和の維持は最重要課題であったといつてよい。しかしオーバンやブリックレが考えるように、14世紀のうちに盟約者団はフェーデ・暴力・紛争を排除する法治主義を確立したのではない。むしろティロルにおけると同様、暴力をもともなう紛争は頻発していたが、他方でこれをその都度克服していくための地域的・広域的な共同行為(各レベルの仲裁裁判・盟約者団の全体会議など)が繰り返されたというべきである。

自立的な経営基盤(家)と武装能力を持ち、これらと結合した価値規範である「名誉」を尊重する個人の集合としての共同体においては、都市・農村をとわず紛争・暴力のポテンシャルが高かった。その中で行われる紛争解決のための共同行為とその一定の制度化は、政治的機能(自治・防衛)をもつ共同体の形成過程そのものであったといっ



てよい。

さらに、考察してきたティロルの事例についてあえて仮説を重ねるなら、こうした紛争解決のために繰り返される仲裁という共同行為の経験が、農民の集団的な(政治的・社会的)行為能力を高めていったのではないだろうか。このような、直接には史料に有形のもの、あるいは制度としては遺らない、ある種の共同経験の積み重ねが持つ意味を認識することも、歴史研究の課題の一つであろう。

本稿では、主として農村社会の自律性を明らかにすることに重点を置いた。裁判史料・共同体文書によるかぎりでは、ティロル農村社会の構造と一定の自律性はたしかに、中世末期から近世初頭、すなわち16, 17世紀ころまで大きな変化はなかったように思われる。しかし本稿Ⅳで言及したように、17世紀にオーストリアの他領邦では、ポリツァイ条令に私的な紛争仲裁を禁止・統制する規定が現れることから、とくにこのころから、国家は社会秩序への介入を強化しつつあったとも考えられる。ティロルにおいて領邦当局のそのような社会に対する統制強化は、いつごろから、いかなる形で現れ、またどのような意味、現実的効果をもったのだろうか。この点を近世を貫く長期的射程において考えるためには、さしあたり領邦の諸法令を網羅的に検討することが必要となろう。それによって、近世国家の統合過程における社会と国家の相互作用を全体として明らかにすることが、次の課題である。

図6：共同体間の紛争と調停

⊗ 紛争当事者共同体      ● 調停に関わった共同体

(集落名は本文中の各ラント裁判区の地図を参照)

図6-1 シュタイナハ：事例①

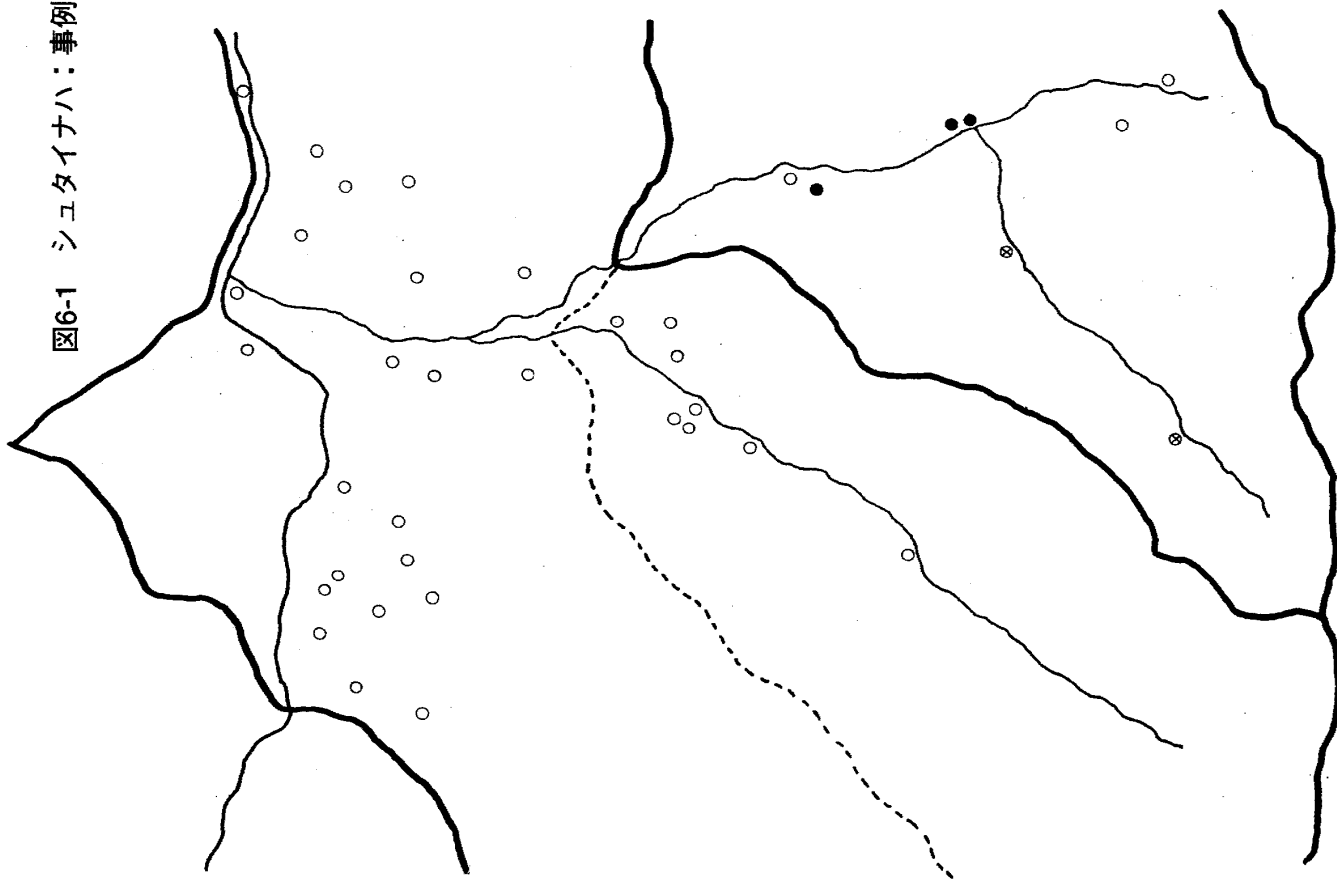


図6-3 シュトウバーバイ：事例①



図6-2 ゾンネンブルク：事例⑤



図6-4 ヘルテンベルク：事例③

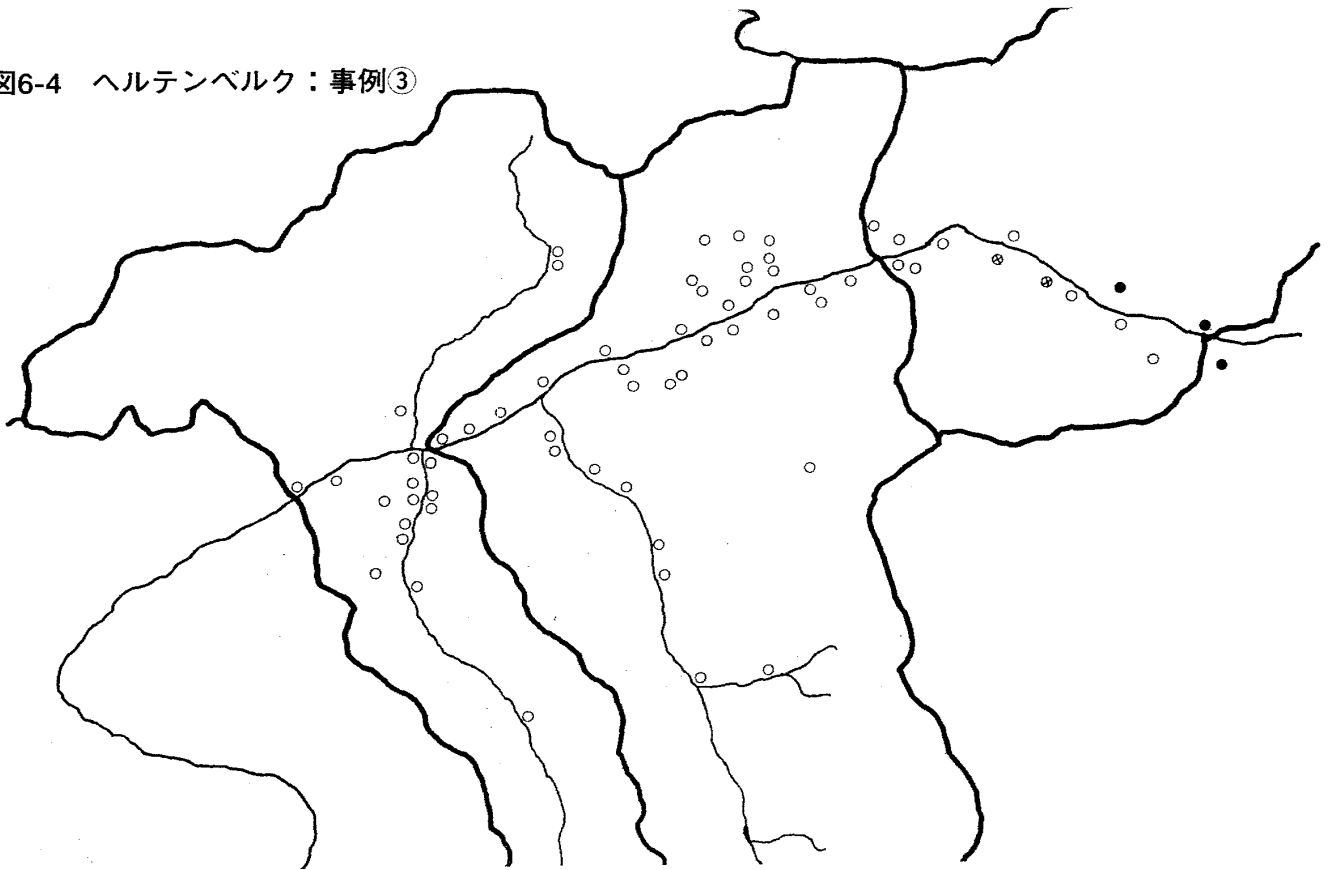


図6-5 ザンクト・ペータースベルク/  
イムスト：事例③

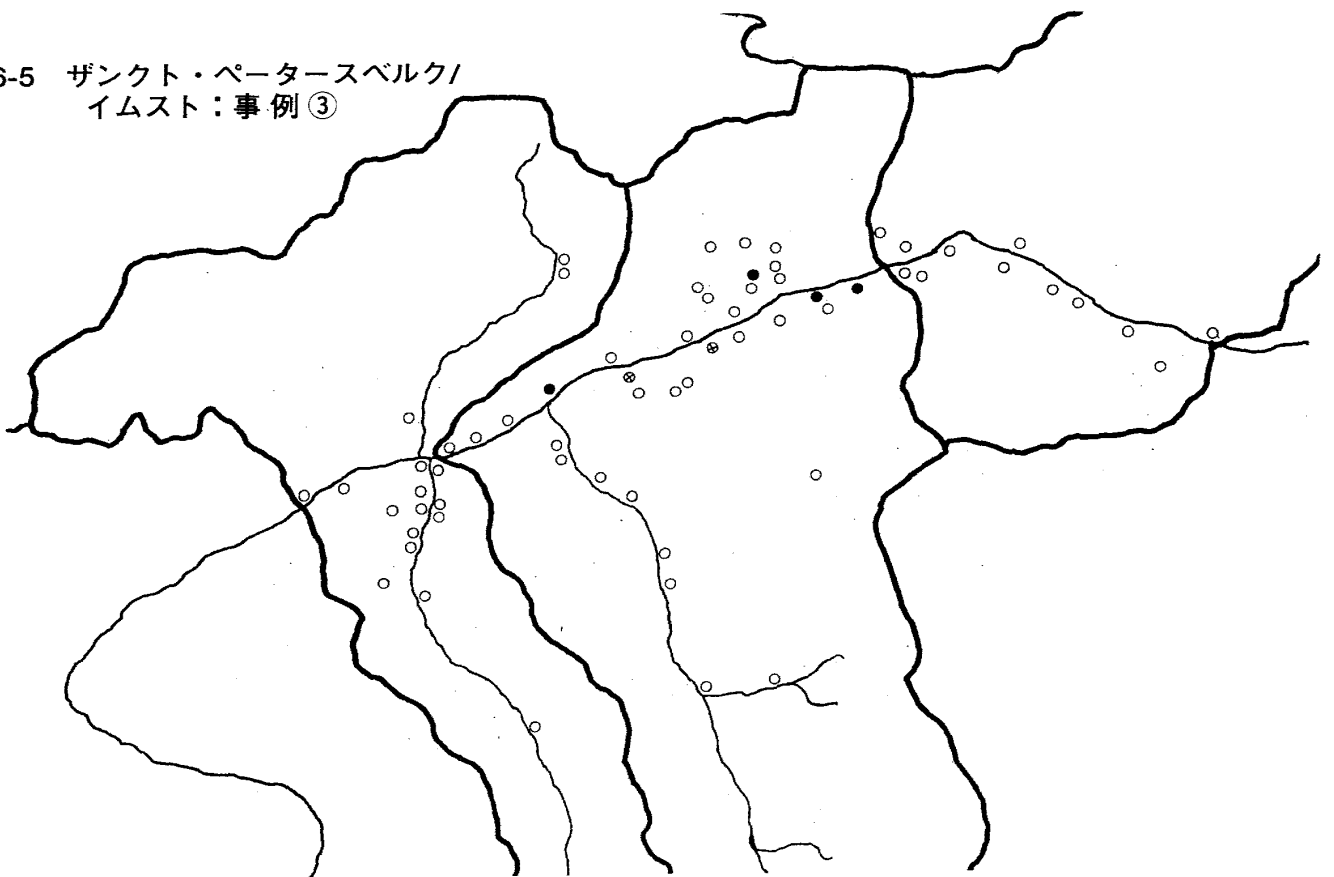


図6-6 ザンクト・ペータースベルク/  
イムスト：事例⑥

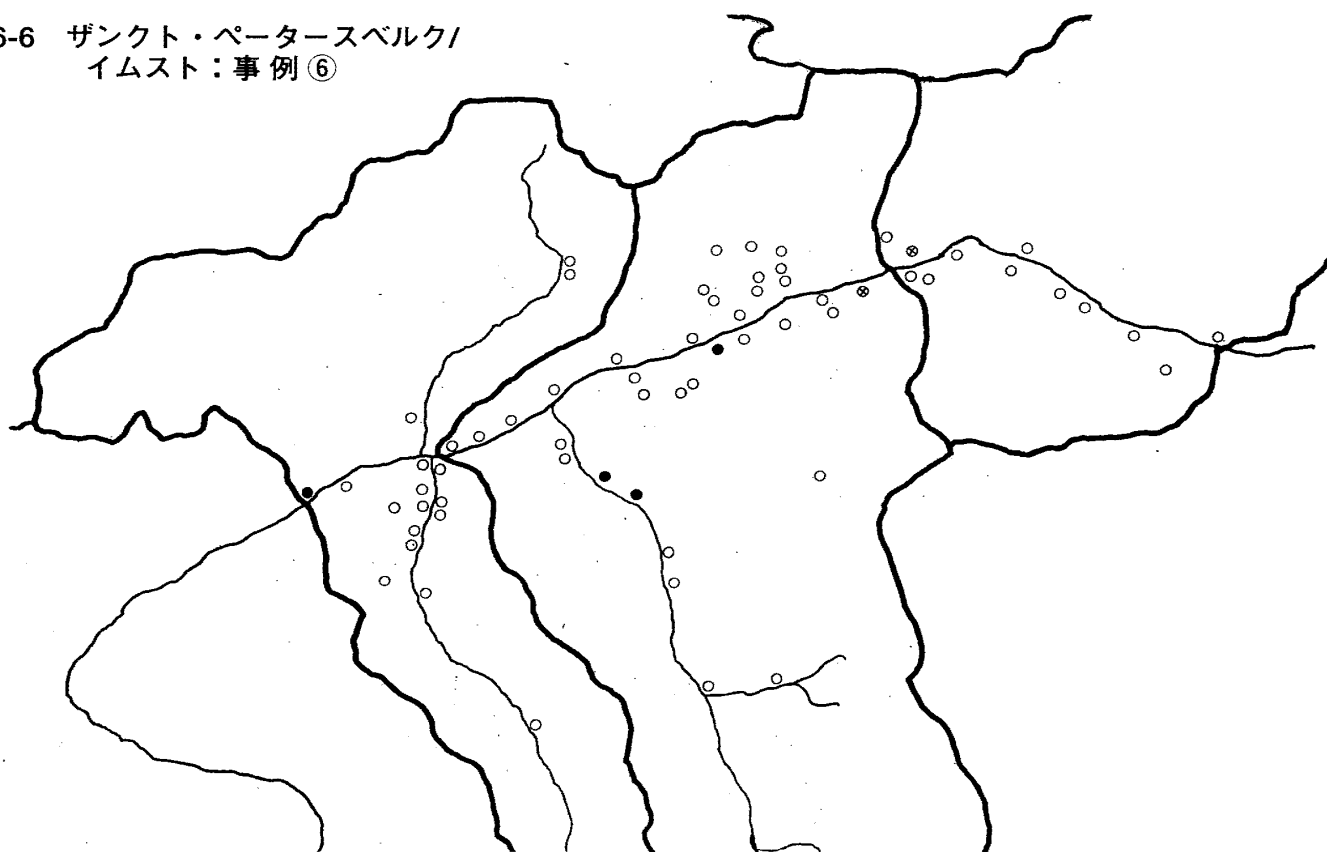


図6-7 ザンクト・ペータースベルク/  
イムスト：事例⑧

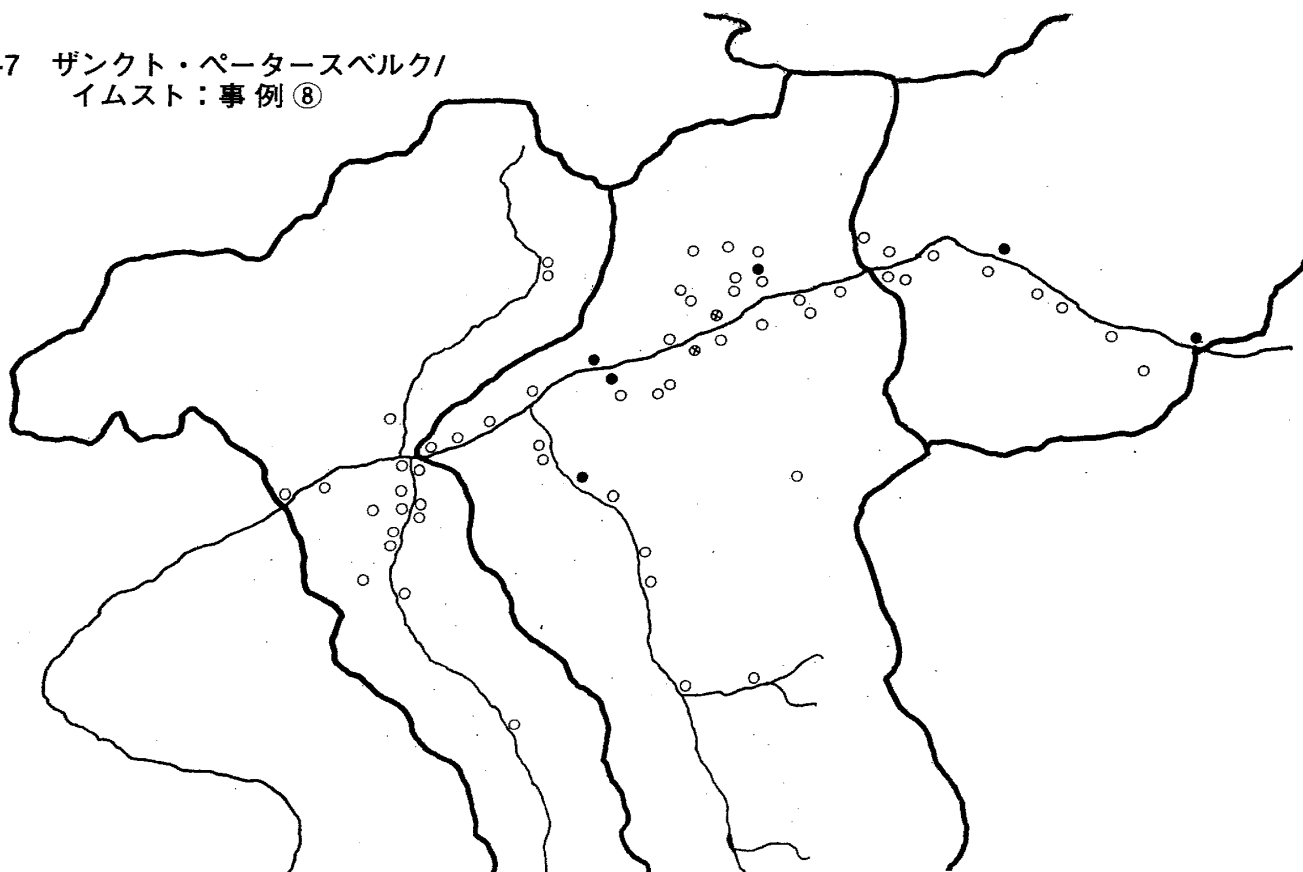


図6-8 ザンクト・ペータースベルク/  
イムスト：事例⑨

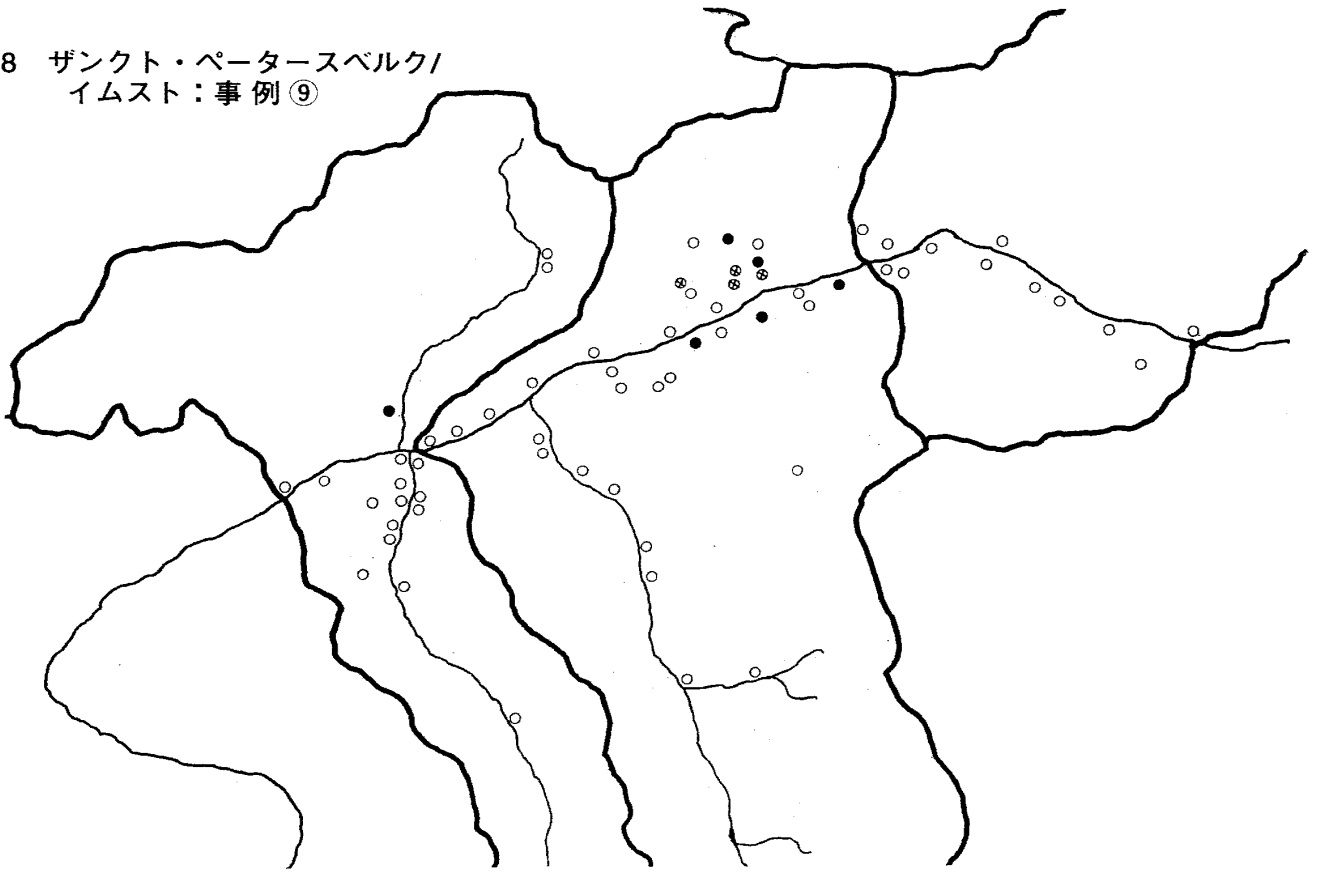


図6-9 ザンクト・ペータースベルク/  
イムスト：事例⑩

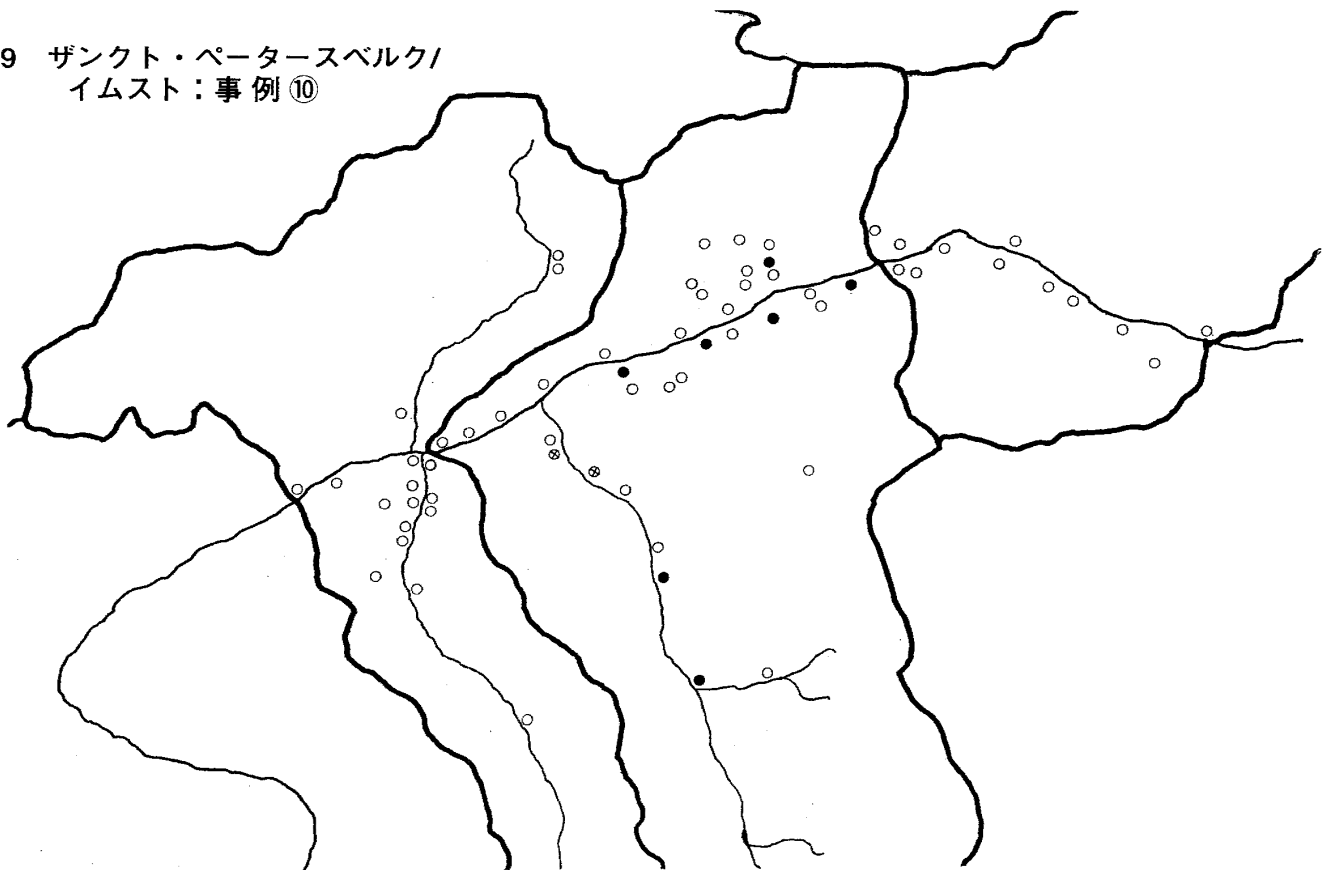


図6-10 ザンクト・ペータースベルク  
/イムスト：事例①

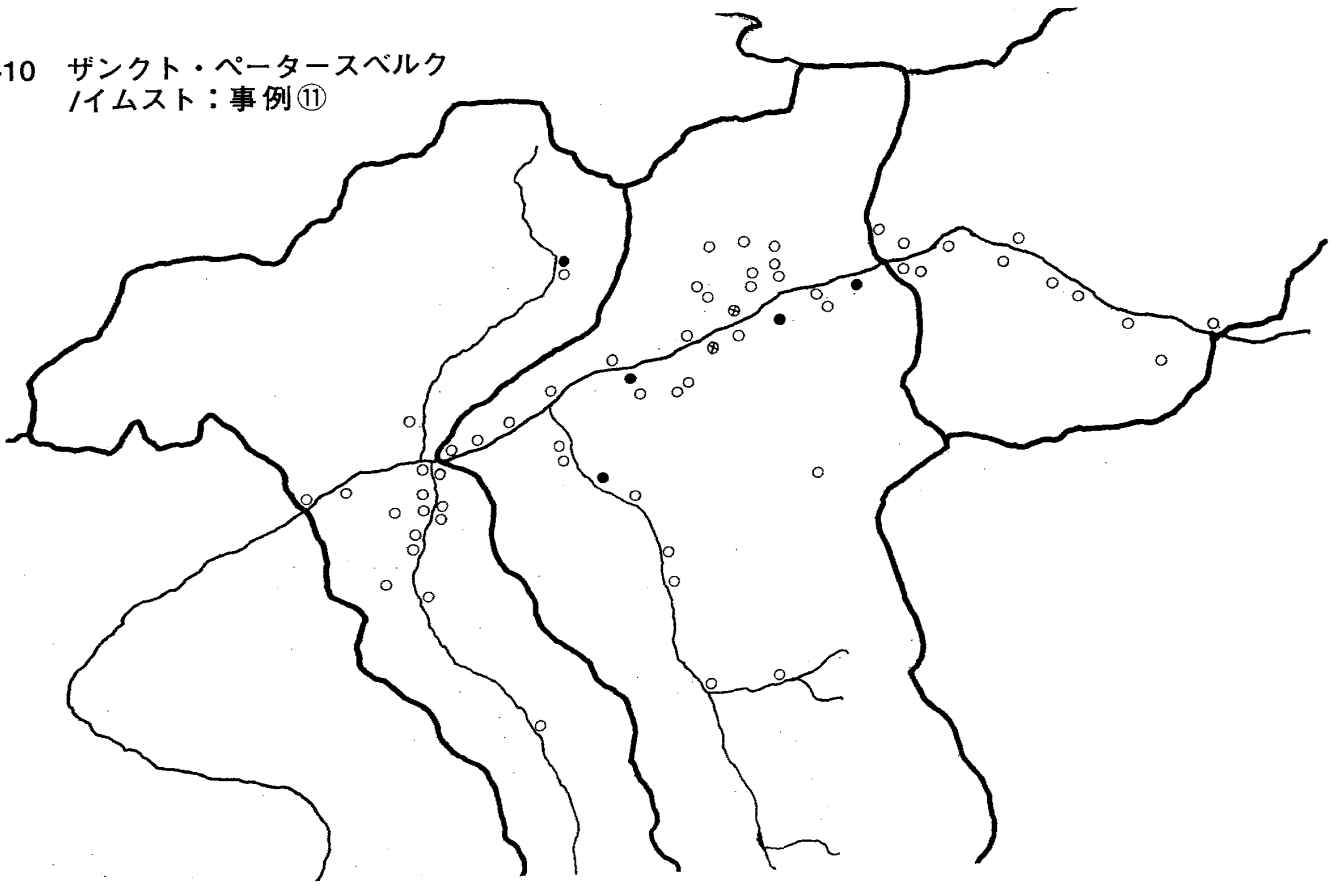


図6-11 ザンクト・ペータースベルク  
/イムスト：事例②

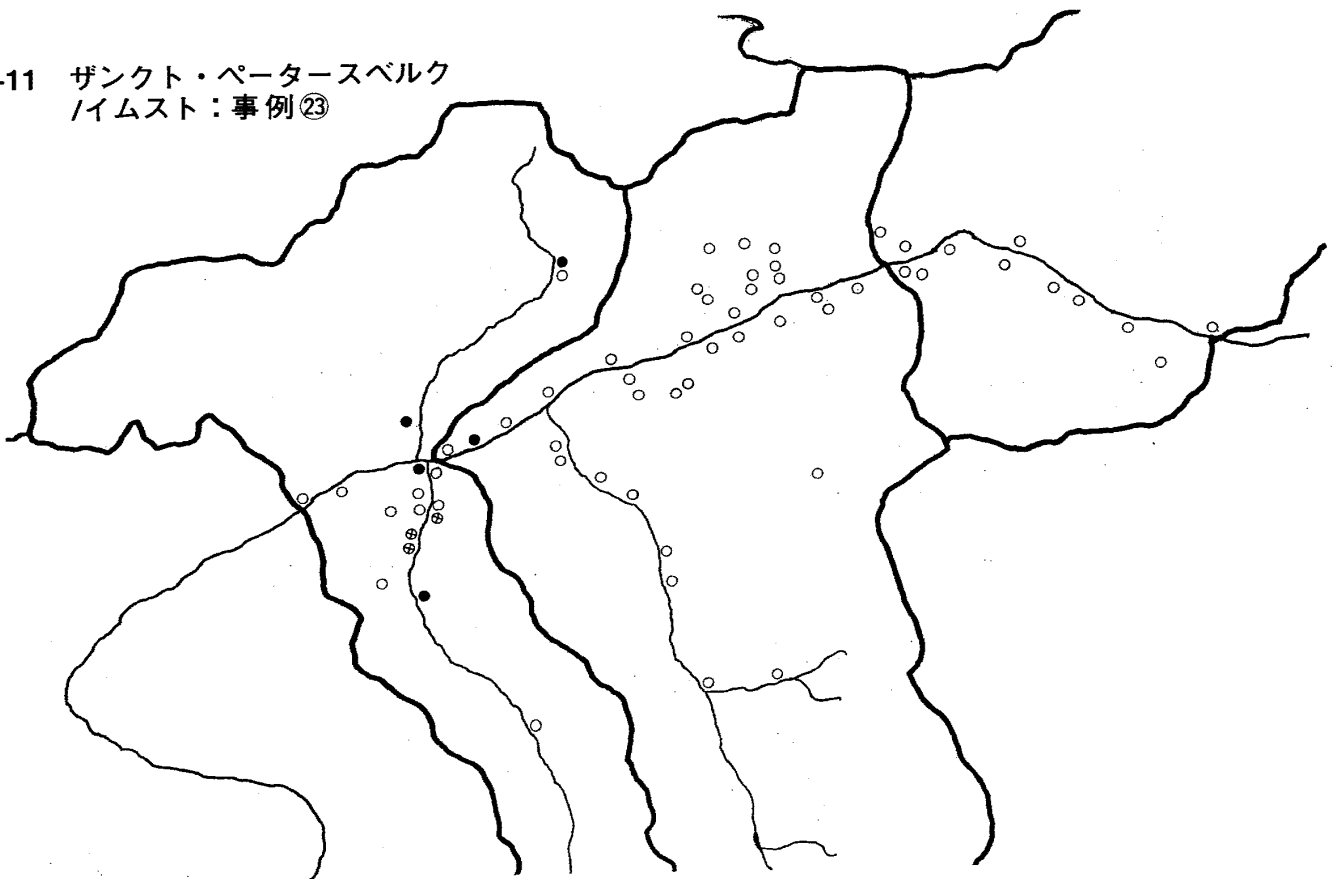


図6-13 ラウデデック：事例①

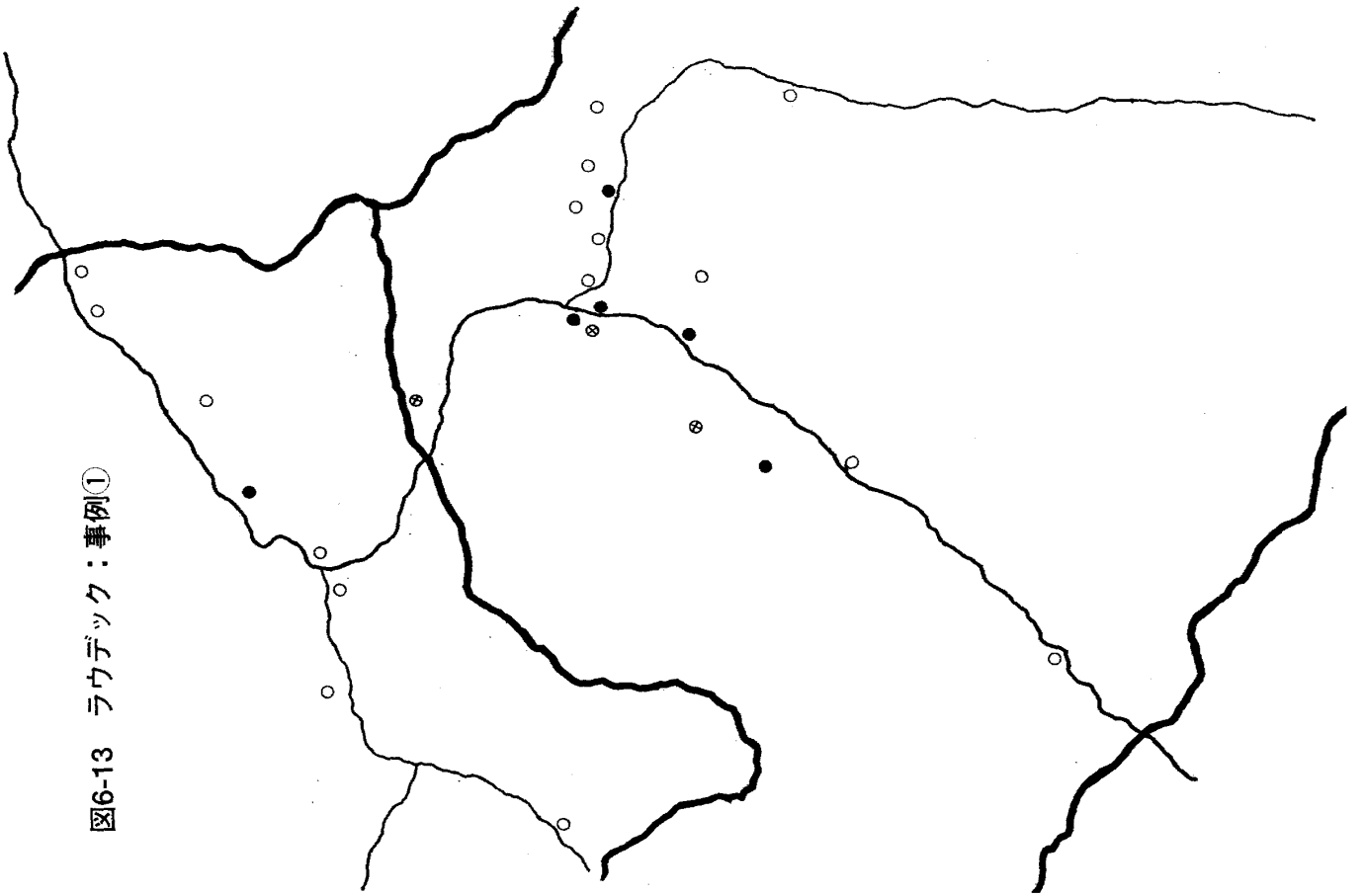


図6-12 ザンクト・ペータースベルク  
/イムスト：事例②

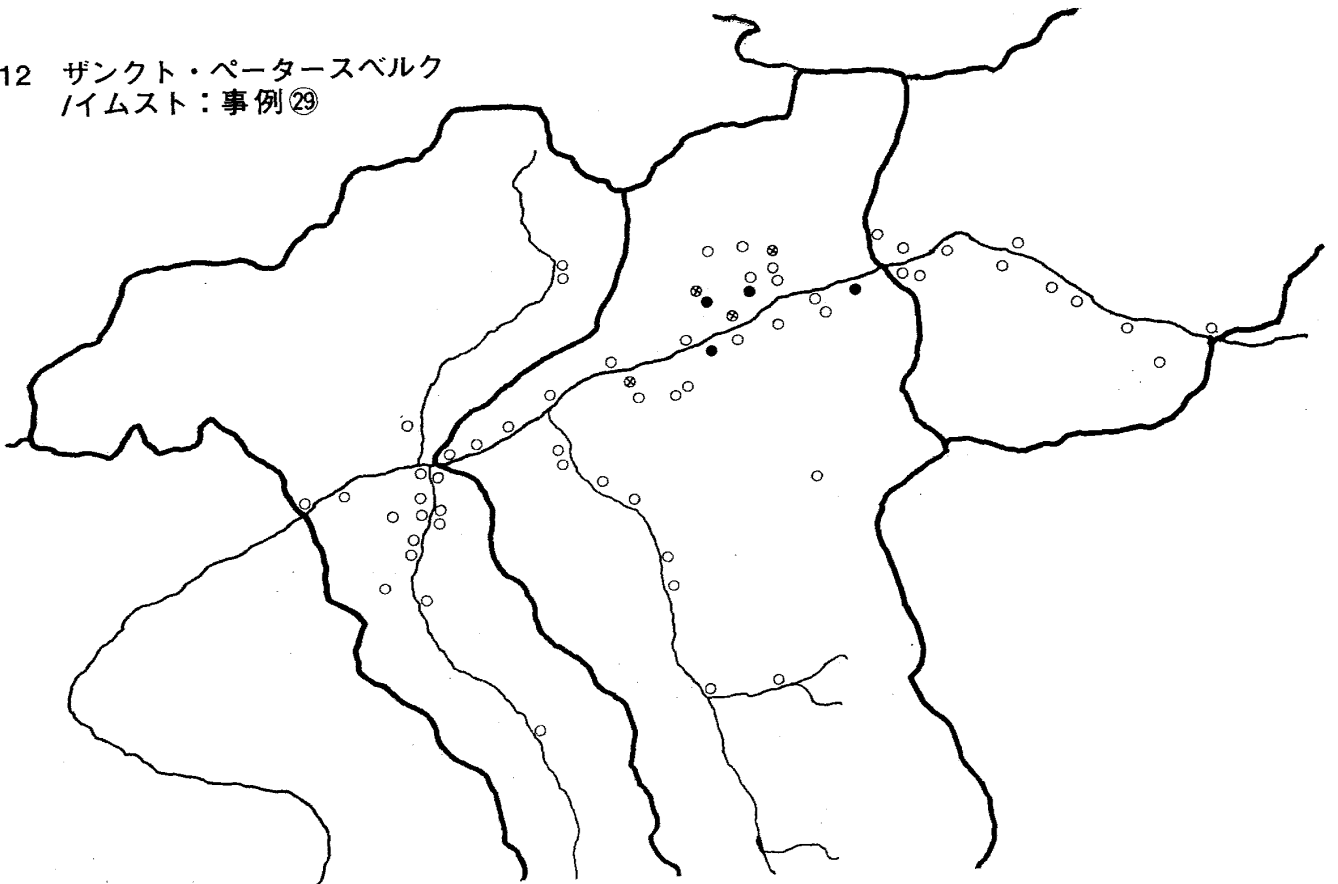




図6-15 ラウデック：事例⑤

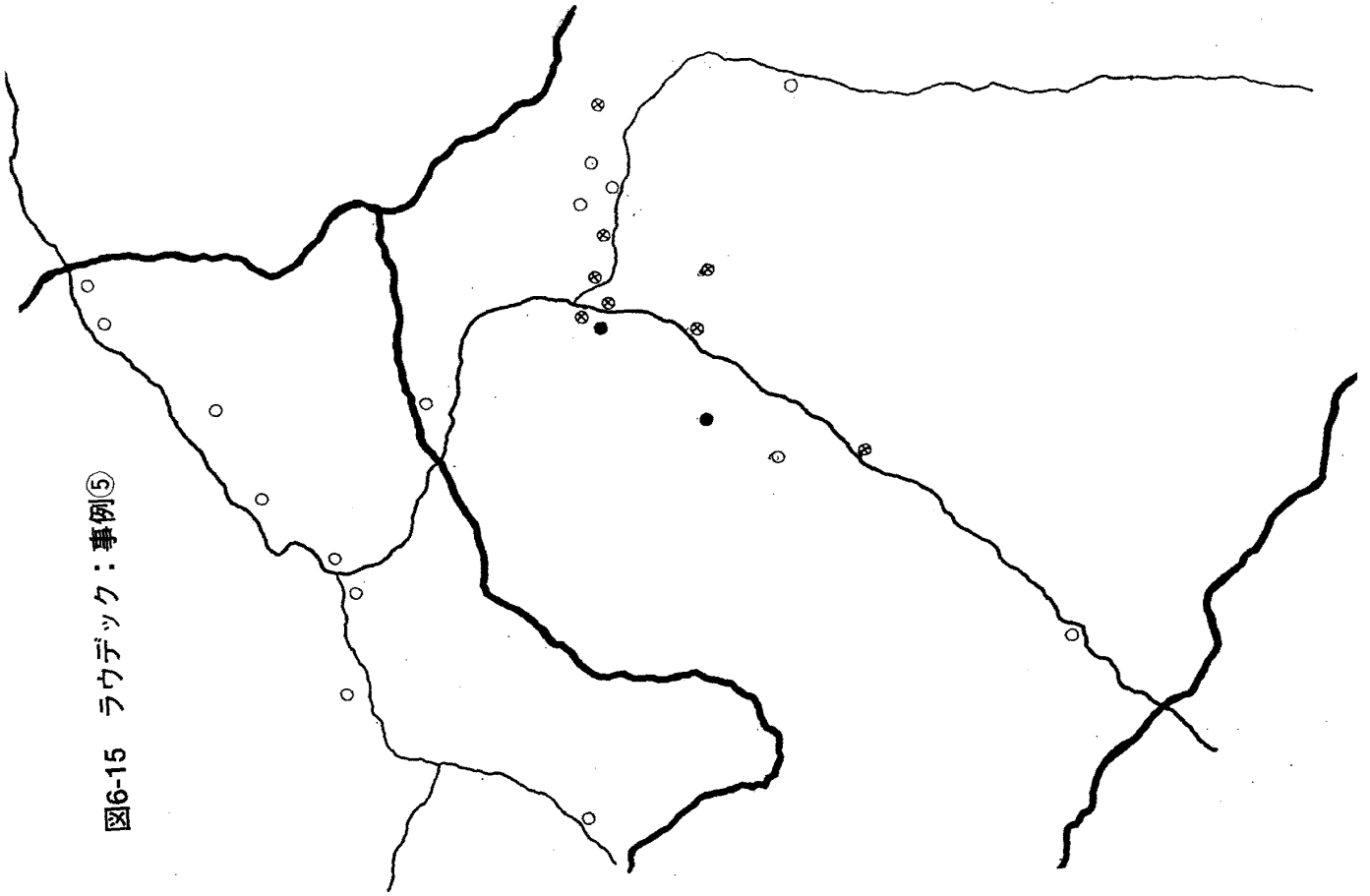


図6-14 ラウデック：事例③

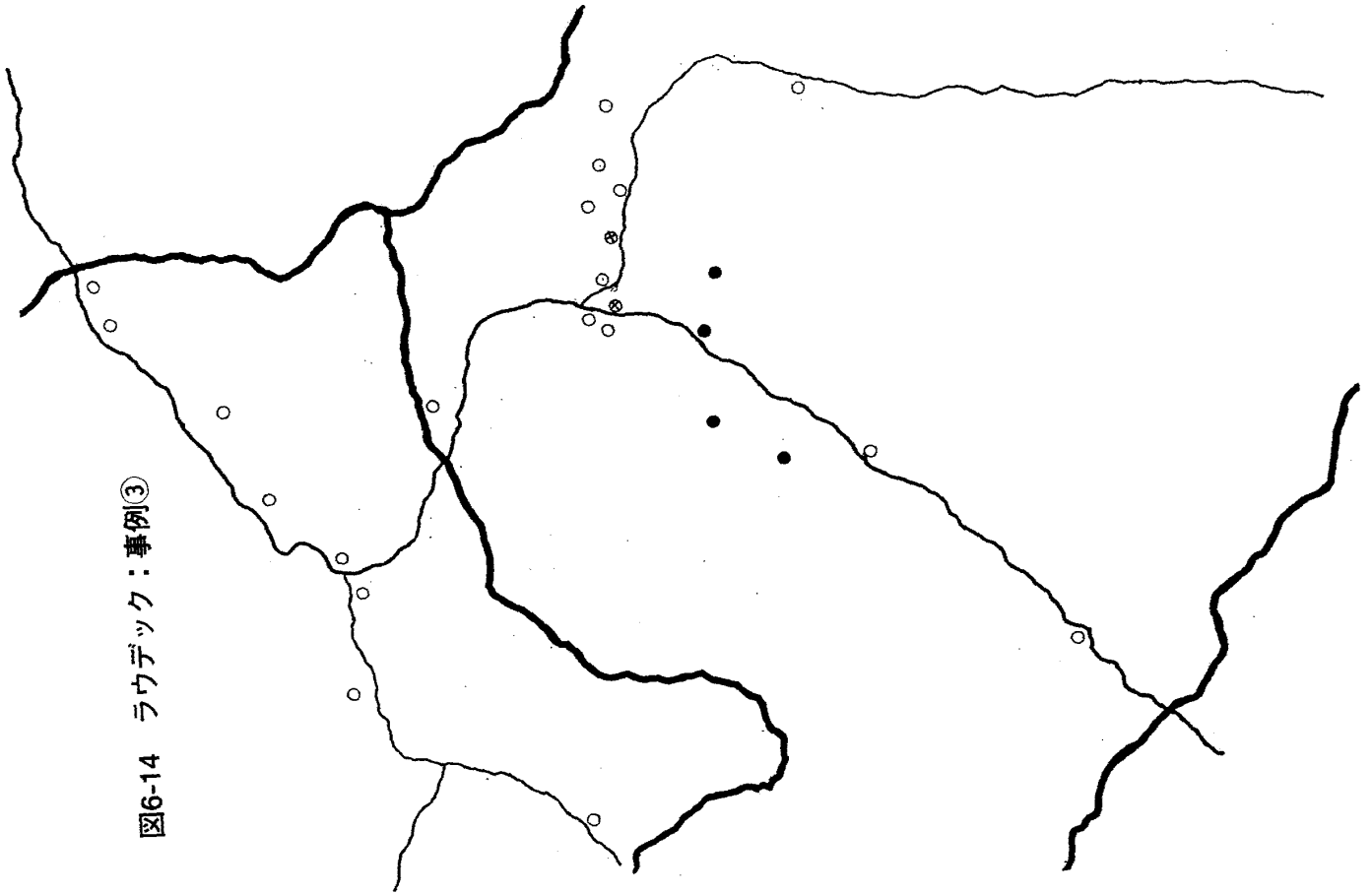


図6-17 ラウデック：事例⑬

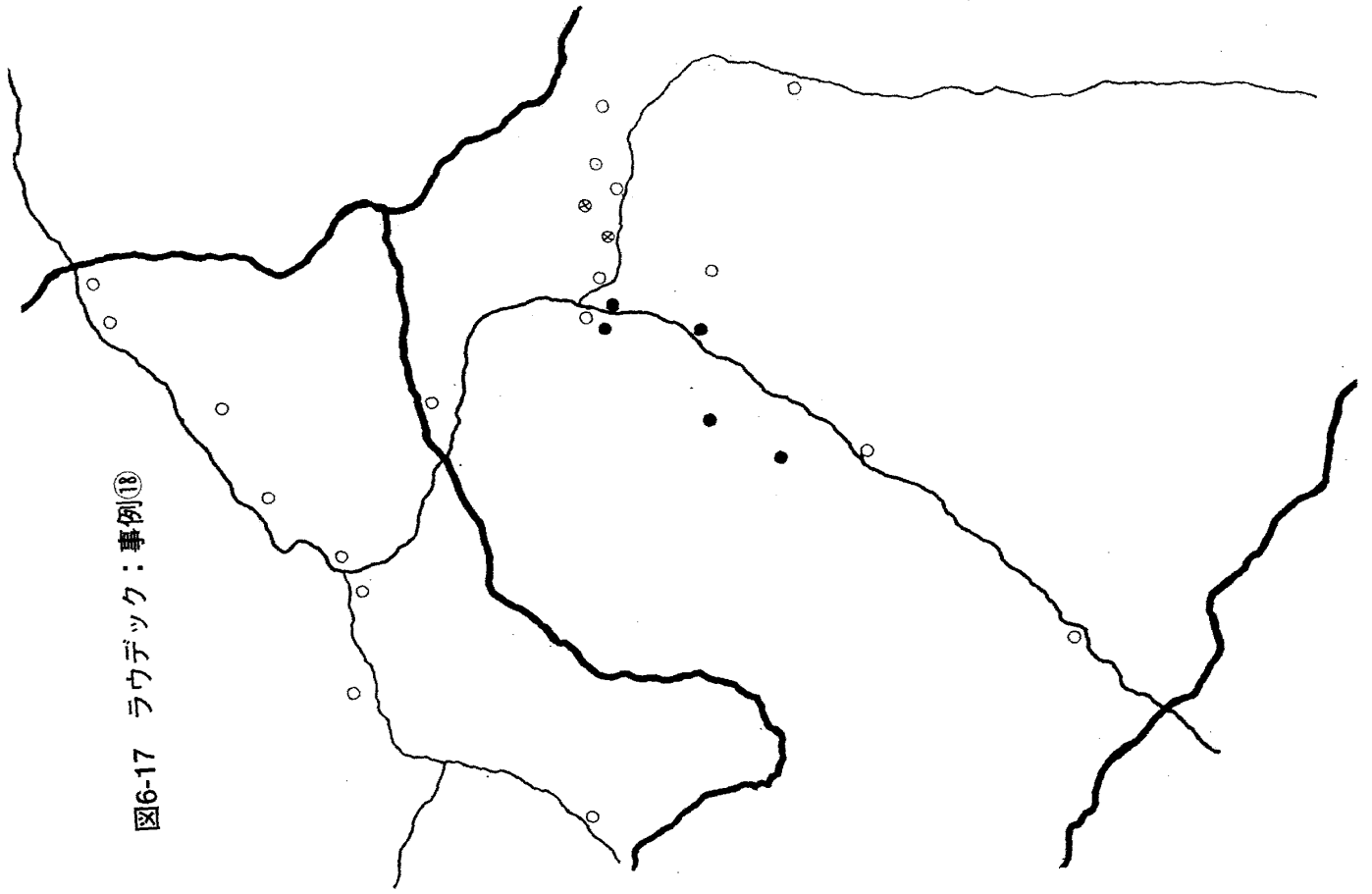


図6-16 ラウデック：事例⑭

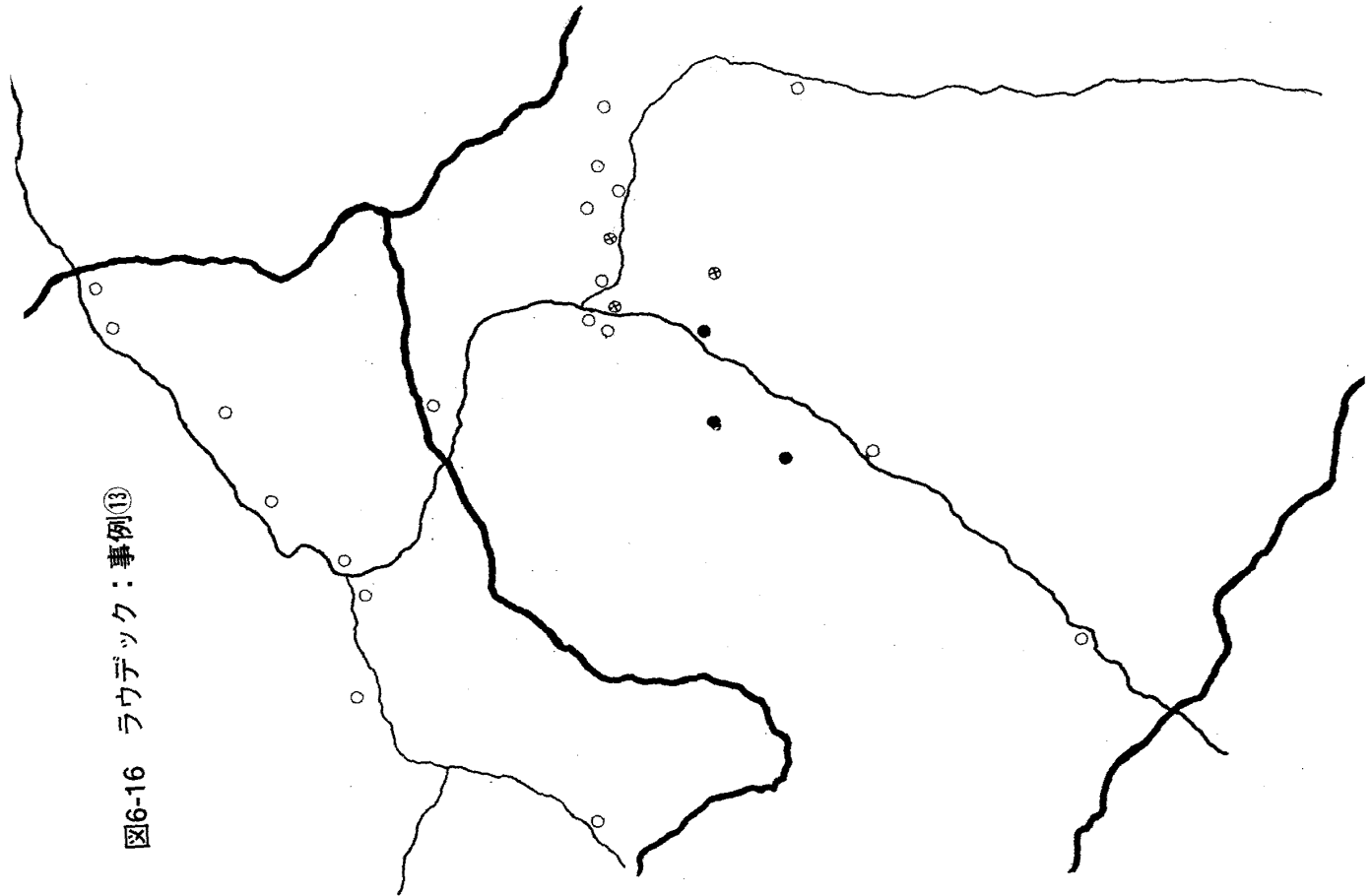


図6-18 エーレンベルク：事例⑬

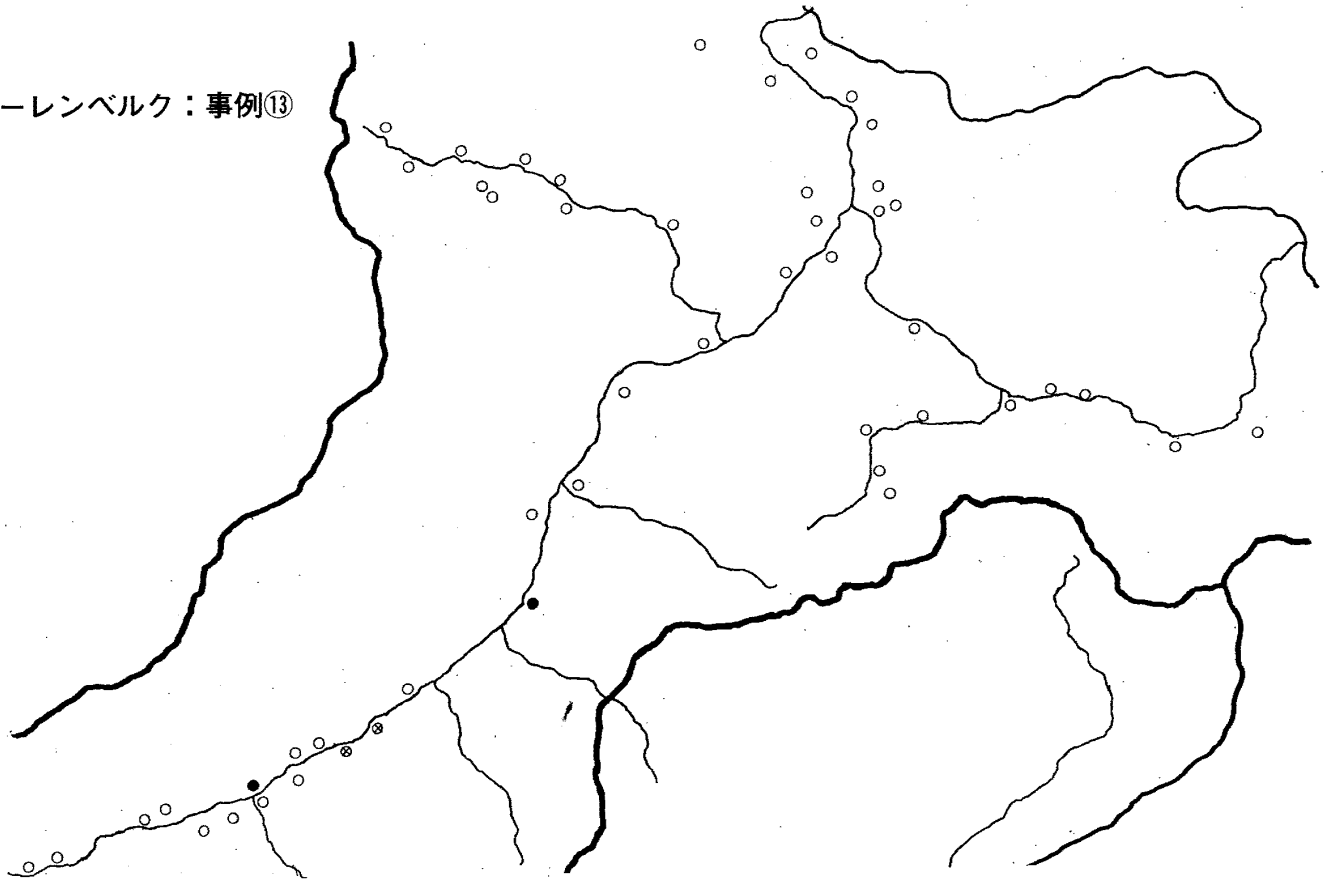


図6-19 エーレンベルク：事例⑭

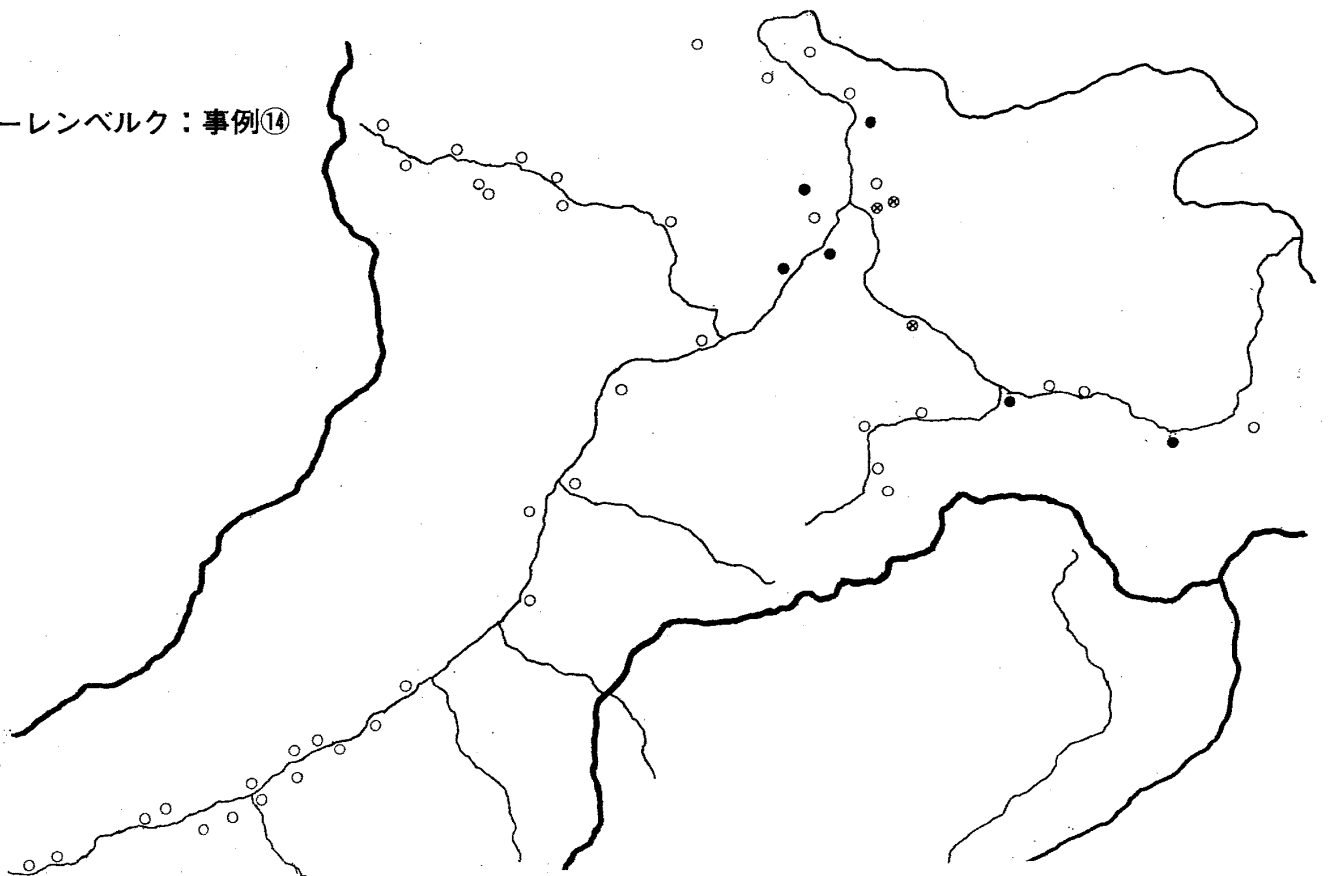


図6-20 エーレンベルク：事例⑰



図6-21 エーレンベルク：事例⑱



## 注

### はじめに・I

- 1) たとえば歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、1999年。「歴史の中の暴力と秩序」2000年度歴史学研究会大会報告、『歴史学研究』742, 2000年。山内進『略奪の法觀念史』東京大学出版会、1995年。N・ゴンティエ(藤田朋久・藤田なち子訳)『中世都市と暴力』白水社、1999年。田中雅一『暴力の文化人類学』京都大学出版会、1998年。Kagay,D.J./Villalon,L.J.A.(ed.), *The Final Argument. The Imprint of Violence in Medieval and Early Modern Europe*, 1998; Kamp,H.(hg.), *Friedensstifter und Vermittler im Mittelalter*, 2001; Contamine,Ph./ Guyotjeannin, O.(sous la direction de), *La guerre, la violence et les gens au Moyen Âge, II, Guerre et Gens*, 1996; Raggio,O., *Faide e Parentele. Lo stato genovese visto della Fontanabuona*, 1990; Wechsler,E., *Ehre und Politik. Ein Beitrag zur Erfassung politischer Verhaltensweisen in der Eidgenossenschaft(1440-1500) unter historisch-anthropologischen Aspekten*, 1991.など。
- 2) M・ヴェーバー(世良晃志郎訳)『支配の社会学』創文社、I、1960年、5-11頁、II、1962年、502頁。
- 3) G・エーストライヒ(山内進他編訳)『近代国家の覚醒』創文社、1993年、7-79頁。Vgl. Schulze,W., Gerhard Oestreichs Begriff „Sozialdisziplinierung in der frühen Neuzeit“: *Zeitschrift für Historische Forschung*, 14, 1987.
- 4) Schilling,H., Kirchengucht im frühneuzeitlichen Europa in interkonfessionell vergleichender und interdisziplinierender Perspektive — eine Zwischenbilanz: Ders.(hg.), *Kirchengucht und Sozialdisziplinierung im frühneuzeitlichen Europa. Zeitschrift für Historische Forschung*, Beiheft 16, 1994; Ders., Profil und Perspektiven einer interdisziplinären und komparatistischen Disziplinierungsforschung jenseits einer Dichotomie von Gesellschafts- und Kulturgeschichte: Ders.(hg.), *Institutionen, Instrumente und Akteure sozialer Kontrolle und Disziplinierung im frühneuzeitlichen Europa*, 1999. 千葉徳夫「中世後期・近世ドイツにおける都市・農村共同体と社会的規律化」『法律論叢』67-4,5,6, 1995年。
- 5) Schmidt,H.R., Über das Verhältnis von ländlicher Gemeinde und christlicher Ethik: Graubünden und die Innerschweiz: Blickle,P.(hg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa*, 1991; Ders., Pazifizierung des Dorfes — Struktur und Wandel von Nachbarschaftskonflikten vor Berner Sittengerichten 1570-1800: Schilling(hg.), *Kirchengucht und Sozialdisziplinierung im frühneuzeitlichen Europa*; Ders., *Konfessionalisierung im 16.Jahrhundert*, 1992.
- 6) Schilling,H., Disziplinierung oder „Selbstregulierung der Untertanen“? Ein Plädoyer für die Doppelperspektive von Makro- und Mikrohistorie bei der Erforschung der frühmodernen Kirchengucht: *Historische Zeitschrift*, Bd.264, 1997.
- 7) Schmidt,H.R., Sozialdisziplinierung? Ein Plädoyer für das Ende des Etatismus in der Konfessionalisierungsforschung: *Historische Zeitschrift*, Bd.265, 1997, S.651-660.
- 8) Schilling, Profil und Perspektiven einer interdisziplinären und komparatistischen Disziplinierung jenseits einer Dichotomie von Gesellschafts- und Kulturgeschichte, S.23-31; Ders., Disziplinierung oder „Selbstregulierung der Untertanen“?, S.681. この論争については踊共二「改宗と亡命の社会史(一)」『武蔵大学人文学会雑誌』32-2・3, 2001年、16-24頁をも参照。

- 9) Winkelbauer, Th., Sozialdisziplinierung und Konfessionalisierung durch Grundherren in den österreichischen und böhmischen Ländern im 16. und 17. Jahrhundert: *Zeitschrift für Historische Forschung*, 19, 1992, S.324ff; Pauser, J., Gravamina und Policey. Zum Einfluß ständischer Beschwerden auf die landesfürstliche Gesetzgebungspraxis in den niederösterreichischen Ländern vornehmlich unter Ferdinand I.(1521-64); *Parlaments, Estates & Representation*, vol.17, 1997, S.13-38; Weber, M., Bereitwillig gelebte Sozialdisziplinierung? Das funktionale System der Polizeiordnungen im 16. und 17. Jahrhundert: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung*, 115, 1998, S.435ff; Schildt, B., Der Friedensgedanke im frühneuzeitlichen Dorfgericht. Das Beispiel Thüringen: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung*, 107, 1990; Härter, K., Bericht und Kritik: Soziale Disziplinierung durch Strafe? Intentionen frühneuzeitlicher Policeyordnungen und staatliche Sanktionspraxis: *Zeitschrift für Historische Forschung*, 26, 1999, S.365-379.
- 10) R・ミュシャンプレッド (石井洋二郎訳) 『近代人の誕生』筑摩書房、1992年、481-491頁。
- 11) Schmidt, Pazifizierung des Dorfes, S.91-128. ただし裁判に訴えられた紛争の件数の増減と実際の紛争件数の動向を直結することには問題がある。裁判に至らぬ、また裁判外で仲裁される紛争・暴力が減少し、紛争当事者が裁判を利用する傾向が強まったとすれば、そうした件数の増加は別様にも解釈できるからである。
- 12) Härter, K., Social Control and Enforcement of Police-Ordances in Early Modern Criminal Procedure: Schilling, H. (hg.), *Institutionen, Instrumente und Akteure sozialer Kontrolle und Disziplinierung im frühneuzeitlichen Europa*, S.53,61-63.

## II

- 1) Burgharts, S., Disziplinierung oder Konfliktsregelung? Zur Funktion städtischer Gerichte im Spätmittelalter. Das Zürcher Ratsgericht: *Zeitschrift für Historische Forschung*, 16, 1989.
- 2) Pohl, S., Ehrlicher Totschlag — Rache — Notwehr. Zwischen männlichen Ehrencode und dem Primat des Stadtfriedens (Zürich 1376-1600): Jussen, B./ Kolofsky, C. (hg.), *Kulturelle Reformation. Sinnformationen im Umbruch 1400-1600*, 1999, S.239-283. 個々の領邦の法令 Landesordnung にカロリーナ刑法典の影響が殆ど見られないことについては Müller-Tragin, Ch., *Die Fehde des Hans Kohlhasse*, 1997, S.114-115.
- 3) Walz, R., Agonale Kommunikation im Dorf der frühen Neuzeit: *Westfälische Forschungen*, 42, 1992, S.221..
- 4) 拙稿「中・近世ドイツ農村社会の武装・暴力・秩序」(前川和也編著『コミュニケーションの社会史』、ミネルヴァ書房、2001年)。
- 5) Schreiner, K./Schwerhoff, G., Verletzte Ehre — Überlegungen zu einem Forschungskonzept: Schreiner/Schwerhoff (hg.), *Verletzte Ehre*, 1995, S.1-28.
- 6) Frank, M., Ehre und Gewalt im Dorf der frühen Neuzeit: Schreiner/Schwerhoff (hg.), a.a.O., S.332.
- 7) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東大出版会、1985年、同『雑兵たちの戦場』朝日新聞社、1995年、同『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、1997年、瀬田勝哉「菅浦絵図考」(日本古文書学会編『日本古文書学論集9』、吉川弘文館)、1988年、歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、1999年。

- 8) Helm,W., *Konflikt in der ländlichen Gesellschaft. Eine Auswertung frühneuzeitlicher Gerichtsprotokolle*, 1993, S.77.
- 9) 入会地の共同利用や用益をめぐる紛争は、自然資源の保護管理という側面をも持ち、自然環境と社会や権力の関係を歴史的に考えるための手がかりをも与えるものであるが、本稿ではこの問題に立ち入る用意はない。この点について民俗や宗教をもふまえた有益な考察を行っている文献として、秋道智弥彌『なわばりの文化史』小学館、1999年を参照。
- 10) 藤木『雑兵たちの戦場』、91頁以下。
- 11) Fehr,H., Das Waffenrecht der Bauern im Mittelalter: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, Germanistische Abteilung, 35/38, 1914/17.
- 12) 前掲拙稿、388-394頁。
- 13) MGH Constitutiones et acta publica II, Nr.427.
- 14) Winter,G.(hg.), *Niederösterreichische Weistümer*(以下 NÖW), 1, Nr.76, S.413, Nr.137, S.865-866, Nr.139, S.896-897, NÖW 3, Nr.90, S.621, Nr.82, S.517; Eberstaller,u.a.(hg.), *Oberösterreichische Weistümer*(以下 OÖW), 2, Nr.3, S.13. 前掲拙稿、392-393をも参照。
- 15) NÖW 1, Nr.137, S.865-866, Nr.139, S.896-897.
- 16) *New Reformierte Landsordnung der Fürstlichen Grafschaft Tirol*, 1573, Das dritt Buch, IX. 同じ領邦条例は、身分を問わず当ラントにおいて護身用の一定以上の大きさの銃を携行してよいが、隠し持てる小型の銃や投げつける類の危険な武器は携行してはならないとしている。Ebenda, Das Sibent Buch, III.これらの規定は1532年の領邦条例にもみられる。
- 17) Kolb,F., Ehrgefühl, Fehde und Gerichtsfriede unter den Tiroler Bauern: *Tyroler Heimat* 12, 1948, S.71-72; Zingerle,I.v./Inama-Sternegg,K.Th.v.(hg.), *Die Tirolischen Weistümer*(以下 TW), I, Nr.139, S.178, TW III, Nr.3, S.28, TW IV, Nr.11, S.96; Arens,F., *Das Tiroler Volk in seinen Weistümern*, 1904, S.260; 農民の武器携行の実態と武器携行規制の身分統制的な意味については、Frauenstädt,P., *Blutrache und Totschlagsühne im deutschen Mittelalter*, 1881, S.42-45.
- 18) H・ミッターイス／H・リーベリヒ（世良晃志郎訳）『ドイツ法制史概説』創文社、1971年、423頁。
- 19) *Lexikon des Mittelalters*, IV, 1989, Spalte 331-334.
- 20) Brunner,O., *Land und Herrschaft*, 5.Aufl., 1965, S.64-72.
- 21) Ch・テアハルンは血讐が報復それ自体を目的とするのにたいし、フェーデは報復ではなく略奪・放火・捕虜を手段として、損なわれた権利の回復を敵対者に強要することを目的としたと述べ、両者を区別する。Terharn,Ch., *Die Herforder Fehden im späten Mittelalter*, 1994, S.23-24.
- 22) Brunner, a.a.O., S.71.
- 23) Karascheck,E.R., Fehde und Blutrache als Beispiele nichtstaatlicher Konfliktlösung, Dissertation Wien, 1990; Zmora,H., *State and Nobility in Early Modern Germany. The knightly feud in Franconia, 1440-1567*, 1997; Kaufmann,M., *Fehde und Rechtshilfe*, 1993; Zorzi,A., “ius erat in armis” Faide e conflitti tra pratiche sociali e pratiche di governo: Origini dello Stato, a cura di G.Chittolini, 1993; Algazi,G., *Herrengewalt und Gewalt der Herren im späten Mittelalter*, 1996; Morsel,J., Überlegungen zum sozialen Sinn der Fehdepraxis: Rödel,D./Schneider,J. (hg.), *Strukturen der Gesellschaft im Mittelalter*, 1996.
- 24) Orth,E., *Die Fehde in der Reichsstadt Frankfurt am Main*,1973; Neitzert,D., *Die Stadt Göttingen führt eine Fehde 1485/86*, 1992.
- 25) Peters,J., Leute-Fehde. Ein ritualisiertes Konfliktmuster des 16.Jahrhunderts: *Historische*

*Anthropologie*, Jg.8, H.1, 2000.

26) Ebenda, S.94.

27) Karauscheck, a.a.O., S.93,104-105. クライストの戯曲で知られたブランデンブルクのハンス・コールハーゼのフェーデを考察したCh. ミュラー＝トラージンも、法的規定とは別に農民、市民も実際には貴族と同様にフェーデを行ったと述べる。Müller-Tragin, Ch., *Die Fehde des Hans Kohlhase*, 1997, S.16.

28) このヴァイステューマーの内容についてはWopfner, H., *Bergbauernbuch* 1, S.104; Arens, a.a.O., S.241.をも参照。

29) フラウエンシュテートも、オーストリア・ヴァイステューマーによれば、裁判官は贖罪金のために加害者の財産を差し押さえることができれば、被害者の遺族からの告訴がない限り、加害者を拘束しなかったと述べる。Frauenstädt, a.a.O., S.93-94.

### III

1) このようなオーストリア諸領邦の政治構造に関する比較研究としてはSteinacker, H., *Staatswerdung und politische Willensbildung im Alpenraum und Tirols Mittelstellung zwischen westlichen und östlichen Alpenländern: Beiträge zur Geschichte und Heimatkunde Tirols*. Festschrift zu Ehren Hermann Wopfners, 1. T., 1947, S.271-316; Mitterauer, M. u. a., *Herrschaftsstruktur und Ständebildung*. Beiträge zur Typologie der österreichischen Länder aus ihren mittelalterlichen Grundlagen, 3Bde, 1973. とりわけティロルのラント裁判共同体（溪谷共同体）についてはEbenda, Bd.3, Täler und Gerichte. 邦語文献では、若曾根健治「伯領フィンチユガウにおけるラント法的構造（一）（二）」『熊本法学』22,23, 1974年を参照。ティロル農民はすでに14世紀後半にはラント裁判区を単位として、領邦君主の政治的決定や課税への同意、ハプスブルク家による領邦継承に対する同意(1363年)などに貴族とともに加わっており、また15世紀初には明確に領邦議会に代表を送っている。1474年のティロル領邦議会には、126人の貴族、17人の高位聖職者、8都市と59のラント裁判区から2人ずつの代表が出席した。Stolz, Die Landstandschaft der Bauern in Tirol: *Historisches Vierteljahrsschrift*, 28, 1933, S.728-736; Blickle, P., *Landschaften im alten Reich*, 1973, S.166-174.

2) ティロルについてはとくにEbenda, S.159-254; Blickle, *Kommunalismus*. Skizzen einer gesellschaftlichen Organisationsform, Bd.1, 2000.

3) Blickle, a.a.O., S.233-246; Stolz, O., *Wehrverfassung und Schutzwesen in Tirol von den Anfängen bis 1918*, 1960, S.37-89; Kolb, a.a.O., S.53-54. Stolz, O., *Rechtsgeschichte des Bauernstandes und der Landwirtschaft in Tirol und Vorarlberg*, 1949, S. 333. 旧帝国終焉までのティロル軍制の基礎をなした1511年の軍役規定(Landlibell)によれば、ラント防衛の場合に一ヶ月の軍役が課され、その兵力分担は、聖俗貴族が36パーセント、都市とラント裁判区が48パーセント（他は東ティロルのプスター溪谷が10パーセント、Rattenberg, Kitzbühel, Kufsteinが6パーセント）であった。この割り当ては財産評価に基づくもので、場合によっては貨幣で代納することも可能とされた。Landlibellの領邦財政、シュテンデ制における意義については、出村伸「領邦防衛体制形成過程における領邦君主と等族」『西洋史研究』新号21, 1992年、47-53頁。1526年の軍役規定では各ラント裁判区からは数十人～200人程度が召集され、1605年の軍役令ではその8割が小銃で武装した。Köfler, W., *Land·Landschaft·Landtag*. Geschichte der Tiroler Landtage von den Anfängen bis zur Aufhebung der landständischen Verfassung 1808, 1985, S.313-315.



- 4) Blickle, a.a.O., S.254. ブリックレによれば、軍役義務が領邦議会出席資格と結びついていたのではなく、政治的代表的農民の領邦に対する責任意識を生み出し、軍役を担わせたのだとする
- 5) Blickle, *Friede und Verfassung. Voraussetzungen und Folgen der Eidgenossenschaft von 1291: Innerschweiz und frühe Eidgenossenschaft. Jubiläumsschrift 700 Jahre Eidgenossenschaft, Bd.1, 1985, S.18-64; Ders., Kommunalismus, Bd.2, S.154-194.*
- 6) ブリックレは、13世紀のルツェルン市法では市民が、フェーデにおいて親族の助力を得ること、市外のフェーデに関わることを認められていたことを指摘し、13世紀の内スイス社会は暴力に満ちていたと述べ、同時に14世紀には共同体(邦・同盟)の裁判によりこうした状況が克服されたとしている。Blickle, *Friede und Verfassung, S.20-22.*
- 7) Aubin, H., *Zur Entwicklung der freien Landgemeinden im Mittelalter. Fehde, Landfrieden, Schiedsgericht: Franz, G. (hg.), Deutsches Bauerntum im Mittelalter, 1976, S.190-218.*
- 8) Wackernagel, H.G., *Altes Volkstum der Schweiz, 1956; Wechsler, a.a.O., S.283-300; Lentze, H. Eine bäuerliche Fehdeansage aus dem 15. Jahrhundert: Der Schlern. Zeitschrift für Heimat- und Volkskunde, 25. Jg., 1951, S.127-129; Kolb, a.a.O., S.48-55. コルプはティロル農民の武器所有・武装能力がその名誉心と密接に結びついていたと述べる。Wopfner, H., *Bergbauernbuch 1, S.102-105, 529ff, 544-549; Arens, a.a.O., S.159-166.**
- 9) 以下のティロル領邦史については、Brunner, *Land und Herrschaft, S.227-231; Fontana, J. u. a., Geschichte des Landes Tirol, Bd.1, 1985, S.299-339, 399-485, Bd.2, 1986, S.3-58; Stolz, Politisch-historische Landesbeschreibung von Tirol, Erster Teil, Nordtirol, Archiv für österreichische Geschichte, Bd.107, 1923.*
- 10) Ploetz, *Reich und Länder. Geschichte der deutschen Territorien, Bd.1, 1978, S.733.* なおマインハルト2世は弟アルベルトに東ティロル、ゲルツ伯領、イストリアを譲り、自身はティロル伯領の統治に重心を移した。
- 11) こうした身分編成と権力構造の比較については、Mitterauer, u. a., *Herrschaftsstruktur und Ständebildung, Bd.3, S.115ff, 175ff.* 拙著『ドイツ中世の領邦と貴族』創文社、1998年、318-319頁参照。
- 12) Stolz, O., *Geschichte der Gerichte Deutschtirols: Archiv für Österreichische Geschichte, Bd.102, 1913, S.157ff, 220; Ders., Rechtsgeschichte des Bauernstandes und der Landwirtschaft in Tirol und Vorarlberg, S.302-306; シュトルツによれば、ラント裁判共同体の自治的機能はすでに13世紀には確立していた。14世紀初には領邦君主は臨時税徴収に際して、裁判区役人に対する住民の苦情を聴取させている。シュトルツは、この時期に農民は、土地領主への帰属関係にかかわりなく、裁判区(共同体)のひとつの身分として君主に対して意思表示を行ったのであり、それが領邦議会身分への前提となったのだと考える。Ders., *Die Landstandschaft der Bauern in Tirol; Historische Vierteljahrsschrift, 28, 1934, S.712-716. F・グラスもまたシュトルツ説を支持しつつ、ヴァイステューマーの考察により、ティロルでは元来、裁判区と教区は一致していたと述べる。Grass, F., Pfarrei und Gemeinde im Spiegel der Weistümer Tirols, 1950, S.23-42. 若曾根健治氏も13世紀末から14世紀初にはラント裁判区が、納税に関して自治的共同体として機能したことに言及している。当時すでに、ラント裁判区住民から選ばれた財産評価者が領邦君主の課税に際して、住民全体の合意の上で個々人の財産評価を行い、また自然災害等のために免(減)税措置がとられる場合にも、領邦君主の派遣した調査者や裁判官は、ラント裁判共同体の陪審(後述)などと協議の上でこれを決定した。若曾根健治「領邦ティロル農村部における租税制度」『法制史研究』25、1975年、117-124頁。**

- 13) Bruckmüller, E., Täler und Gericht: Mitterauer u.a., a.a.O., Bd.3, S.11-13, 20, 30-45.
- 14) Huter, F., Zur Frage der Gemeindebildung in Tirol: *Die Anfänge der Landgemeinde und ihr Wesen* I, Vorträge und Forschungen 7, 1964, S.223-235. Beimrohr, W., *Mit Brief und Siegel*. Die Gerichte Tirols und ihr älteres Schriftgut im Tiroler Landesarchiv, 1994, S.34-38.
- 15) Blickle, *Landschaften im alten Reich*, S.159-166; Stolz, a.a.O., S.120-126.
- 16) ザルツブルク大司教領邦の地方・農村行政については Ammerer, G., *Funktionen, Finanzen und Fortschritt*. Zur Regionalverwaltung im Spätabsolutismus am Beispiel des geistlichen Fürstentums Salzburg, 1987, S.54ff, 176ff, 261ff.
- 17) *Geschichte des Landes Tirol*, Bd.1, S.534ff; Stolz, a.a.O., S. 314-318; Wopfner, *Bergbauernbuch* 1, S.447-477.526ff. 「ラントの自由」の内容は、移動・結婚・土地所(保)有と世襲的相続・職業選択の自由、裁判への参加、恣意的な負担からの自由、「家の平和」の保証など。このような権利を保証されたのは、基本的には屋敷持ち農民であり、近世に急増する小屋住み農Sölleute、間借り人 Untersassen などの下層農民は、入会地利用においても差別されていた。また土地保有条件についても地域差があり、トリエント、ブリクセン両司教領や、1500年までゲルツ伯領であった東ティロールでは、中世末期になお任意保有など農民に不利な保有条件が存続し、世襲保有が一般化したとは言い難い。Beimrohr, W., *Bäuerliche Besitzrechte im südöstlichen Tirol: Tiroler Heimat* 50, 1986, S.176, 201ff, 208ff. またティロールでは領邦君主と農民の保護・奉仕関係が、順調に強化されたとのみ判断するわけにはいかない。中世後期・近世に両者の緊張関係を生み出す要因は、農民戦争期の「メラン・インスブルック箇条」に見られるように多々あったが、その中でも重要なのは、鉱山業・製塩業の発展と木材需要の高まりにともなう、領邦君主の農民に対する森林利用の制限強化であった。とくに15世紀末より領邦君主は、包括的な「入会地高権＝アルメンデレガール」の原則に基づいて森林令を発令し、森林(長)官とその役人による巡回、監督を通じて、農村共同体の共有林の伐採にも統制を加えようとした。これは木材売却を重要な貨幣収入源としていた農民の強い反発を招いている。Wopfner, H., *Die Lage des Tirols zu Ausgang des Mittelalters und die Ursachen des Bauernkrieges*, 1908, S.33-36. 若曾根健治「ティロール森林令雑考―領邦立法史研究覚書―」『熊本法学』27、1978年、16頁以下。
- 18) 以下のラント裁判の組織と機能に関する概観は主として次の文献による。Stolz, *Geschichte der Gerichte Deutschtirols*; Ders., *Politisch-historische Landesbeschreibung von Tirol*; Beimrohr, *Mit Brief und Siegel*, S.27-86.
- 19) このような事例としてはラント裁判 Landeck, Laudegg, Ried, Reutte, Nauders, Passeier など: Stolz, *Rechtsgeschichte des Bauernstandes und der Landwirtschaft in Tirol und Vorarlberg*, S.317; Ders., *Politisch-historische Landesbeschreibung von Tirol*, S.49.
- 20) 裁判収入は同じ裁判区の直轄領収入に比して少なく、15、16世紀に直轄領収入の五分の一ないし十分の一程度であった。Stolz, a.a.O., S.33-34.
- 21) 1791年のヨーゼフ2世の裁判改革では、すべての書記、裁判官はオーストリアの大学で法学を学んでいること、ラント法の専門試験に合格していること、を要求している。Ebenda, S.54.
- 22) Beimrohr, a.a.O., S.43-45.
- 23) Ebenda, a.a.O., S.45-48.
- 24) Wopfner, *Bergbauernbuch* 3, S.373. 中・近世のティロールにおける牧畜では、肉牛・役牛の飼育が主要な部門をなしていた。乳製品のための牧畜は、羊や山羊の比重が今日より大きかったが、何れにせよ自家需要のためのミルク、バター、チーズの生産を中心としていた。ティロールの牧畜の具体的事実については Ebenda, S.183-256, とくに S.189-193, 227-234.

- 25) Stolz, *Geschichte der Gerichte Deutschtirols*, S.218-219, 316-317; Wopfner, *Bergbauernbuch 2*, S.270-271. 溪谷共同体の放牧地共有については、Wopfner, *Bergbauernbuch 3*, S.392-394, 411-415. 様々な放牧地の実態や経営についてはEbenda, S.259ff.
- 26) Wopfner, *Bergbauernbuch 2*, S.273-282; Stolz, a.a.O., S.275-276; Ders., *Rechtsgeschichte des Bauernstandes und der Landwirtschaft in Tirol und Vorarlberg*, S.28. 領邦政府は地域行政の効率化のために、大きすぎるラント裁判共同体の内部が、いくつかの個別集落共同体に下位区分されることを促した。1532年の領邦条例にはそのような規定がみられる。Stolz, a.a.O., S.305. なお放牧共同体の分割については本稿における具体的事例をも参照。
- 27) Huter, a.a.O., S.225-228; Grass, N., Comaun Kastelrut. Aus der Rechtsgeschichte einer Südtiroler Urmarkgemeinschaft: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* 71, 1954, S.353-366. 南ティロルではしばしば広域的な共同体が近代まで維持されたのに対し、北ティロルでは一般に個別共同体の自立的発展が顕著で、元来の原教区と重なるような大きな放牧共同体が、そのままの状態で維持されることは稀である。Stolz, a.a.O., S.305.
- 28) 様々な領域の再編・統合によって成立したラント裁判区の場合でも、古い放牧地共同体がその裁判区の領域と関係なく存続している例もあれば、後述するように放牧共同体がラント裁判区の境界に対応して分割される場合もある。何れの場合でも、分割や共有をめぐって、ラント裁判区をこえる農民の活動や接触、紛争が生じることになる。
- 29) Stolz, *Geschichte der Gerichte des Deutschtirols*, S.206-210; Wopfner, a.a.O., S.291, 294.
- 30) アルプス農民の年間を通じての垂直移動についてはMathieu, J., *Eine Agrargeschichte der inneren Alpen*, 1992, S.292. なおマテューは、アルプス農民の頻繁な溪谷内の移動は、溪谷を一つの経済的システムとしたが、個々の集落の政治的共同体としての確立を妨げたと述べる。Ebenda, S.302.

#### IV

- 1) Moser, K./Huter, F., *Das älteste Tiroler Verfachbuch*. Landgericht Meran 1468-1471, 1990.
- 2) Meraner Artikel, Nr.13: Franz, G. (hg.), *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges*, 1963, S.275-276. ただし印璽付きの文書（様々な法的行為の証書）は裁判官や書記により裁判所でのみ発給されうるという法規定が、その手数料負担もあって農民の強い不満を生じさせていたことは、インスブルック箇条にも現れている。Zuesatz zu Ynnsprugg, Nr.81; Wopfner, H. (hg.), *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges in Deutschtirol 1525*, 1. Teil, 1908, S.65.
- 3) 記録件数の増加にともない17世紀以後、狭義の裁判帳簿＝ゲリヒツブーフと、それ以外の記録よりなるフェアファッハブーフを区別して作成するラント裁判所も現れる。各裁判所のゲリヒツブーフ、フェアファッハブーフの現存状況については、インスブルックの文書館員バィムローアが調査結果を公にしている。Beimrohr, a.a.O., S.117ff.
- 4) Wopfner, *Zur Geschichte des tirolischen Verfachbuches: Beiträge zur Rechtsgeschichte Tirols*, 1904, S.79ff. 不動産の所有移転などは19世紀になって土地登記簿Grundbuchに移されることになる。Ebenda, S.88.
- 5) Beimrohr, *Mit Brief und Siegel* より筆者が計算。
- 6) Heidegger, M., *Soziale Dramen und Beziehungen im Dorf*. Das Gericht Laudegg in der frühen Neuzeit – eine historische Ethnographie, 1999.

- 7) リエンツに関する以下の叙述は、Beimrohr, a.a.O., S.247-250.
- 8) ラント裁判区シュタイナハに関する以下の叙述は、Stolz, Politisch-historische Landesbeschreibung von Tirol, S.367-388; Beimrohr, a.a.O., S.169-171.
- 9) Heidegger, a.a.O., S.131-132. この点でラント裁判を、身体刑や多額の罰金に相当する事件を扱う上級裁判権と単純に規定するわけにはいかない。
- 10) TW IV-2, Nr.60, S.616, Lienz(1596); TW IV-2, Nr.62, S.680, Thurn(1575).
- 11) *New Reformierte Landsordnung der Fürstlichen Grafschaft Tirol*, Das Achtend Buch, XXVII. ティロル農民の名誉毀損を契機とする紛争・暴力については、Kolb, a.a.O., S.54-62.
- 12) Frauenstädt, a.a.O., S.124-167.
- 13) Wopfner, *Die Lage Tirols zu Ausgang des Mittelalters*, Beilagen I.
- 14) Ebenda, Beilagen II. このときボーツェンに召集された議会における刑法改革の企ては成功せず、1497年に再度改革のための代表者会議が召集され、1499年に新しい刑法規定、いわゆる Malefizordnung, ないしは Halsgerichtsordnung が公布された。 *Die Maximilianischen Halsgerichtsordnungen für Tirol(1499) und Radolfzell(1506) als Zeugnisse mittelalterlicher Strafrechtsfrage*. Quellengetreue Textausgabe mit Einleitung und Erläuterungen von Prof. Dr. Eberhard Schmidt, 1949, S.66ff.
- 15) *New Reformierte Landsordnung Fürstlicher Grafschaft Tirol*, Das Achtend Buch, 1573, XLVII-LIV, LIX. カロリーナ刑法典も殺害を原則として斬首刑と規定している。
- 16) Salzburger Landesarchiv, Gerichtsprotokoll, Pfleggericht Werfen(Pongau), 1531, S.7, Nr.3, 1533, S.19, Nr.2, 1535-36, S.9, Nr.4,5. この文書は大司教の直轄裁判区Pfleggericht Werfenの裁判官が、裁判区内の二つの集落St.Johan, St.Vetiを巡回して裁判を行った際の、犯罪の内容と罰金を記録したもの。犯罪の内容については簡単な要約のみであり、むしろ罰金収入と費用の報告を主目的とするものである。
- 17) Winkelbauer,Th., „Und sollen sich die Parteien gütlich miteinander vertragen“. Zur Behandlung von Streitigkeiten und von „Injurien“ von den Patrimonialgerichten in Ober- und Niederösterreich in der frühen Neuzeit: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* 109, 1992, S.133ff, 152ff.
- 18) TW IV-1, Nr.11, S.96, Passier(1620), TW IV-1, Nr.38, S.351, Klausen(1485).
- 19) Heidegger, a.a.O., S.292-95. 前述の領邦条例の規定にもかかわらず、とくに殺害について裁判外の和解が行われたことは、Wopfner, *Bergbauernbuch* 1, S.122.
- 20) 裁判帳簿に記された判決・裁定の末尾には通例、裁判費用の負担についての指示があり、また農民戦争時に農民は、裁判費用の適正化を要求しているように、裁判費用負担は大きな問題であった。
- 21) Schmidt,H.R., Pazifizierung des Dorfes, S.113-128.
- 22) 中世盛期以後のティロル農村の人口動態と開墾、小屋住農や日雇いの増加による集落景観の変化等については、Jäger,G., Siedlungsausbau und soziale Differenzierung der ländlichen Bevölkerung in Nordtirol während der frühen Neuzeit: *Tiroler Heimat* 60, 1996, S.87-127; Ders., Die mittelalterliche und neuzeitliche Siedlungsentwicklung im Sellraintal: *Tiroler Heimat* 62, 1998, S.5-67.
- 23) たとえばVerfachbuch Lienz,1586, fol.162v.f.

- 1) 瀬田、「菅浦絵図考」、221-265頁。
- 2) なお入会地をめぐる権力関係についていえば、日本では山野河海には重層的な支配・用益権が存在したが、中世以来、幕府や領主も農民を排除して山野を独占することは困難であった。近世には入会地（山野河海）の用益に対する国家権力の統制、紛争に対する仲裁と介入が強化され、農民の「自力」慣行は後退し、訴訟と裁判による解決が中心となる。しかし太閤検地も山野河海を田畠と同様に把握することはできず、農民の用益と紛争解決の在地的慣習を容認した。明治の地租改正にともなって、藩の直轄林とともに村の共有林は国有林として没収された。藤木『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、1997年、103-130頁、秋道、前掲書、113-151頁。ティロルにおいても共同体（共有地管理団体）は個々の農民の放牧地や森林利用を統制したが、領邦君主は中世末より、とりわけ森林に対する統一的な高権（レガリア）を主張し、農民の森林伐採を厳しく制限した。これに対する農民の強い不満は農民戦争時のメラン・インスブルック箇条にも現れている。Wopfner, *Bergbauernbuch* 3, S.534ff, 637ff.
- 3) ハイデッガーはラント裁判区ラウデックに関して、考察した15年間における共同体間の放牧地争いを4例としているが、内容には言及していない。Heidegger, a.a.O., S.131. W・バイムロールの個人的な教示によれば、個別の裁判記録のうち、重要と判断されたもののみが選択されて、フェアファッハブーフに収録されたという。しかし共同体間の和解契約のようなラント裁判区の重要事が稀にしか収録されなかった理由は、さしあたり不明という他はない。
- 4) Hölzl, S., *Die Gemeindearchive Kauns und Laudegg*, Tiroler Geschichtsquellen 14, 1984; Ders., *Die Gemeindearchive Arzl im Pitztal und Längenfeld*, Tiroler Geschichtsquellen 16, 1986; Ders., *Gemeindearchiv Anras*, Tiroler Geschichtsquellen 20, 1988; Ders., *Die Gemeindearchive des Bezirkes Landeck*, Tiroler Geschichtsquellen 31, 1991; Ders., *Die Gemeindearchive des Bezirkes Imst*, Tiroler Geschichtsquellen 35, 1995; Ders., *Die Gemeindearchive des Bezirkes Reutte*, 2 Teile, Tiroler Geschichtsquellen 37,38, 1997/98.
- 5) Zingerle, I.v./Inama-Sternegg, Th.v. (hg.), *Die tirolischen Weistümer I-IV*, 1875-1891; Grass, N./Finsterwalder, K. (hg.), *Tirolische Weistümer V* (I.Ergänzungsband: Unterinntal), 1966; Grass, N./Faussner, H.C. (hg.), *Tirolische Weistümer VI* (II.Ergänzungsband: Oberinntal), 1994.
- 6) 以下の叙述は、Stolz, Politisch-historische Landesbeschreibung von Tirol, S. 271-299による。
- 7) Ebenda, S.293.
- 8) 以下の叙述は、Ebenda, S.358-367による。
- 9) TW V, S.311-317.
- 10) TW V, S.332, Mieders.
- 11) Stolz, a.a.O., S.468-480. なおウルテン伯の「上イン溪谷」伯領（西部）の上級所有権（レーエン高権）はヴェルフエン家、ついでシュタウフェン家に属し、ウルテン伯家断絶後、シュタウフェン家がこの領域を再び掌握したが、その後シュタウフェン家の国王コンラート4世の寡婦エリーザベトを妻としたティロル伯マインハルト2世の支配下に入った。
- 12) Ebenda, S. 397.
- 13) 以下の叙述は、Ebenda, S.397-449による。
- 14) TW VI, S.12-13.
- 15) Stolz, a.a.O., S.447.
- 16) 以下の叙述は、Ebenda, S. 463-501による。

- 17) Bruckmüller, a.a.O., S.32-33.
- 18) TW VI, S.145, 180-81, 208-09.
- 19) 1407年から1587年まではフロインツベルガーHerren von Freundsbergがレーエンとして保有した。
- 20) 以下の叙述は、Stolz, a.a.O., S.511-536による。
- 21) ジルツの共同体と住民は、ここに挙げた31事例全体の中で、紛争当事者としては11例、調停人や証人として8例に関わっていたように、おそらく個々の共同体の住民は、こうした紛争と平和のための活動に頻繁に加わっていたと考えられる。
- 22) 以下の叙述は、Stolz, a.a.O., S.691-712; Lorenz, J., *Entwicklung der Wirtschaftsgemeinden im Gerichte Landeck=Ried: Tiroler Heimat* 7, 1926, S.30- 38 ; Heidegger, a.a.O., S.59ffによる。
- 23) Lorenz, a.a.O., S.33. ただし16、17世紀の刊行されたテキストでは、すでに各三分共同体がヴァイステューマーを持って現れている。TW II, S.286-307; Stolz, a.a.O., S.707.
- 24) Lorenz, a.a.O., S.36-38.
- 25) TW II, S.287-304.
- 26) 1825年の統計によれば、テーゼンスは3-6戸よりなる12のヴァイラーを含み、カウナーベルクは、28のヴァイラーおよび孤立屋敷からなっていた。Heidegger, a.a.O., S.61. なお17世紀初、30年戦争前の人口はこれより10パーセントから20パーセント少ない。
- 27) Vgl. Heidegger, a.a.O., S.82.
- 28) 以下の叙述は、Stolz, a.a.O., S.536-635による。
- 29) Ebenda, S.591-592. そのうち、上の共同体はシュテークSteeg, ホルツガウHolzgau, 中の共同体はエルビゲンアルプ、シュトックアハStockach, 下の共同体はエルメンElmen, ヘーゼルゲールHäselgehr, ヒンターホルンバハHinterhornbach, シュタンザハStanzach, フォルヒナハForchnachよりなる。
- 30) Ebenda, S.602.
- 31) ③④⑤⑥⑦⑩が調停人、立会人、証人を記していないのは、共同体文書要録の編纂者ヘルツルが採録しなかったからであるのか、オリジナル・テキストにも欠如しているのかは不明である。
- 32) 若曾根健治「報復としての差押えについて」『熊本法学』95、1999年、129頁以下および209頁以下を参照。ただしここで扱われているのは、フェーデ状況にある都市間において、相手都市の市民の財産を差押える報復的行為である。
- 33) 前章の注22)、およびHeidegger, a.a.O., S.59-81; Wopfner, *Bergbauernbuch* 2, S.133ff., 351ff.
- 34) Heidegger, a.a.O., S.78.
- 35) ただしラント裁判(集会)における農民個人間の紛争調停も、実質的には裁判区住民よりなる陪審や住民の証言に依存するという点で、このような共同体間紛争の調停のための集会と共通する一面を有したともいえる。
- 36) このようなラント裁判共同体の政治的機能については、Blickle, *Landschaften im alten Reich*, S.176-179. ラント裁判共同体による領邦議会への全権代表派遣については、1453年の全権委任の契約文書が十数の裁判区について現存する。それによれば、裁判集会において、参加した全住民によって選ばれた代表に全権が委任される場合と、裁判区内の各共同体の長または、陪審が代表(2名)を選ぶ場合とがあったようである。Stolz, *Die Landstandschaft der Bauern in Tirol, Urkunden-Beilagen*.
- 37) Meraner Artikel, Nr.2,10, Franz, G. (Hg.), *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges*, 1963, S.273-

275; Zuesatz zu Ynnsprugg, Nr.86; Wopfner(hg.), *Quellen zur Geschichte des Bauernkriegs in Deutschtirol 1525*, S.65.

- 38) 14世紀初ころまでの農民の軍役＝防衛義務が原則としてラント裁判区ないしイン溪谷、レヒ溪谷など大きな溪谷の枠内に限定されていたのも、農民の地域的アイデンティティと関連していたといえるかもしれない。Blickle, a.a.O., S.235. なおH・ランクルの近業によれば、農民が領邦議会身分とはならなかったバイエルンにおいても、15世紀後半以後、領邦君主直轄の地域行政単位であるHauptmannschaft, Obmannschaft（複数集落を含む徴税・軍役などの単位）において、農民の紛争や税負担に関する問題など様々な利害関係の調整が行われ、領邦役人との交渉が行われた。すなわちランクルは、バイエルン農民の共同体は中世末以後、国家への統合により自治や自律性を失ったとの通説を批判し、農民は領邦議会外に置かれてはいるが、新たな国家行政単位の枠内で活発な共同行為を行い、国家との相互関係を維持したというのである。その際にランクルは、農民の選抜軍役が重要な意味を持ったと考える。このような視点は、農民の領邦議会身分（ラントシャフト）が実現していない地域における、農村社会の共同体と国家の関係を考える上で有益である。Rankl,H., *Landvolk und frühmoderner Staat in Bayern 1400-1800*, Bd.1, 1999, S.45-55,146ff, 350-361.
- 39) Ch・プティ＝デュタイイ（高橋清徳訳）『西洋中世のコミューン』東洋書林、1998年。とくに高橋氏の解説「コムユーンと都市法」、132頁以下を参照。
- 40) Bosl,K., Eine Geschichte der deutschen Landgemeinde: Ders., *Frühformen der Gesellschaft im mittelalterlichen Europa*, 1964, S.425: auch vgl. Rankl, a.a.O., S.354.
- 41) Aubin,H., Zur Entwicklung der freien Landgemeinden im Mittelalter. Fehde, Landfrieden, Schiedsgericht: Franz,G.(hg.), *Deutsches Bauerntum im Mittelalter*, 1976, S.191-218, besonders 209ff.
- 42) Ruser,K., Die Talgemeinde des Valcamonica, des Frignano, der Leventina und des Lenio und die Entstehung der Schweizerischen Eidgenossenschaft: Maurer,H.(hg.), *Kommunale Bündnisse Oberitaliens und Oberdeutschlands in Vergleich*, Vorträge und Forschungen 33, 1987, S.117-151, besonders S.144ff. その際、ザンクト・ゴットハルト峠を挟むロンバルディア北部、ティチーノ（テッシン）の溪谷共同体がモデルになったという。スイス、ティロル、ロンバルディア北部などアルプス南北の諸地域において、顕著な自治機能を持つ溪谷共同体が存在したことは注目に値する。アルプス諸地域のこうした共同体および国家形成との関連を比較考察することは、今後の筆者の課題である。この点について、イタリア、スイス、サヴォイ、バイエルン、オーストリアの広義のアルプス地方について、自然環境と農業・牧畜、人口、集落形態、国家形成など多岐に渡るトランスナショナルな比較考察を続けているマテューの研究は、きわめて有益である。Mathieu,J., *Eine Agrargeschichte der inneren Alpen*. Graubünden, Tessin, Wallis 1500-1800, 1992; Ders., *Geschichte der Alpen 1500-1900*. Umwelt, Entwicklung, Gesellschaft, 1998.
- 43) Blickle, Friede und Verfassung. Voraussetzung und Folgen der Eidgenossenschaft von 1291, S.17-25, 36, 43.

（裁判文書、共同体文書の調査においてお世話下さった、ティロル州立文書館のマフレート・ルベルト博士に御礼申し上げる。）

# **Konflikte, Konfliktlösungen und Gemeinde in der bäuerlichen Gesellschaft Tirols im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit**

**Yoshihisa Hattori**

## **Einleitung**

Seit zehn Jahren scheint das Interesse der Historiker für Gewalt, Konflikte und Konfliktlösungen in verschiedenen Regionen und Zeiten immer stärker zu werden. Bei solchen Forschungen können zwei Aspekte bemerkt werden, nämlich die mikrohistorischen Aspekte einerseits, die den Charakter und Funktionen der Gewalt und der Konflikte im alltäglichen Leben in der Gemeinde interpretieren, und die makrohistorischen Gesichtspunkte andererseits, die die sich allmählich verstärkende Kontrolle des frühneuzeitlichen Staates über die Gewalt und Verbrechen betonen. Im vorliegenden Aufsatz werden Konflikte und Konfliktlösungen in der bäuerlichen Gesellschaft Tirols unter besonderer Berücksichtigung der Struktur und Funktion der Landgerichtsgemeinden betrachtet. Dadurch sollen die Beziehungen zwischen der bäuerlichen Gesellschaft(Gemeinde) und dem Staat im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit in ihren wechselseitigen Wirkungen erläutert werden.

## **I Konflikte, Gewalt und Staat im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit**

### **— Idee und Wirklichkeit der Sozialdisziplinierung —**

M.Weber betonte die Disziplinierung als ein Bauprinzip der modernen Gesellschaft, und G.Oestreich betrachtete mit dem Begriff „Sozialdisziplinierung“ den Prozeß der Herausbildung der gehorsamen Untertanen durch die frühmodernen Staaten. In bezug auf diesen weit verwendbaren Begriff hat H.Schilling neuerdings mit der eigenen Konzeption „Konfessionalisierung“ das Zusammenwirken der Staaten und der Kirchen zur Disziplinierung der Untertanen in den katholischen und evangelischen Ländern erklärt.



Mit Hilfe des Begriffes „Konfessionalisierung“ dürfte die etatistische Einseitigkeit der Oestreichs „Sozialdisziplinierung“ ausgeglichen werden und damit auch ein europaweiter Vergleich ermöglicht werden. Aber H.R.Schmidt kritisierte, daß „Konfessionalisierung“ immer noch eine stark etatistische Konzeption sei. Nach Schmidt kam „Sozialdisziplinierung“ zuerst von der Selbstdisziplinierung oder der Selbstregulierung der Gemeinde vor, die sich an der christlichen Ethik der Nachbarn orientierte. Schilling meint, daß die Sozialdisziplinierung von verschiedenen Ebenen wie Reich, Territorien und Gemeinden her in ihren wechselseitigen Wirkungen betrachtet werden, während Schmidt die Momente zur Disziplinierung von unten ergreifen will. Es könnte sehr nützlich sein, die Zusammenwirkung von Staat und Gemeinden zur Disziplinierung zu berücksichtigen, und die „Selbstdisziplinierung“ der Gemeinde ist auch weiterer Forschung wert, weil bisher die historische Bedingungen einer Gesellschaft zur Rezeption der Sozialdisziplinierung oder der Konfessionalisierung nicht genug erklärt worden sind.

Interessanterweise meinte Schmidt doch, daß auch die Selbstdisziplinierung nicht die Pazifizierung der Nachbarn der Gemeinde beschleunigte. Nach seiner Fallstudie vom Sittengericht der Gemeinden im Berner Gebiet vermehrten sich die behandelten Verbrechen der Bewohner (nicht nur die religiösen und moralischen Vergehen, sondern auch Gewalttaten, Beleidigungen, und andere kleinere kriminelle Delikte) bis ins 18. Jahrhundert. Historiker scheinen, wie van Dülmen oder Michanbred, meistens über die Wirkungen der Sozialdisziplinierung auf die Gesellschaft skeptisch zu sein. „Sozialdisziplinierung“ könnte zwar eine Idee des sich ausbildenden Staates bzw. der Obrigkeit einer Gemeinde sein, aber sie mußte mit ein paar hundert Jahren rechnen, um in die Gesellschaft wirklich rezipiert zu werden.

## **II Konflikte und Gewalt in der bäuerlichen Gesellschaft im Mittelalter und in der frühen Neuzeit**

### **(1) Ehre und Gewalt in der bäuerlichen Gesellschaft**

Die neueren Arbeiten für die Sozialgeschichte in Deutschland zeigen, daß der bäuerliche Alltag im Mittelalter und in der frühen Neuzeit voll mit Gewalttätigkeiten war.

Diese alltäglichen Gewaltakte der Bauern wurden oft von einer Verletzung der Ehre verursacht. Die Ehre funktionierte in der bäuerlichen Gesellschaft, um mit P.Bourdieu zu sprechen, als symbolisches Kapital. Die Menge der Ehre des Individuums wurde durch die gegenseitigen Beziehungen mit den anderen vermehrt und verringert wie das Kapital. Die Bauern bemühten sich, die Ehre als Kapital anzuhäufen und reagierten empfindlich auf die Verringerung ( Verletzung ) dieses Kapitals. Die Ehre des Individuums bestimmt seine soziale Stellung in der Gesellschaft und beeinflusst auch die berufliche Tätigkeit. Derartige Ehre wurde immer in der Öffentlichkeit des Dorfes zur Schau gestellt. Daher mußte die verletzte Ehre schnell wiederhergestellt werden, und dabei wurde oft gewaltsame Vergeltung als das wichtigste Mittel der Ehrenrettung geübt. In diesem Sinne funktionierte die Ehre als ein Medium, das die soziale Verhältnisse und die Kommunikation in der bäuerlichen Gesellschaft bestimmte. Konflikte waren in dieser Gesellschaft ein strukturelles Element. Es ist deswegen verständlich, die ländliche (und städtische) Gesellschaft im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit mit dem Begriff „Konfliktskultur“ (S.Burgharts), oder dem Begriff „agonale Kultur, agonale Kommunikation“ ( R.Walz) zu charakterisieren.

Die Ehre und die damit verbundene Gewalt(Fehde) waren auch ein Charakteristikum des adeligen Lebens. Die Ehre der Adeligen war mit dem Haus(Geschlecht ), Ämtern, der militärischen Tapferkeit u.a. eng verbunden. Bauern lebten, anders als die Adeligen, in der verdichteten Kommunikation mit der Nachbarschaft einer Gemeinde zusammen. Es wäre sehr wichtig, die konkreten Lebensverhältnisse der Bauern in einzelnen Gegenden näher zu betrachten, und damit zu erläutern, welche soziale und materielle Elemente, welche Handlungen die Ehre der Bauern vermehrten oder verletzten und was für eine Bedeutung die Ehre für ihre Lebensbedingungen hatte.

## (2) Fehde der bäuerlichen Gesellschaft

Nach der allgemeinen anerkannten Meinung der Rechtshistoriker verloren die Bauern das Fehderecht, als sie vom vollständigen Waffenrecht ausgeschlossen wurden. Wie war es in der Wirklichkeit im bäuerlichen Alltag im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit ? Nach O.Brunner wurde die Fehdeansage den Bauern strikt verboten, aber die Blutrache

wurde ohne ständische Einschränkung allen Leuten erlaubt. Wurden beide Kategorien der Gewalttaten tatsächlich unterschieden? In den normativen Quellen waren die Bauern zur Fehde nicht berechtigt. Aber, wie oben gesagt, hatten die Konflikte zwischen Bauern einige Gemeinsamkeiten mit der ritterlichen Fehde. Die neu erschienene Forschung von J. Peters hat bewiesen, daß eine Menge von Gerichtsakten von Brandenburg im 16. Jahrhundert die Fehde von nichtadeligen, d.h. „Leute-Fehde“ behandeln. Nach Peters waren die Gewaltakte der gegen die Herren, Beamten und Obrigkeit streitenden Bauern in ihrem Bewußtsein die gewohnheitsmäßige und in diesem Sinne richtige Maßnahme zur Ehrenrettung.

Wie Brunner selbst erwähnt, ist in den österreichischen Weistümern manchmal von Gewalttaten die Rede, die als „erber sache“ genannt werden und daher uns eine Art Fehde vorstellen. In den Rechtsordnungen wurde es hauptsächlich vom ständischen Interesse der Herrschaft her den Bauern verboten, nach der ritterlichen Art und Weise (z.B. Ansage) Fehde zu treiben. Es ist daher nicht von Bedeutung, vom rechtsgeschichtlichen Gesichtspunkt her feststellen zu versuchen, ob die Bauern Fehderecht hatten. Es würde nützlicher sein, die Bedeutung und Funktion der Gewalttaten der Bauern in den verschiedenen Gewalten inklusive der (ritterlichen) Fehde in der damaligen Gesellschaft im Vergleich zu betrachten.

Da der sozialen Ordnung der bäuerlichen Gesellschaft die Ehre als eine außerrechtliche Norm zugrundelag, scheint die Herrschaft, nämlich die Gerichtsobrigkeit auch bei der Behandlung der tätlichen Sachen inklusive des Totschlags diesen normativen Wert der Bauern berücksichtigt zu haben. Der herrschaftliche Richter förderte eher die Versöhnung der streitenden Parteien als das strikte strafrechtliche Verfahren.

Man kann in verschiedenen Rechtsquellen das Zeugnis dafür finden, daß die Obrigkeit gegen die mit Ehrenhändel verbundenen Gewaltsamkeiten besonders glimpflich verfuhr. Die Gerichtsobrigkeit scheint derartige Konflikte zwischen Bauern nicht direkt kontrolliert zu haben. Von den niederösterreichischen Weistümern sollen dazu einige Beispiele angeführt werden. Nach einem Weistum von den Märkten Melk und Ulrichskirchen (15. Jahrhundert) wurde es verboten, die Hilfe von außen anzurufen, wenn die Bewohner „zukriegen“. Also, „zukriegen“ selbst wurde nicht verboten. In Molln/Weiten sollten der Richter und der Rat, wenn ein „Krieg“ zwischen Bauern begann,

die Gemeinde überwachen, um die „arme leut“ zu schützen. Merkwürdigerweise kontrollierte der Richter in diesen Fällen selbst den Streit ( Fehde?) nicht. In Weistümern von Nieder- und Oberösterreich findet man oft die Bestimmung, daß der Richter einen Bewohner mit Vermögen von mehr als 32 Pfund wegen der „erbar sache“ nicht festnehmen soll. 32 Pfund ist ein Betrag von Sühnegeld für den Totschlag, und daher bedeutet „erbar sache“ den Totschlag in einem fehdeähnlichen Streit. Ein Weistum von der Hofmark Steyr in Oberösterreich (16. Jahrhundert) lautet: Wenn man einen im ehrbaren Streit getötet hat, soll er nur Strafgeld von 60 Pfennig zahlen und sonst ist er dafür nicht mehr verantwortlich. Der Richter soll ihn anrufen, nur wenn die Hinterlassenen beim Richter das verlangten. Der Richter verfuhr also gegen den Totschläger nur nach dem Willen der Hinterlassenen. Wenn die beiden Parteien sich versöhnten, war der Täter vor der Obrigkeit nicht mehr schuldig als einen kleinen Geldbetrag. Derartige Verfahren der Gerichtsobrigkeit, die immer nach dem Willen der Betreffenden ausgerichtet wurden, sind oft in den Bestimmungen über den Totschlag in Weistümern zu finden.

Wie die klassische Arbeit von P.Frauenstedt für „Totschlagsühne“ erläutert, war das strafrechtliche Prinzip, den Totschläger als Verletzer des öffentlichen Friedens und der staatlichen Ordnung streng zu bestrafen, im 16. Jahrhundert noch nicht durchgesetzt. Die anderen Rechtsordnungen bestimmen die Verweisung des Totschlägers aus der Gemeinde (Stadt, Gerichtsbezirk, Land) für eine bestimmte Frist. Die Absicht solcher Verweisung ist die, den Täter vor der Rache der Hinterlassenen zu bewahren, und inzwischen die Sühne zu fördern. Nach der Versöhnung konnte der Täter in seine Gemeinde zurückkehren. Um die Kette der Rache zwischen den Parteien zu sprengen und die friedliche Verhältnisse in der Gemeinde wiederherzustellen, wurde die Sühne als das wichtigste Mittel angesehen. Alles in allem berücksichtigte und respektierte die Obrigkeit die mit der Ehre eng verbundene soziale Ordnung und verfuhr auch mit den oft von Ehrenhändel verursachten Konflikte glimpflich, obwohl sie Gewaltsamkeiten begleiteten.

Einige neueren Fehdeforschungen aus dem funktionalistischen Aspekt her erklären die Bedeutung der Fehde wie folgt: Die adelige Fehde war eine Strategie, mit der man seine Rechtsprobleme offenkundig macht und den Gegner zur Verhandlung zwingt. Der Absagebrief war in diesem Sinne die letzte Aufforderung zur Sühne. Die Fehde setzt

daher immer die gütlichen Mittel der Konfliktlösung wie Gericht und Sühne voraus. Die Fehde und Sühne als eng miteinander zusammenhängende Institutionen konnten zur sozialen Regulierung beitragen, die durch das Recht und Strafe nicht ausreichend geführt wurde. Diese Interpretation der Fehde könnte gewissermaßen auch für Gewaltanwendung in der bäuerlichen Gesellschaft gelten. Die Gewalttaten der Bauern waren manchmal ein Mittel zur Ehrenrettung und der Gewalttäter konnte nicht nur die gerichtliche, sondern auch außergerichtliche Verhandlung und Sühne durch die Vermittlung der Nachbarn erwarten. In diesem Sinne standen Konflikte und Sühne im engen Zusammenhang mit der nachbarschaftlichen Kommunikation in der Gemeinde.

Diese autonome Funktion der Konfliktaustragung in der bäuerlichen Gemeinde wurde von der Obrigkeit anerkannt oder meistens mit Stillschweigen übergangen. In den österreichischen Weistümern vom 17. Jahrhundert findet sich aber ab und zu die Vorschrift, daß die außergerichtliche Verhandlung und Sühne nur mit der Bewilligung der Obrigkeit betrieben werden dürfe. Die tatsächliche Wirksamkeit derartiger Kontrolle der frühabsolutistischen Staaten müßte aber in den einzelnen Ländern mit verschiedener sozialer und herrschaftlicher Struktur näher betrachtet werden.

### (3) Waffenrecht der Bauern

Zu dem ein bißchen kuriosen Thema „das Waffenrecht der Bauern“ in Deutschland haben wir, ausgenommen von der alten Arbeit von Hans Fehr, keine neuere Forschung zur Verfügung. Nach einigen Lehr- und Handbüchern der Rechtsgeschichte wurden die Bauern schon im Hochmittelalter des Waffenrechts und daher auch des Fehderechts beraubt, und dafür waren sie durch den besonderen Frieden geschützt, nämlich sie wurden auch in der Fehde ihrer Herren verschont. Eine derartige Beschreibung ist aber fraglich. Im Landfrieden und anderen Rechtsordnungen im Mittelalter waren die Bestimmungen des Waffenrechts der Bauern nicht beständig.

Das Verbot der ritterlichen Bewaffnung der Bauern in einer Friedensordnung Barbarossas zeigt die Sorge des Herrschers für die Bewahrung der ständischen Ordnung. In diesem Zusammenhang enthält der Landfriede von Bayern im Jahre 1244 einige bedeutende Bestimmungen. Danach durften die Bauern am Kirchtag bestimmte Waffen

tragen, und nur den Hausherren wurde erlaubt ein Schwert ( ritterliche Wehr ! ) zu tragen. Das Waffentragen war mit der Ehre und dem Prestige der Bauern und deren Präsentation in der dörflichen Gesellschaft eng verbunden. In der Kontrolle der Waffen berücksichtigte die Landesregierung die soziale Bedeutung der Waffen für die Bauern.

Auch im spätmittelalterlichen Landfrieden wurde die Bauern als ganze nie unter besonderen Schutz (Frieden) gestellt und das Waffenverbot von Bauern erschien eher selten. Die Gründe dafür werden so erklärt wie folgt. Im Spätmittelalter wütete die Fehde und andere Gewaltakte allenthalben in der ländlichen Gesellschaft. Der Sonderfriede für die Bauern wurde ab und zu höchstens in einer bestimmten Situation (z.B. bei der Feldarbeit ) und in bestimmten Räumen (in Asylen) hergestellt. Aber damals waren auch die bäuerlichen Gemeinden schon voll entwickelt, und die Landesregierung benutzte die Verteidigungsfähigkeit dieser Gemeinden zur Bewahrung der Sicherheit. Als ein wichtiges Beispiel dafür läßt sich die Gerichtsfolge, d.h. die Pflicht der Bauern zur Verfolgung des Verbrechers nach dem Anruf von Richter anführen. In den Landfriedensordnungen seit dem 12. Jahrhunderts kam oft die Bestimmung, daß die Bauern für die Gerichtsfolge allerei Waffen im Haus bewahren können und sollen. Die Entwicklung des Milizwesens seit dem Spätmittelalter in Bayern, Tirol und anderen Ländern zeigt auch die Bedeutung des Waffendienstes der Bauern für die werdenden Staaten. Selbstverständlich finden sich auch in den österreichischen Weistümern zahllose Bestimmungen über das Waffentragen der Bauern.

Kurz gesagt konnte die Staatsgewalt im Mittelalter und in der frühen Neuzeit weder das Waffenverbot der Bauern durchsetzen, noch den Sonderfrieden für sie bewahren. Der Staat benötigte eher den Waffendienst der Bauern, und daher wurde Waffenbesitz und unter bestimmten Bedingungen auch das Waffentragen den Bauern erlaubt.

#### (4) Die dörfliche Fehde ? Japan und Deutschland im Vergleich

Die bäuerlichen Gemeinden erschienen in Japan schon im Hochmittelalter als soziale und wirtschaftliche Verbände mit einem bestimmten Zusammenhalt. Im 15. und 16. Jahrhundert, wo der Schogun (militärischer Oberbefehlshaber in Japan) die Herrschaftsgewalt verlor und die lokalen Machthaber sich gegenseitig bekämpften, gab es

oft Konflikte zwischen Dorfgemeinden um die Gemarkung der Allmenden. Nach den Beschreibungen der Zeitgenossen kämpften die Bauern mit verschiedenen Waffen gegeneinander und solche Konflikte forderten manchmal nicht wenige Opfer. Damals war die Selbsthilfe eine weit verbreitete Gewohnheit in der bäuerlichen Gesellschaft. Bei einem Konflikt konnte ein Dorf oft die Unterstützung anderer Dörfern erwarten und benachbarte Dörfer bemühten sich auch, wenn die Konflikte zu einer wirklich gefährlichen Phase eskalierten, den Streit zu schlichten. In der bäuerlichen Gesellschaft gab es also das von der Herrschaft unabhängige Netzwerk für Konflikt und Friede.

In Deutschland sind aber solche Konflikte zwischen Dörfern um die Allmende bisher fast gar nicht quellenmäßig untersucht worden. Gab es auch im alten Reich derartige intergemeindliche Konflikte? Wenn ja, mit welchen Mitteln wurden diese Konflikte ausgetragen? Welche Rolle spielte die staatliche Gerichtsobrigkeit zur Wiederherstellung der regionalen Ordnung?

### **III Die ländliche Gesellschaft und Landgerichtsgemeinde in Tirol**

#### (1) Gewalt, Konflikte und Gemeinde

Schon im spätmittelalterlichen Tirol hatte der Landesherr eine überwiegende Verwaltungsgewalt über „Land und Leute“ ausgebildet. Der Landesherr konnte auf der Grundlagen des Landgerichtes die Bauern weitgehend als Untertanen fassen und schützen, während die Adeligen, anders als die in den östlichen Ländern Österreichs, ihre eigene Herrschaft mit Gerichtsbarkeit nicht entwickeln konnten. Diese Herrschaftsstruktur Tirols beförderte die günstige soziale und wirtschaftliche Stellung der Bauern und ermöglichte auch die Landschaft der Bauern.

Bekanntlich hat P.Blickle in seiner anregenden Konzeption von „Kommunalismus“ die staatlichen Funktionen der Landgerichtsgemeinde Tirols beispielhaft gezeigt. Für Blickle muß diese Gemeinde vor allem ein Friedensverband sein, wo die Bauern gegenüber dem Landesherrn durch Diskussion den politischen Willen bilden und äußern konnten. Waren die Gemeinden mit „staatlichen Funktionen“ (Landschaft) eine dem Rechtsstaat ähnliche Institution?

Die Bauern in Alpentälern (Eidgenossenschaft, Tirol, Tessin in der Lombardei u.a.) waren im allgemeinen waffenfähig und schätzen ihre Ehre hoch, die wahrscheinlich mit ihrem selbständigen Betrieb(Haus/Hof) und der begünstigten Stellung eng zusammenhing. In diesem Zusammenhang soll auch der Militärdienst und das Waffenrecht der Bauern in Betracht kommen.

Das Aufgebot der Bauern wurde in der Zeit der Kriege gegen die Türken gut organisiert und das Landlibell Kaiser Maximilians von 1511 legte der Landesverteidigung Tirols bis zum Ende des alten Reichs das regelmäßige Aufgebot aus den einzelnen Gemeinden zugrunde. Die militärische Tapferkeit der tiroler Bauern als Fußvolk und Schützen war schon in der Geschichte genug bewiesen worden. Es liegt daher nahe, daß das Waffenrecht der Bauern, wie im Landlibell niedergeschrieben, vom Staat weitestgehend anerkannt war. Sie trugen Waffen oft im Alltag. Wie die Weistümer von einigen Gemeinden in Tirol zeigen, konnten die Bauern beim Taiding den Degen und andere Waffen wie das Seitenwehr tragen, und auch sonst trugen sie Waffen bei der Rechtshandlung, weil Waffen zu ihrer Festkleidung gehörten und männliche Ehre repräsentierten. Im Hausinventar der Bauernhöfe in der frühen Neuzeit findet sich oft der Eintrag über verschiedenen Waffen wie Schwert, Lanze, Panzer, Armbrust und Büchse. Die Waffen waren ein symbolisches Vermögen und daher wurden sie mit dem Haus zusammen als Kern der familiären Ehre durch die Generationen vererbt.

Aus dem Waffenbesitz und dem Waffentragen der Bauern im Alltag kann man nicht ohne weiteres auf die Häufigkeit von Gewalttaten mit Waffen in dieser Gesellschaft schließen. Trotzdem erwähnen und deuten eine Menge von Rechtsquellen Tirols die häufigen Gewaltsamkeiten, die Sitte der Selbsthilfe und Rache der Bauern an. Die Absage (Ansage der Fehde) der Bauern wurde zwar in der Landesordnung von 1532 verboten, aber der Absager konnte sich rechtfertigen, indem er bewies, daß seine geschädigten Rechte durch die Gerichtsobrigkeit nicht wiederhergestellt wurden. Nach den tiroler Weistümern des 15. und 16. Jahrhunderts durfte ein Bauer merkwürdigerweise, wenn ein anderer seine Besitzrechte schädigen wollte und das Gericht seine Pflichten nicht wahrnahm, mit Hilfe der Verwandten die Häuser des Gegners niederbrennen und sogar den Gegner töten. Es gibt sonst ziemlich viele Bestimmungen der Weistümer über die blutige Selbsthilfe. Einige davon schreiben deutlich das Verbot dieser Sitte vor, aber die



Wiederholung dieses Verbots deutet die tatsächliche Häufigkeit dieser Gewalttaten an.

Wenn man solche Wirklichkeit der bäuerlichen Gesellschaft erkennt, muß man fragen, in welcher Beziehung die politischen Befugnisse der bäuerlichen Gemeinden in Tirol mit Gewalt und Konflikte im bäuerlichen Alltag standen. Bevor diese Frage in den folgenden zwei Kapiteln durch Gerichtsquellen und Gemeindearchivalien erörtert wird, soll zuerst die soziale und agrarwirtschaftliche Struktur der Landgerichtsgemeinde näher betrachtet werden.

## (2) Struktur der Landgerichtsgemeinde

Wie man in den früheren Arbeiten von H.Wopfner, O.Stolz und von der neuen Forschung von P.Blickle sieht, konnten die meisten Bauern in Tirol unter dem Schutz der Landesfürsten günstige Besitzrechte und den relativ freien persönlichen Stand genießen. Die Struktur und die sozialen Verhältnisse der bäuerlichen Gemeinde scheinen aber bisher noch nicht genug erklärt worden zu sein. Der Bezirk des Landgerichts in Tirol hatte seinen räumlichen Ursprung teils in der geteilten Grafschaft des Hochmittelalters, teils in den von Landesherrn zusammengesetzten verschiedenen Herrschaftsrechten wie Vogtei und war in der früheren Zeit oft eine große Urfarre. Im Spätmittelalter war der Landgerichtsbezirk die Einheit der Steuererhebung, des Aufgebots und der Vertretung zum Landtag. Das Landgericht behandelte auch den Rechtsstreit zwischen Bauern und adeligen Grundherren. Nach der Landesordnung sollten die Bewohner des Landgerichtsbezirkes alle Rechtshandlungen vor ihrem Landgericht führen. Daher galt das Landgericht den Bewohnern als eine maßgebende öffentliche Instanz.

In einem relativ größeren Gerichtsbezirk gab es mehrere kleinere Gemeinden, die ihrerseits aus einem Dorf oder aus mehreren Weilern bestanden. Der Pfleger war ein vom Landesfürsten ernannter oberster Verwalter der Gerichtsgemeinde, und ernannte selbst den Richter in seinem Gericht. Das Landgericht wurde als Land(gerichts)taiding, d.h. Gerichtsversammlung der gesamten Haus- und Hofbesitzer des Bezirks zweimal bzw. dreimal im Jahr abgehalten. Neben dem Landgerichtstaiding mit der Hochgerichtsbarkeit (Malefizgericht) gab es auch in den einzelnen kleineren Gemeinden innerhalb des Landgerichtsbezirks ein Gerichtstaiding mit der Niedergerichtsbarkeit. Die

Landesordnung von 1481 schreibt vor, in jedem Gericht zwölf „Geschworene“ (Beisitzer) anzustellen. Danach wurde die Dingpflicht der Bewohner allmählich durch die Urteilsfindung der Geschworenen ersetzt. Das Geschworenengericht wurde zu jederzeit nach der Klage der Bewohner abgehalten. Die Rechtsweisung durch die versammelten Bauern wurde im Verlauf des 16. Jahrhunderts seltener.

Die Tiroler Landgerichtsgemeinde war vom geographischen Gesichtspunkt her eine Talgemeinde und im Hochmittelalter wirtschaftlich oft eine „Markgenossenschaft“, die einige größere Almen und Weiden und Wälder gemeinsam benutzten. Schon im Spätmittelalter bestanden im Landgerichtsbezirk außer alten Hauptsiedlungen eine Anzahl von Dörfern, Weilern und Einzelhöfen und diese kleinere Gemeinden beanspruchten ihr eigenes Eigentum- bzw. Nutzungsrecht an Alm und Weide. Insbesondere im 15. und 16. Jahrhundert war die Viehzucht in Tirol wegen des Bevölkerungszuwachses intensiviert worden und die Weide wurde für die Bergbauern immer wichtiger. Infolgedessen wurde oft die Teilung der alten größeren Weide zwischen Gemeinden durchgeführt. Aber trotzdem war es immer noch schwer, die Gemarkung der so geteilten Weiden festzustellen und noch im 15. und 16. Jahrhundert wurden nicht wenige Weiden von mehreren Gemeinden gemeinsam benutzt. Bauern wanderten im Landgerichtsbezirk weitläufig um ihr Vieh auf die Bergweiden zu treiben und kamen dabei in Kontakt miteinander. Infolgedessen gab es manchmal Reibereien zwischen ihnen um die Grenze und Benutzung der Weide. Das waren allgemeine Gründe für die Konflikte zwischen Gemeinden, die im Kapitel V behandelt werden.

#### **IV Konflikte und Konfliktlösungen zwischen Bauern**

##### **(1) Verfachbuch**

Seit der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts wurde in jedem Gericht Tirols das „Verfachbuch“ vom Gerichtsschreiber geführt. Die in den meisten Landgerichten bis ins 19. Jahrhundert geführten Verfachbücher enthalten nicht nur die Gerichtsprotokolle, sondern auch Eintragungen von sehr verschiedenen Rechtshandlungen der Bewohner und funktionierten auch als Grundbücher bzw. Notariatsregister. Das Vorkommen der

Verfachbücher wurde wahrscheinlich dadurch beschleunigt, daß die Gerichtsversammlung allmählich durch das unter Ausschluß der Öffentlichkeit abgehaltene Geschworenengericht ersetzt wurde, daß die Buchung an Stelle der bisherigen gemeinsamen Handlung der Nachbarn als ein neues Beweismittel des Urteils benötigt wurde. In den Gerichtsprotokollen von Verfachbüchern sind der Inhalt der Klage, die Antwort des Beklagten, die ausführliche Zeugenaussage und das Urteil aufgeschrieben. Deswegen sind die Verfachbücher eine Fundgrube nicht nur für die Forschung der Konflikte der Bauern, sondern auch für die Sozialgeschichte des bäuerlichen Alltags im allgemeinen.

Von den angeführten Gerichtsprotokollen vom Landgericht Lienz (Osttirol) und Steinach zwischen 1566 und 1600 lassen sich einige Charakteristika hervorbringen wie folgende.

## (2) Ehre und Gewalt

Die behandelten Gerichtsfälle sind meistens Raufhändel, körperliche Verletzungen und andere Streitfälle, die von der Ehrenkränkung verursacht wurden. Am häufigsten wurden die Gewalttaten beim Zechen im Wirthaus und bei anderen Zusammenkünften wie Tanz am Kirchtage, wohin die Bauern oft „wöhr“ mitbrachten, begangen. Diese Konflikte wurden manchmal von der Beleidigung durch Worte verursacht. Dabei scheinen die gereizten Bauern, und besonders die Jungen ganz leicht zu Gewalttaten mit Waffenanwendung überzugehen. Beleidigung und Raufhandel mit Gewalt wurde aber auch von den Hausherrn auf den Dorfgassen begangen. Durch die Zeugenaussagen wurde gegebenenfalls eine lange Vorgeschichte des Konflikts erläutert. Besonders hinter den Konflikten zwischen Hausfrauen oder Familien waren oft die nachbarschaftlichen Schuld- und Abhängigkeitsbeziehungen, die in der bäuerlichen Wirtschaft unentbehrlich waren. Diese Beziehungen erzeugten unter Umständen Mißtrauen und Spannungen.

Ehrenverletzungen verursachten nicht selten einen langwierigen fehdeähnlichen Streit zwischen den Gegnern und ihren Verwandten. Die Gerichtsobrigkeit behandelte solche Ehrenhändel daher vorsichtig und vermied eine einseitige Bestrafung.

### (3) Gerichtliche Sühne

Nach Klage, Antwort und Kundschaft (Zeugenaussage) bemühte sich der Richter normalerweise mit den Geschworenen die streitenden Parteien zu versöhnen, indem er mittels Gerichtsfrieden einem oder den beiden Betreffenden die Entschädigung über die körperlichen Verletzung und Beleidigung und manchmal auch die öffentliche Abbitte anordnete. In einigen hier gezeigten Fällen beförderte das Gericht wiederholt gütlichen Vergleich zwischen Parteien, obwohl eine der Partei ihn verweigert hatte. Wenn die Parteien einem Vergleich zustimmten, sollten, laut des Gerichtsentschieds, Ehre und guter Ruf der beiden Parteien gehalten werden. Die Sühne war ein unvermeidliches Mittel zum Wiederherstellung der friedlichen Beziehungen von Nachbarn in der Gemeinde und das Ziel der Parteien beim Gericht war es, einen möglichst vorteilhaften Vergleich zu ziehen.

Das Prinzip der Sühne gilt auch für den Totschlag. Ein Junge im Landgericht Lienz, der im Raufhandel einen anderen getötet hatte und nach einer achtjährigen Flucht gefangen wurde, wurde als Vorbedingung zur Sühne mit den Hinterbliebenen dazu verpflichtet, Reuegefühl zeremoniell und öffentlich in der Kirche und vor dem Grab des Getöteten zu zeigen und 52 fl. dem Vater des Opfers zu zahlen. Er war aber sonst nichts der Obrigkeit schuldig. Die Malefizordnung von Kaiser Maximilian I. von 1499, die die strengere Durchführung des Kriminalgerichts in Tirol anordnete, war auch nach 200 Jahren noch nicht verwirklicht worden.

### (4) Außergerichtliche Sühne

Selbstverständlich wurden in Gerichtsprotokollen prinzipiell nur die Verhandlungen im Gericht eingetragen. Aber von den Beschreibungen des Verlaufs der Konflikte merkt man, daß die Bauern oft die außergerichtliche Verhandlung und Sühne bevorzugten. Ein Vorteil dieser privaten Sühne war der, daß man damit die Gerichtskosten sparen konnte. Diese Verhandlungen wurden meistens im Wirthaus mit Hilfe der Nachbarn geführt. Nach den Forschungen M.Heideggers wollte das der Pfleger vom Gericht Laudegg mit

dem Strafgeld 1582 verbieten, ohne Vorwissen und Erlaubnis der Obrigkeit den außergerichtlichen Vergleich zu betreiben. Aber ein Wirt, der diese Verhandlung der Streitenden tatsächlich in seinem Wirthaus führte, sagte kritisch, daß das Verbot seinem Rechtsempfinden widersprach. Der Wirt wurde zwar verpflichtet, Strafgeld zu zahlen, aber der Pfleger mußte das Verbot von dato an für zwei Jahre aufheben.

Durch den Überblick über die Gerichtsprotokolle von Verfachbüchern wird es fraglos, daß die Gerichtsbewohner das Gericht im alltäglichen Leben im eigenen Interesse benutzten. Aber die gerichtliche Verhandlung sollte für sie nicht ein Zwang sein. Sie wollten in den jeweiligen Situationen das Gericht oder die außergerichtliche Sühne wählen. Es konnte diese Wahl bestimmen, ob der Betreffende genug gute Freunde und Verwandtschaft hatte, die ihn unterstützen würden, und ob er ein Vermögen zur Sühne hatte. Demnach wurde die Möglichkeit der Konfliktlösungen durch die sozialen Beziehungen, die Kommunikation, die soziale und wirtschaftliche Stellung des Betreffenden im Dorf bestimmt. Jedenfalls war die soziale Ordnung in den bäuerlichen Gemeinden in der frühen Neuzeit, inklusive der Konflikte, Gewaltanwendung und Konfliktlösungen, noch nicht so weit von der Obrigkeit kontrolliert. Der Staat und seine Gerichtsobrigkeit berücksichtigten und respektieren diese autonome Funktion der Bewahrung der sozialen Ordnung der Bauern.

H.R.Schmidt hat durch eine langfristige statistische Untersuchung festgestellt, daß die Konflikte und Gewalttaten im ländlichen Bezirk der Schweiz mit der agrarischen Konjunktur zusammenhängen. In dem vorliegenden Aufsatz werden nicht genug Gerichtsfälle im längeren Verlauf aufgenommen, um sie statistisch zu analysieren. Aber der beträchtliche Bevölkerungszuwachs, die Intensivierung der Benutzung von Alm und Weide und die damit zusammenhängenden Reibereien zwischen Nachbarn sollen als allgemeine Gründe für die häufigen Ehrenhändel und Gewalttaten der Bauern im 15. und 16. Jahrhundert berücksichtigt werden. Die Ehre der Bauern war mit ihrem selbständigen Betrieb (Haus, Hof) verbunden. Der Hausherr würde eventuell auch seinem Nachbarn gegenüber feindlich sein, um sein Haus und seine Ehre zu verteidigen.

## V Konflikte zwischen Gemeinden und ihr Austrag

Wie oben gesagt, sind die Konflikte zwischen bäuerlichen Gemeinden bisher weder in Deutschland noch in Österreich von Historikern als Gegenstand aufgenommen worden. Auch frühere große Historiker von Tirol, wie O.Stolz und H.Wopfner haben darüber keine bedeutende Forschungen vorgelegt. Hatte man keine Quellen über solche Konflikte zur Verfügung ?

In den Gemeindearchiven jedes Landgerichts sind eine Menge von Sühneverträgen zwischen Gemeinden überliefert. Diese Vertragsurkunden sind zum Teil in die neue Ausgabe der tirolischen Weistümer und zum Teil in die von S.Hölzl bearbeitete Reihe für die Protokolle der Urkunden von Gemeindearchiven aufgenommen. Aber der größte Teil lässt sich nur im Original im Tiroler Landesarchiv oder in einzelnen Gemeindearchiven untersuchen. In diesem Kapitel sind insgesamt 87 Vertragsurkunden in 7 Landgerichten behandelt. Sie sind teils von Weistümern und Protokollen von Hölzl, teils aber von Originalen aufgenommen. Hier sollen nur die Ergebnisse gezeigt werden. In den Karten werden die streitenden Gemeinden mit ⊗, und die Gemeinden, deren Bewohner bei der Sühne anwesend waren, mit ● gezeigt.

### (1) Konflikte zwischen Gemeinden im Landgericht Steinach und Sonnenburg(Stubai)

Für diese Landgerichtsbezirke werden 15 Urkunden von Sühneverträgen aufgezeigt. Konflikte zwischen Trins und Gschnitz im Landgericht Steinach um Benutzung des Wegs zur Weide 1471, und um Weidenutzung 1630, wurden vom Landrichtter mitsamt je 4-8 Bewohnern der benachbarten Gemeinden als Vermittler ausgetragen. Der Streit zwischen Mutters und Natters um Wald- und Weidenutzung wurde 1434 vom Abt von Wilten mitsamt den von beiden Parteien gewählten „erber“ Leuten geschlichtet. Der Konflikt zwischen Fulpmes, Mieders und Neustift um Holz, Weide und Wiese im Gericht Stubai konnte vom Richter nicht ausgetragen werden und danach erst durch die Vermittlung der von beiden Parteien in Namen des Waldmeisters gewählten „erber und weise“ Leute geschlichtet werden. Im allgemeinen lässt sich erkennen, daß die benachbarten

Gemeinden bei wiederholten derartigen Konflikten um Nutzung und Gemarkung von „wun und weide, holz, wise“ meistens die Vermittlung der Nachbarn eine entscheidende Rolle zur Wiederherstellung der „guten, freundlichen, nachbarlichen“ Beziehungen spielte.

(2) Konflikte zwischen Gemeinden im Oberinntal: Landgericht Hörtenberg, St.Petersberg, Imst.

Für diese Bezirke werden insgesamt 35 Urkunden von Vergleichsverträgen betrachtet. In jedem Landgerichtsbezirk gab es im Früh- und Hochmittelalter größere Gemeinschaften zur gemeinsamen Nutzung von Alm, Weide und Wald. Solche Gemeinschaften hatten ihren Ursprung zum Teil in der grundherrschaftlichen Organisation und bedeckten räumlich einen guten Teil oder zumindest den wichtigsten Teil des Gerichtsbezirkes. In der Ebene des Oberinntals waren aber Siedlungen schon im Hochmittelalter relativ dicht verteilt und seitdem gab es oft Konflikte um Weidenutzung. Wie oben erwähnt, wurden infolgedessen die größeren Almen und Weiden zwischen Siedlungsgemeinden geteilt, trotzdem gab es Konflikte um Grenzen u.a. immer wieder.

Im Gerichtsbezirk Hörtenberg geraten Polling, Flaurling, Oberhofen und Pfaffenhofen, die einst zu einer Weidegemeinschaft gehört hatten, im 16. Jahrhundert häufig um die Weidenutzung miteinander in Konflikt. Laut Weistümern im 16. und 17. Jahrhundert brachten diese Konflikte den streitenden Gemeinden große Schäden und belasteten nicht nur die betreffenden sondern auch ihre Nachbarn schwer. Deswegen bemühten sich die Bewohner der Gemeinden in der Umgebung um Versöhnung.

Im zentralen Gebiet des Gerichtsbezirkes St.Petersberg hatten früher (Unter)Mieming, See, Mötz, Haiming, Silz, Obsteig unter einer grundherrschaftlichen Organisation (Hofmark) des Hochstiftes Augsburg eine Weidegemeinschaft gebildet, die sich beinahe mit der Urfarre von Silz deckte. Nach O.Stolz erhielten um 1300 auch die Gemeinden im ganzen Landgerichtsbezirk Imst eine Gemeinschaft zur Nutzung von Almen und Weiden im Pitztal. Aber schon im 15. und 16. Jahrhundert stritten sie gegeneinander wiederholt um Weidenutzung und deren Gemarkung. Insbesondere gab es sehr oft Konflikte zwischen Mötz, Silz und Haiming um die Arzwiese, aber

interessanterweise erschien eine davon als Vermittler mit benachbarten Gemeinden, wenn zwei andere sich stritten. Die einzelnen Gemeinden waren nämlich immer bereit, sich um die Versöhnung der streitenden Gemeinden zu bemühen, so weit sie selbst nicht direkt in Konflikte verstrickt wurden.

Es dürfte verständlich sein, daß derartige Konflikte und gemeinsame Handlungen zum Konfliktaustrag meistens innerhalb des Landgerichtsbezirkes stattfanden, weil die Gemeinschaften zur Weidenutzung normalerweise räumlich in diesem Bezirk blieben. Von den gezeigten Karten lässt sich aber erkennen, daß nicht nur die benachbarten Gemeinden, sondern auch die weit entfernten Gemeinden an der Vermittlung teilnahmen. Bei der Schlichtung der streitenden Gemeinden im Etsztal waren die Gemeinden vom Inntal präsent und diese Beziehung galt auch für das Gegenteil. Man soll auch nicht übersehen, daß diese Beziehungen von Konflikten und Schlichtungen sich manchmal über einen ganzen Landgerichtsbezirk ausbreiteten. Das läßt sich wahrscheinlich so erklären: Im Hochmittelalter und besonders in den Randgebieten der Landgerichte im Oberinntal breiteten sich mehrere Gemeinschaften zur Weidenutzung über zwei benachbarte Gerichtsbezirke aus. Derartige weiträumige Kommunikationen zwischen Bauern(Gemeinden) waren ein Charakteristikum im Inntal, weil hier die Landgerichtsbezirke geographisch nicht geschlossene Täler, sondern mindestens nach Osten und Westen offene Räume waren.

Soweit originale Vertragsurkunden andeuten, gab es bei den Konflikten außer Beschlagnahme vom Vieh harte Auseinandersetzungen mit Worten und Taten. Manchmal war es auch für Richter(und Beisitzer) schwer, die Parteien zu einigen, und in solchen Fällen erbat der Richter Unterstützung vom Landesherrn und seinen Beamten. Aber die Vermittlung durch die Bewohner anderer Gemeinden scheint ein entscheidender Faktor zur Versöhnung gewesen zu sein. Erst durch die Untersuchung an Ort und Stelle und Zeugenaussagen von Bewohnern der benachbarten Gemeinden konnten so schwierige Konflikte wie die um die Gemarkung beigelegt werden. Bei solchen Untersuchungen von Gemarkungen waren interessanterweise oft neben den Älteren auch einige Junge als Zeugen anwesend, weil die Sicherung der Gemarkung in Zukunft überwiegend von den Erinnerungen dieser Leute abhing.



### (3) Konflikte zwischen Gemeinden im Landgericht Laudegg

Das Landgericht Laudegg besteht räumlich aus dem obersten Oberinntal und dem an Prutz ins Oberinntal zusammenfließenden Kaunertal und bildete im Hochmittelalter eine Pfarre(Prutz). Die Gemeinden im Gerichtsbezirk gehörte damals zu einer Gemeinschaft zur Nutzung der Almen und Weiden im Kaunertal. Im Spätmittelalter wurde das bergige Gebiet auf der linken Seite vom Inn, zu dem die Gemeinden Fiss, Serfaus und Ladis gehörten, zu einer selbständigen Gemeinschaft (genannt Drittel am Berg) und zu einer Pfarre(Serfaus). Die Gemeinden Prutz, Ried, Fendels und Tösens auf der rechten Seite vom Inn setzten eine Gemeinschaft, d.h. ein Drittel in der Ebene zusammen, und die Gemeinden Kauns, Faggen, Kaunerberg, Kaunertal, ein Drittel zu Kauns. Beide Drittel in der Ebene und zu Kauns hielten im 15. Jahrhundert noch gemeinsam eine niedergerichtliche Taiding im Prutz, und eine Verwaltungsorganisation der Alm und Weide als eine „Zweidrittelgemeinschaft“. Erst 1470 wurde die Alm und Weide zwischen beiden Drittel geteilt und dabei wurde im Drittel in der Ebene die Weide zwischen einzelnen Gemeinden geteilt, während das Drittel zu Kauns bis ins 17. Jahrhundert die gemeinsame Weide erhielt. Diese Entwicklung der einzelnen Gebiete(Drittel) beschleunigte jedoch die Abschließung der Drittel voneinander nicht. Insbesondere die Gemeinden in der Ebene hatten Alm und Weide allenthalben im Kaunertal inne und auch umgekehrt die im Drittel zu Kauns im Drittel in der Ebene. Es gab daher zwischen beiden Talgebieten ziemlich intensive Beziehungen der Bauern und zwar nicht nur gütliche, sondern auch oft feindliche.

Von hier betrachteten 19 Vertragsurkunden gehen sieben um die Sühneverträge zwischen Gemeinden in erwähnten beiden Dritteln. Als Grund zum Konflikt kann man außer der Weidenutzung und Gemarkung auch die Belastung für die Instandhaltung der Brücke und des Weges, Errichtung von Archten und Verteilung der Steuerbelastung nennen. Diese Streitsachen bedeuten auch die engen Kontakte und Kommunikationen zwischen den Bauern(Gemeinden) im Bereich der Viehzucht und im alltäglichen Leben im ganzen Landgerichtsbezirk. Solche Beziehungen lassen sich deutlicher erkennen dadurch, daß auch die Leute vom Drittel am Berg mal an der Schlichtung zwischen Gemeinden von den anderen zwei Dritteln, mal an der Sühne zwischen Gemeinden vom

Drittel in der Ebene oder dem Drittel zu Kauns teilnahmen.

#### (4) Konflikte zwischen Gemeinden im Landgericht Ehrenberg

Das im Nordwesten Tirols gelegene Landgericht Ehrenberg bestand aus Lechtal, Tannheimer Tal, dem Gebiet um Reutte und dem Gebiet um Ehrwald. Lechtal und Tannheimer Tal bildeten noch im 15. und 16. Jahrhundert je eine Gemeinschaft zur Weidenutzung. Aber schon in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts wurde die Lechtaler Gemeinschaft in zwei und dann in drei Gemeinschaften geteilt.

Für diesen Gerichtsbezirk werden hier 22 Vertragsurkunden aufgezeigt. Die Konflikte ereigneten sich häufig im Verlauf der Teilung der Alm und Weide. Von den Urkunden läßt sich doch erkennen, daß es noch im 16. und 17. Jahrhundert überall Gemeinschaften zur gemeinsame Nutzung der Alm und Weide von verschiedener Größe gab. Ein Vertrag von 1512, der einen Streit zwischen Rinnen und Brunnhof um die Alpe Ratz(Raaz) schlichtete, enthält Zeugenaussagen und Zeugenlisten von Leuten aus großräumigen Gebieten(Gebiet um Reutte, Lechtal, Tannheimer Tal, Landeck, Imst). Diese weiträumige Alpe breitet sich südlich von Reutte aus und die beträchtliche Zahl der in der Urkunde aufgeschriebenen Leute steht für die Wichtigkeit der Alpe. An dem Sühnevertrag zwischen Vorderhornbach einerseits und Elbigenalp, Häselgehr, Elmen andererseits nach dem Konflikt um die Alpe von Peterberg waren nicht nur die Bewohner im Lechtal, sondern auch die von Tannheimer Tal beteiligt. Auch der Richter von Ehrenberg war in der Versammlung präsent, aber die Versammlung zur Sühne fand in einem Wirthaus in Elbigenalp statt. Derartige Handlungen zur Sühne konnten anders als normale Gerichtstaidinge, in verschiedenen Orten in der Nähe von den betreffenden Gemeinden bzw. Weiden abgehalten werden.

Die Urkunden erläutern nicht ausführlich die Verläufe der Konflikte. Wie die oben erwähnte Urkunde von 1512, die gegenseitige Beleidigung mit Worten strikt verbot, war die Feindschaft zwischen betreffenden Gemeinden und die Wahrscheinlichkeit zur Eskalation des Konfliktes manchmal sehr groß. Die Beschlagnahme von Vieh war ein oft verwandtes Mittel zur Selbsthilfe.

## (5) Zwischenergebnis

Die Ergebnisse der Betrachtung von Konflikten zwischen Gemeinden und Konfliktlösungen in sechs Landgerichten soll hier kurz zusammengefaßt werden. Der Landgerichtsbezirk bestand seit dem Spätmittelalter räumlich aus einigen größeren und vielen kleineren Weidgemeinschaften. Die zentralen bzw. wichtigen Gebiete der Gerichtsbezirke erhielten meistens bis ins 15. und 16. Jahrhundert eine weiträumige Weidgemeinschaft, wie im Landgericht St.Petersberg(Mittelteil auf beider Seite von Inn), Imst(Pitztal), Laudegg(Drittel in der Ebene, zu Kauns), Ehrenberg(Lechtal). Die Anmarschwege der Bauern einer Gemeinde zu Alm und Weide, Wiese und Wald reichte also sehr weit in den Gerichtsbezirk hinein. In diesem Sinne war der Landgerichtsbezirk im allgemeinen auch der alltägliche Arbeitsbereich der Bauern mit Viehzucht. Der Bevölkerungszuwachs im 15. und insbesondere im 16. Jahrhundert(durch die Entwicklung des Bergwerkbetriebes) in Tirol und die vergrößerte Nachfrage nach Lebensmittel intensivierte die Viehzucht und verursachte mehr Konflikte um Alm und Weide, Wald und Wiese. Es liegt nahe, daß die betreffenden Gemeinden bei Konflikten oft einander benachbart waren. Aber nicht selten waren diese Gemeinden ziemlich weit voneinander entfernt, insbesondere wenn die Almen und Weiden von fern abgelegenen Gemeinden gemeinsam genutzt wurden.

Die Ursachen von Konflikten zwischen Gemeinden betrafen überwiegend die Viehzucht, aber auch andere verschiedene Probleme der wirtschaftlichen und öffentlichen Bereiche des bäuerlichen Alltags: das Benutzungsrecht und die Grenze der Weide, die Regel der Weidenutzung wie Termine über den Viehtrieb, Errichtung der Zäune, die Anstellung des Hirten und dessen Entlohnung, die Fahrt und der Durchgang mit Vieh, die Erhaltung der Brücken und der Wege, der Bau von Archsen, die Steuerbelastung usw. Bei einigen Urkunden kann man erkennen, daß es bei den Konflikten Beschlagnahme von Vieh, Beleidigung mit Worten und auch Gewalttaten gab, daß derartige harte Feindseligkeiten nicht nur die streitenden Gemeinden, sondern auch andere Gemeinden und ihre Bewohner in der Umgebung belasteten und schädigten. Vor allem die Vertragsurkunden von wiederholten Grenzkonflikten spiegeln einen überaus hartnäckig ausgefochtenen Verlauf wieder, weil auch der Verlust von wenig Boden bereits die

Existenz der Bauern bedrohen konnte. Das Benutzungsrecht der Weide und Sicherung der Gemarkung konnten nur erst durch die dauernde Benutzung und Besetzung derselben Weide als Gewohnheit anerkannt werden. Deswegen wollten die Bauern sozusagen nach dem Prinzip von Selbsthilfe(Gewalt und Gegengewalt) gegen die Gegner ihre Rechte und Interessen behaupten. Wie oben erwähnt, scheint in den Vertragsurkunden häufig die disziplinierende Formel auf, die den Parteien befahl, die gegenseitigen Beleidigungen hintan zu halten und eine gütliche, freundliche und nachbarliche Beziehung wiederherzustellen. Diese disziplinierende Vertragsformel scheint ein geeignetes Mittel zur Lösung tief verwurzelter Konflikte zwischen den Streitparteien gewesen zu sein.

Anthropologische Forschungen der Rechtsgeschichte haben gezeigt, daß die Selbsthilfe bzw. Fehde ein anderes gütliches Mittel zur Konfliktlösung voraussetzt. Ein derartiges Mittel in der bäuerlichen Gesellschaft Tirols war die Vermittlung und Versöhnung durch die Nachbarn. Die gemeinsamen Verhandlungen zur Sühne wurde meistens vor dem Landrichter bzw. dem Pfleger abgehalten, aber nicht immer im normalen Gerichtssitz, sondern oft in einem anderen Ort. Es ist auch bemerkenswert, daß bei nicht wenigen Verhandlungen der Landrichter keine wichtige Rolle gespielt zu haben schien. Dabei erschien der Landrichter nur als Siegelgeber für die Urkunde oder als einer von den Vermittlern. Zur Beilegung der Konflikte zwischen Gemeinden war immer, wie oben wiederholt betont, die Vermittlung der Gemeinden im Landgerichtsbezirk der entscheidende Faktor. Die Verhandlungen der Gemeinden für die Sühne wurden also anders als die ordentlichen Gerichtstaidinge überall an Ort und Stelle im Feld oder im Wirthaus des betreffenden Orts abgehalten.

Wie schon erwähnt, breitete sich die Verteilung der streitenden und vermittelnden Gemeinden sehr weit aus, eventuell auch über den Landgerichtsbezirk hinaus. Es ist aber schwer zu erklären, aus welchen Gründen bestimmte, auch fern gelegene Gemeinden an den Verhandlungen teilnahmen. An einigen Vertragsurkunden im Landgericht Laudegg und St.Petersberg kann man doch ersehen, daß es alltägliche Kommunikationen zwischen diesen Gemeinden wie ein Netzwerk gab. Verständlicherweise konnten die Feindseligkeiten zwischen streitenden Gemeinden durch einmalige Versöhnung nicht völlig beigelegt werden, aber die jedesmal wiederholte gemeinsame Handlung zur Sühne

förderte die autonome Wiederherstellung und Erhaltung der lokalen Ordnung der bäuerlichen Gesellschaft in Tirol. Dieses Kommunikationsnetzwerk barg also immer die Gefahr von Konflikten in sich, trug aber auch wesentlich zu deren Überwindung bei.

Die Grundlage derartiger Kommunikationen wurden vor allem durch die Ketten der gemeinschaftlichen Beziehungen für Weidenutzung gelegt, aber die Verteilung der Vermittler breitete sich häufig über diese Ketten der gemeinschaftlichen Beziehungen hinaus aus. Diese Verhältnisse sollten hypothetisch so erklärt werden: Durch die wiederholten Konflikte und gemeinsamen Handlungen zur Wiederherstellung der friedlichen Ordnung drang im 15. und 16. Jahrhundert zwischen Bauern der Gedanke durch, daß die Regulierung der Interessenverhältnisse zwischen Gemeinden nicht nur das Problem der streitenden Gemeinden, sondern auch die öffentliche Angelegenheit eines großräumigen Gebietes war, und wahrscheinlich die des ganzen Landgerichtsbezirkes. Dieses Öffentlichkeitsbewußtsein im Rahmen eines Landgerichtsbezirkes legte auch den Grundstein zu gemeinsamen Handlungen für politische Willensbildung und andere politische Funktionen dieser Gerichtsgemeinde (d.h. Vertretung zum Landtag, „hinter sich bringen“ der wichtigen Entscheidungen vom Landtag und deren Anerkennung, Einreichung verschiedener Beschwerden und Forderungen im Landtag, Militärdienst, Steuerzahlung usw.)

Dieses Bewußtsein der „lokalen Öffentlichkeit“ blieb nicht immer im Rahmen des Landgerichtsbezirkes geschlossen. Das Zusammenwirken über die Grenze des Landgerichtsbezirkes hinaus für den Konfliktaustrag bildete einen Beitrag zur Entwicklung eines breiteren Öffentlichkeitsbewußtseins. Die Diskussion und Auseinandersetzung auf dem Landtag waren die bedeutenden Faktoren zur Entwicklung solchen Bewußtseins im Rahmen des ganzen Landes. Auch die gemeinsamen Handlungen der Bauern während des Bauernkrieges in Tirol förderten es weiter. Aber, wie die Meraner und Innsbrucker Artikel zeigen, blieb der Landgerichtsbezirk bzw. die Landgerichtsgemeinde im alltäglichen Leben der Bergbauern der wichtigste Bereich der Öffentlichkeit. In diesem Zusammenhang soll über das Bewußtsein und die Mentalität der Bauern noch eine ausführlichere Untersuchung durchgeführt werden.

(Ich danke Herrn Archivar Dr. Manfred Rupert herzlich für die freundliche Hilfe bei meiner Arbeit im Tiroler Landesarchiv.)